

## 美濃加茂市民ミュージアム紀要 第3集

### 目次

可児郡御嵩町より新たに確認されたゾウ化石について 川合 康司	1
尾崎遺跡出土の須恵器鍋について 磯谷 祐子	7
尾崎遺跡における古墳時代後期土師器煮炊具について 藤村 俊	37
<hr/>	
加茂神社の総合研究三 カモ地域史研究会	1
坂祝神社と三加茂 鈴木 重喜	2
歴史資料としての棟札 長沼 毅	8
〔史料篇〕 坂祝神社棟札 坂祝神社由緒記・大正期	14
資料紹介 津田左右吉関係資料「辞令類」 林 英雄	20



# 可児郡御嵩町より新たに確認されたゾウ化石について

川 合 康 司

## 1 はじめに

美濃加茂市、可児市、可児郡一帯には中新統瑞浪層群が広く分布する。

古来、瑞浪層群からは多くの哺乳動物化石が産出し、日本のこの時代の模式地ともなっている。

特に、可児郡御嵩町からは、*Gomphotherium annectens* と命名されたゾウの化石が産出しており、それは日本で最初の長鼻目化石の報告となっている。また、この化石は地質時代的に日本最古のゾウ化石とされている。

今回、その個体の一部と思われる切歯が新たに確認されたのでここに報告する。

## 2 地質

本標本が産出した御嵩町は瑞浪層群が分布する。

可茂地域の瑞浪層群は下位から蜂屋累層、中村累層、平牧累層に分けられ、中村累層、平牧累層はそれぞれ上部層、下部層に分けられる。

蜂屋累層は火山角礫岩を主体とし、その中に凝灰質砂岩、シルト岩、礫岩などを夾む。

中村累層は下部層が礫岩、凝灰質砂岩シルト岩互層が中心となり、下底は礫岩、クロスラミナの発達する礫質砂岩を含んでいる。

上部層は礫岩、シルト岩、亜炭を夾む凝灰質砂岩などで構成される。

下部層とは多量の亜炭を含んでいることで区別される。

また、平牧累層と比較して岩層の厚さが薄い。

平牧累層は下部層がその下底に凝灰角礫岩、礫岩などの巨礫が堆積しているところと、乱堆積構造を示しているところが見られる。その上に凝灰質砂岩、凝灰質砂岩とシルト岩の互層などが堆積する。

上部層はクロスラミナの発達した礫質砂岩、凝灰岩、シルト岩の互層、凝灰質砂岩、シルト岩な

どが堆積する。

蜂屋累層、中村累層、平牧累層からはそれぞれ多くの植物化石、動物化石が産出し、本標本は平牧累層の下部層から産出したものである。

## 3 番上洞から産出した標本について

可児郡御嵩町番上洞から発見され、東濃中学(当時)に保管されていたゾウの上顎骨化石はP<sup>4</sup>~M<sup>3</sup>、<sup>1</sup>M~<sup>3</sup>Mの歯がついている。この標本について松本は1924年に邦文で、1926年に英文で報告し、*Hemimastodon annectens* とした(松本1924、MATSUMOTO 1926)。この標本は *annectens* の模式標本となっている。この上顎骨は最初は東濃中学校に保管されていたが、現在は瑞浪市化石博物館に保管されている。

その後、同じ御嵩町番上洞の少し離れた地点から、1931年に平井戒一氏によってゾウの下顎骨が発見された。この下顎はほぼ完全な形で残されており、臼歯の保存状態もよい。ただし、切歯は左切歯はよく保存されているが、右切歯は歯根のところで折れている。

この下顎骨標本について、横山次郎(1938)は *Bunolophodon annectens* と報告した。この標本は現在京都大学に保管されている。

これらの標本の属名はTobien(1972)によって *Gomphotherium* に含まれることになった。従ってこの両者の学名は *Gomphotherium annectens* とされている。(亀井・岡崎1974)

このほか、*Gomphotherium annectens* の化石は瑞浪層群より下顎骨および脛骨が報告されているが、他県からの正式報告はない。

松本(1924)が報告した上顎骨と横山(1938)が報告した下顎骨は、どちらも可児郡御嵩町中切番上洞で発見されており、両者を交合せるとよく一致し、現在では同一個体と考えられている。

#### 4 今回発見された切歯について

今回発見された *Gomphotherium* の切歯の経緯を述べると、筆者が可茂教育振興事務所に勤務していた2001年にさかのぼる。

2001年秋、可児郡御嵩町立上之郷小学校を訪問したとき、伊左治彪校長より PTA 会長宅に動物の化石がある旨の話を聞いた。

早速、伊左治校長より PTA 会長の佐賀誠氏に連絡を取ってもらい化石を見せてもらえるよう依頼した。

標本は佐賀誠氏の父松彦氏が保管されているということであった。

佐賀氏の快諾により、標本を見せていただくこととなった。

2001年暮れに可児市史編纂室の亀谷泰隆室長とともに佐賀氏宅を訪問し、標本を見せていただいた。

その結果、まぎれもなく *Gomphotherium* の下顎の切歯であることを確認した。

標本は昭和10年（1935）頃、松彦氏の父君が番上洞の客土採掘地で採集されたとのことである。

#### 5 標本について

*Gomphotherium annectens* (MATSUMOTO)

部位 下顎右切歯

産出地 可児郡御嵩町中切番上洞

産出層準 平牧累層下部

この標本は全長119.2mm、最大幅36.6mm、厚さ21.3mmで前方部から接合部までほぼ完全な状態で保存されている。

前方部は緩くカーブし、生存時における摩耗の後と考えられる。

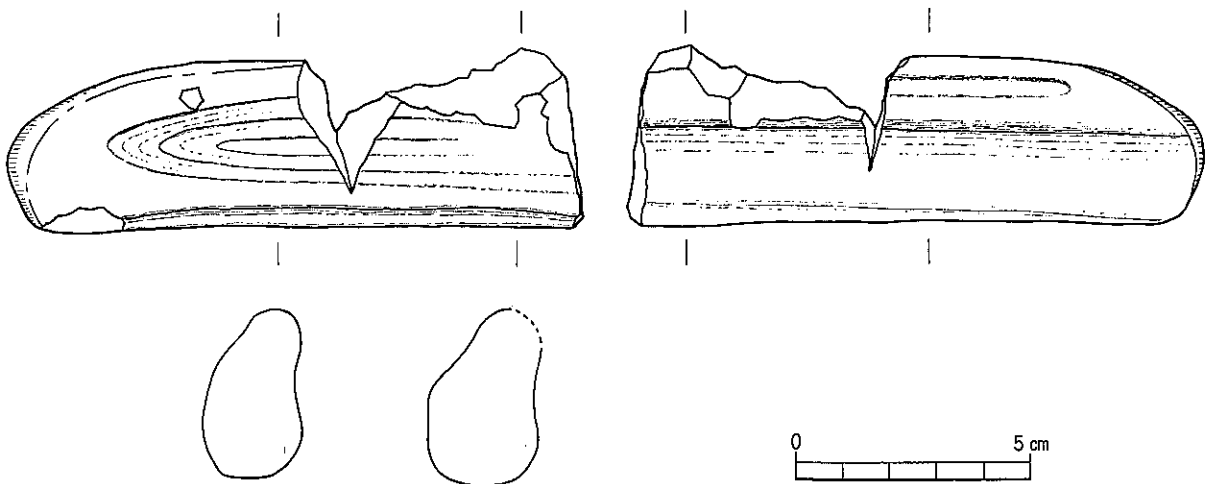
左切歯は前方部が鋭く、いわゆる牙の状態を示している。

それと比較し、この標本は先端が摩耗されているものの扁平な形を示し、牙状ではない。

このことから、従来想像図に描かれているような牙状の切歯ではなく、先端が扁平なへら状の切歯であったことが分かる。

また、上面中央に基部から先端に向かい長さ89.6mmの溝がある。

標本の保存状態はきわめて良好で、下顎骨の標本の右切歯の欠損部分と接合してみると見事に合致し、同一個体のものであることが判明した。



## 6 考察

*Gomphotherium* 属は Gomphotherium 科全体の中で祖先的な部類であり、中新世初期にアフリカに出現した後、急速にユーラシア大陸に拡大していったとされる。

この属は上下ともに牙があり、吻部が非常に長いことが特徴である。

番上洞標本は *Gomphotherium* 属の特徴をよく残し、日本でもっとも保存状態のよい標本である。

そこに今回下顎右切歯が新しく加わったことにより、*Gomphotherium annectens* のほぼ完全な頭骨標本となった。また、新しく確認された下顎右切歯についてみると、切歯はよく復元図に描かれているような先がとがった状態のものではなく、先端が扁平なへら状のものであることがわかる。

このことから、下顎の切歯を使い沼沢地性の植物を掘り起こして食べていたとも考えられる。また、*Gomphotherium* 属の歯はいわゆる低歯冠で柔らかい植物を食べていたことが伺われる。

この標本では、下顎右切歯の摩耗は少ないが、左切歯は極端に摩耗し、先端が鋭くなっている。これは、この個体の生存時に摩耗したと仮定するならば、その生活様式を類推することも可能である。また、*Gomphotherium* 属の生体を解明する糸口ともなる。

## 7 謝辞

本稿を作成するにあたり、標本の研究を許可して下さった御嵩町の佐賀松彦氏、ご子息の佐賀誠氏に心よりお礼申し上げます。

また、終始協力して下さった美濃加茂文化の森所長可児光生氏、学芸員村瀬英彦氏、可児市史編纂室長亀谷泰隆氏、松田篤氏、図を書いて下さった美濃加茂文化の森学芸員藤村俊氏と井戸美里氏、情報を提供して下さった御嵩町立上之郷小学校長伊左治彪氏、ご意見をいただいた岐阜県博物館自然係石田克氏、古田靖志氏、脇本晃美氏にも心よりお礼申し上げます。

(かわい こうじ 岐阜県加茂郡東白川村立東白川中学校長)

## 文献

- 1) 松本彦七郎 (1974)  
日本産マストドンの二新種 (略報) 地質学雑誌31 (375) 394-414
- 2) MATSUMOTO, H (1926)  
On Two New Mastodons and an archetypal Stegodont of Japan. *Sci. Rep. Tohoku Imp. Univ.*, (2) 10 (1) 1-11.
- 3) 鹿間時夫 (1937)  
化石象産地としての日本群島 科学、7、6、215-216
- 4) MAKIYAMA, J. (1938)  
Japonic Proboscidae. *Mem. Coll. Sci. Kyoto Imp. Univ.*, (B), 14, (1), Art. 1, 1-59
- 5) 亀井節夫・岡崎美彦 (1974)  
瑞浪層群の哺乳動物化石. 瑞浪市化石博物館報 (1) 263-291, pls. 86-87.
- 5) 可児町教育委員会 (1977)  
平牧の地層と化石 —可児ニュータウン 化石調査報告書—

## Plate

Fig. 1, 2, 3 *Gomphoterium anectenns* (MATUMOTO)  
下顎右切齒

1 表面 ×0.8

2 裏面 ×0.8

3 断面 ×1.7

1



2



3





# 尾崎遺跡出土の須恵器鍋について

磯谷 祐子

## はじめに

尾崎遺跡は美濃加茂市蜂屋町に所在し、木曾川、飛騨川の高位段丘上に位置する集落址である。発掘調査は「みのかも文化の森」整備計画に伴い平成5年から14年にかけて行われた。また、平成4年から5年には、(財)岐阜県文化財保護センターが、国道41号線美濃加茂バイパス建設に伴って市調査区の南に隣接した地区で調査を行っている。

本遺跡の周辺には南へ0.5kmの地点に太田大塚古墳(円墳、規模不明)、西へ約1.4kmの地点に矢田廃寺、西へ1.9kmの地点に加茂県主神社などがあり、また南側段丘下には条里水田が認められる。

2002年に刊行された「尾崎遺跡発掘調査報告書」では、出土資料が膨大なため、全てを掲載することができなかった。そのため、現在もお整理作業を継続して行っており、ここでは報告書刊行以後に明らかとなった資料を加え、尾崎遺跡で4点が出土した須恵器鍋という器種の性格を中心に若干の考察を試みたい。

## 尾崎遺跡出土の須恵器鍋

当遺跡では36号住居址、61号住居址、601号土坑及び包含層から各1点、合計4点の須恵器鍋が出土している(第2図)。以下に各資料について述べる。

### 36号住居址出土鍋(第3図—1)

36号住居址は文化の森東駐車場地区において検出され、出土遺物の年代観から6世紀前葉代の住居址と考えられる。遺構自体の遺存状態は極めて悪いが、覆土には炭化物粒を含む焼土層が存在すると共に総量28.8kgの「オニイタ(鬼板)」が含まれていた。

本住居址出土の須恵器鍋は、遺構西側隅部分の覆土から数点の破片の状態で見出されており、口胴部1/4程度の破片で口縁部は僅かに残る。推

定口径29.2cmを測る。

口縁部は僅かに外反し、外面が凸帯状をなす。胴部外面には斜位の平行タタキを施し、中位に1条の浅い沈線を巡らす。内面には上半にヘラによる回転ナデを施し、下半にヘラケズリを施す。中位には指頭もしくは丸い工具による痕跡が二段に連続してみられる。

胎土はやや粗く、砂粒がやや多い。焼成はやや甘く、色調は灰白色(7.5Y7/1)を呈する。外面は摩耗し、底部は特に顕著である。

第3図—2~12、第4図—1~5は同遺構出土の遺物で、須恵器は6世紀前葉の坏蓋、坏身、7世紀初頭の甕、6世紀初頭の壺もしくは甕の破片、土師器では甕、鉢等が見られる。

### 61号住居址出土鍋(第4図—6)

61号住居址は本館地区において検出され、出土遺物の年代観から6世紀前半代の住居址と考えられる。しかし、規模が小さくカマドを伴わない等の状況から通常の住居とは考え難く、何らかの作業場等であった可能性も考えられる。

本住居址出土の須恵器鍋は、遺構内東壁寄りの覆土中より数点の破片の状態で見出されており、口胴部1/4程度の破片で、推定口径35.8cmを測る。口縁部は僅かに外反して外面が鈍い凸帯状をなし、大きな片口を作り出す。

外面には胴部に斜位、底部に横位の平行タタキを施し、胴部中位に2条の浅い沈線を巡らせる。胴部下から1/3程度の部分には縄状の圧痕が見られる。内面は口縁部に回転ナデ、口縁下4.0cm以下の部分にヘラケズリを施す。

胎土はやや密で砂粒を若干含み、7.0mm程度の砂粒も見られる。焼成は甘く、特に底部は脆い。色調は灰白色(7.5Y7/1)を呈す。

第4図7~11、第5図、第6図—1、2は同遺構出土の遺物で、須恵器は6世紀前葉の蓋坏、高

坏の蓋、6世紀中葉の坏蓋、高坏、甗、提瓶、時期不明の鉢があり、土師器は甗等がみられる。

#### 601号土坑出土鍋（第6図—3）

601号土坑は本館地区において検出され、出土遺物の年代観から6世紀前葉代の遺構と考えられる。66号住居址に隣接した位置にあるが、遺構の性格は判然としない。

本遺構から出土した鍋は、遺構内西壁付近の覆土中と601号土坑から東へ6～8mの地点の包含層から出土した破片が接合しており、口縁部から把手部までの1/6程度の破片で推定口径25.8cmを測る。口縁部はやや大きく外反し、端部をつまみ上げ、外面に段を有する。外面口縁直下に片口部分を作り出す押圧痕がみられ、胴部には平行タタキを施す。把手は牛角状を呈し、ナデつけている。内面には回転ナデを施す。

胎土は密で白色微砂粒を若干含む。焼成は甘く、色調は灰白色（7.5Y7/1）を呈する。

第6図—4～8は同遺構出土の遺物で、須恵器は5世紀末から6世紀初頭の坏身、6世紀前葉の高坏、7世紀代の壺等があり、土師器甗もみられる。

#### 包含層出土鍋（第6図—9）

報告書で既に紹介している資料である（報告書第69図—12）。口胴部1/5程度の破片で、推定口径31.0cmを測る。口縁部は僅かに外反し、端部がやや丸く、外面下位に鈍い稜を有する。

胴部外面には斜位の平行タタキ、底部にカキ目を施し、中位に1条の浅い沈線を巡らせる。内面は回転ナデ後、胴部に縦位のナデ、底部にヘラケズリを施す。把手は貼付による。胎土はやや粗く、砂粒、白色粒を多く含む。焼成は良好、色調は灰黄褐色（10YR5/2）を呈し、底部内外面に摩耗がみられる。

トレンチ出土のために詳細は不明であるが、出土地点であるⅢ・D・82・2、Ⅲ・D・83・1、Ⅲ・D・83・2区周辺では住居址と思われるプランが確認されている。

このように、各遺構の遺物出土状況からみて、

鍋は36号住居址、61号住居址においては住居廃絶後に投棄もしくは流れ込みによって混入したものと考えられる。36号住居址は、覆土一括資料のため詳細な状況は不明であるが、出土地点が西隅にまとまっている。61号住居址は破片が一方所に集中していることから、投棄とみる方が妥当と考えられる。

601号土坑は、最大8m離れた地点から出土した破片と接合していることから、直接遺構とは関係しない流れ込みとみるべきであろう。

### 東海地方の須恵器鍋出土遺跡

須恵器鍋は、各地の古墳時代の遺跡に散見されるが、同時代の遺跡であれば必ず出土するというものでもない。そこで次には、他の遺跡における出土例の比較検討を行ってみたい。

なお、他遺跡の出土例を検討するにあたっては、本来なら広く全国の遺跡について検索すべきところであるが、尾崎遺跡の周辺地域である東海三県に限定して行った（第7図）。

なお、記述の順序は、各遺跡の報告書の年代観に基づき、供伴遺物が古い時期のものを含む遺跡から述べることとする。

#### 六大A遺跡出土鍋（第8図—1）

本遺跡は三重県津市に所在し、志茂登川右岸の緩やかな段丘斜面に位置している。弥生時代後期から奈良時代までの祭祀遺跡で、大溝、井泉等の遺構が検出されている。そのうち、鍋はSD1とSR2から出土している。

図版に掲出の鍋は須恵器ではなく韓式系土器であるが、本遺跡からは小片も含め、多数の韓式系土器の鍋と共に須恵器鍋が出土している。本資料は体部が球形をなし、外面に格子タタキを施す。胴部中位に沈線を巡らし、把手下部には刺突がみられる。

その他図示はできなかったが、報告書写真図版PL188の須恵器鍋3856、3857は甕形を呈するものである。外面にはタタキの後カキ目を施し、3857は内面に当て具痕が見られる。

本遺跡には5世紀前半に遡る可能性のある須恵

器もあると言われ、東海地方では最も充実した初期須恵器段階の資料である。

#### 伊勢山中学校遺跡出土鍋（第8図—2～6）

本遺跡は愛知県名古屋市に所在し、名古屋台地上、堀川の左岸に位置する古墳時代を中心とした集落址である。

須恵器鍋は5次調査の住居址SB03（第8図—6）、SB17（同—5）、土坑SK108（同—2、3）と10次調査の住居址SB01（同—4）、および包含層から出土している。このうち、SK108については、一括性の高い土器投棄土坑と考えられている。

本遺跡出土の鍋は、口縁部が外反するのは共通であるが、胴部については丸く張る形態のものやや浅く開いた鉢形のものがある。

第8図—2は鉢形を呈する体部に牛角状把手がつき、口縁部には片口がみられる。体部外面には上半に縦位、下半に横位の平行タタキを施し、内面は上半にナデ、下半にはヘラケズリを行う。また、外面中位には浅くやや雑な沈線が巡り、把手接合部よりやや上方には布目の圧痕がひも状に残る。本資料は長期間の使用によるためか体部の内外面に摩耗がみられる。

第8図—4は体部が丸く張り、牛角状把手の一部が遺存するが、片口の有無は不明である。

体部外面には中位と下位に浅い沈線が巡るが、口縁直下と把手接合部の直下にはひも状の布目圧痕がみられ、把手の接合部下部には3カ所の刺突がある。体部外面の上半に縦位、下半に不整方向の平行タタキを施し、内面にはナデを施す。焼成はやや甘く、底部は特に脆い。把手部分に二次的な被熱によると思われる黒褐色から褐色の変色がみられ、やや脆くなっている。

第8図—5は鉢形を呈するが片口や把手は不明である。体部外面は中位に浅い沈線を巡らし、上半には斜位の平行タタキ、下半にはヘラケズリ後ナデを施している。内面には丁寧な回転ナデを施す。焼成はやや良、胎土はやや密である。

第8図—6は丸みを持ち大きな片口がついて、把手は接合部のみ遺存する。体部外面には中位に幅の広い浅い沈線が巡り、把手の上方にひも状の

布目圧痕がみられる。外面には縦位のやや幅のある平行タタキを施し、内面にはヘラによる回転ナデを施す。焼成はやや良、胎土は緻密で砂粒を若干含む。

時期は、2～4が猿投窯編年のH—111号窯期、5、6が5世紀末から6世紀前葉とされる。

#### 門間沼遺跡出土鍋（第8図—7～12）

本遺跡は愛知県葉栗郡木曾川町に所在し、犬山扇状地西端近辺の木曾川南派川左岸に位置する、弥生時代から中世にかけての集落址である。

須恵器鍋は古墳時代の溝SD I（第8図—12）、SD52（同—8、9）と井戸SE26（同—11）、SE29（同—7）及び柱の抜き取り穴SX05：P01（同—10）から出土している。

本遺跡出土の須恵器鍋は、口縁部が外反し体部が丸いものを主としているが、9の口縁部は直立している。実測図をみる限り小片が多く、全てが鍋と断定はできないが可能性例も含めて図示する。

SD52は墳墓SZ02周溝部にあたり、SE29もSZ02の墳丘から周溝にかけて存在する。SE26は墳墓SZ01のすぐ脇にあり、SD Iは上記の遺構がある微高地に沿って掘削された溝である。

本遺跡出土の須恵器鍋は、5世紀代を中心とすると思われる。

#### 尾張元興寺跡出土鍋（第8図—13～15、第11図—20）

本遺跡は愛知県名古屋市に所在し、熱田台地の西端縁、前述の伊勢山中学校遺跡の南に隣接する位置にある。主たる遺構は7～9世紀頃存在した寺院の跡であるが、住居址、土坑等古墳時代から近世に至る遺構もみられる。

須恵器鍋は10次調査の住居址SB4（第8図—13）、土坑SK7（同—14、15）、7次調査の土坑SK21（第11図—20）から出土している。小片ばかりで断定は難しいが、写真を見る限り鍋としてよいのではないかと考える。口縁部が大きく外反して丸みを持つものと、口縁部が外反せず直線的なものがある。

出土遺構の内、土坑は瓦の廃棄土坑とされているものとその他の土坑があり、住居址は古代のもので、東山111号窯期に埋没した他の住居址を切っている。

本遺跡出土の須恵器鍋はSB4が5世紀代、SK21が7世紀代とされる。

#### 志賀公園遺跡出土鍋(第8図—16~20、第9図)

本遺跡は愛知県名古屋市の所在し、矢田川と庄内川の合流地点から南へ約1kmの微高地に位置している。

遺構としては、弥生時代から近世にかけての集落址と墳墓等があり、須恵器鍋は前方後円形墳丘墓に伴う遺物集積地点SU11(第8図16~19)、98J区(同一20)、溝SD50(第9図—8~12)、SD63(同一1)、SD99(同一2)、自然流路NR07の古代下層(同一3、4)と、同古代上層(同一5~7)から出土している。

SU11は前方後円形墳丘墓のくびれ部周辺にあり、当遺構出土の遺物は、接合するとほぼ完形の個体が多いという。98J区出土の須恵器鍋は散在する土器群から出土した。SD50は堅穴住居や大型建物などが並ぶ建物群に隣接し、大量の土器が出土している。SD99は方墳、もしくは方形墳丘墓の周溝にあたる。NR07からは古代を中心に大量の土器と木製品が出土しており、いくつかのまとまりをもった遺物群を形成している。いずれも流路北側寄りに遺物が集中し、流路北側から投棄された状況がうかがえる。

本遺跡出土の須恵器鍋は、点数が多く時期も5~7世紀代と長期間にわたるためか多様な形態がみられる。丸底形、平底形、それに鉢形のものがあり、口縁部は外反する例、直立する例の他、内傾する例もある。また、把手は牛角状の他、新しい時期には環状のものがあり、口縁部より上方に向けて付けられている例もある。把手の取り付け方は挿入法によるものが多く、貼付によるのは7世紀代のものに限られるようである。5世紀代から6世紀初頭までのものは、把手に切り込み、刺突等の細工がみられる。

時期は伴出の須恵器等から、16~20がH—111

号窯期、1~4が6世紀末~7世紀前葉、その他が7世紀代と考えられる。

#### 岩倉城遺跡出土鍋(第10図—1)

本遺跡は愛知県岩倉市に所在する。岩倉城は五条川右岸の自然堤防上に位置するが、周辺は五条川両岸にわたって縄文時代晩期から戦国時代に至る複合遺跡となっている。

本遺跡での古墳時代後期にあたる遺構は古墳、集石墓群等に限定され、住居址などは検出されていない。須恵器鍋は五条川左岸の89F区から出土しており、当該期の遺構は検出されていないが、攪乱を受けて大きく削平された89F区東端部には、本来隣接する90A区で検出された方墳SZ1302の一部がかかっていたと推定される。

須恵器鍋は口縁部がやや外反して体部は鉢形を呈し、牛角状の把手がついている。報告書に記述がないので詳細は判らないが、実測図を見る限り体部に縦方向の線刻が等間隔に並んでいるようであり、特徴的である。

時期は、同区包含層の他の遺物がH—11号窯期かH—61~H—44号窯期とされている。

#### 大鼻遺跡出土鍋(第10図—2、3)

本遺跡は三重県亀山市に所在し、鈴鹿川北岸の上位段丘上に南縁に沿って細長く広がる縄文時代から室町時代までの集落址である。

須恵器鍋は住居址SH37・38(第10図—3)、SH56(同一2)から出土している。2点共に口縁部が外反し、体部が鉢形を呈する。体部外面にタタキ、他の部分にナデを施し、焼成が甘いのも共通である。

時期は、SH56が5世紀末から6世紀初頭、SH37・38が概ね6世紀中葉とされている。

#### 松崎遺跡出土鍋(第10図—4~13)

本遺跡は愛知県東海市に所在し、旧海岸線とほぼ並行する微高地の砂堆の内、最も海岸よりにある第3砂堆上に位置する。この第3砂堆上には松崎遺跡をはじめ、多くの製塩遺跡が存在している。

本遺跡は砂堆上の北地区と砂堆下、後背湿地の

南地区に分かれ、北地区では竪穴住居址と製塩土器堆積群、南地区では6基の炉状遺構が検出されている。須恵器鍋は全て南地区の遺物包含層である第Ⅶ層から出土しているが、小片のため鍋ではなく甑の可能性も含んでいる。口縁部が外反する例とはほぼ直立の例があり、把手の確認できるものは牛角状把手である。体部外面は平行タタキ、内面には板ナデを施す例もある。

報告書では、第Ⅶ層はその成因として砂堆上に堆積した包含層の流出が考えられ、砂堆上に居住域が存在することを示唆するとしている。また、北地区では出土土器中に占める製塩土器の割合が98%であるのに対して、南地区では5%未満である事から、南地区は非生産域であると考えられている。

南地区で検出された炉状遺構は、青灰色の粘土でマウンドを構築していることから、還元化された、かなりの高温での使用を示す状態だが、用途は不明である。なお、南地区出土の遺物には、滑石製双孔円盤、碧玉製管玉、鹿角製刀子柄頭、針、須恵質紡錘車、釣針、鉄鏃、刀装具等の製塩遺跡としては特殊な遺物が含まれており、これらは、祭祀に関わる遺物であると考えられる。

年代は、各期の遺物が混在しているため個々には判らないが、5世紀末から7世紀代のものと考えられる。

#### 川合遺跡群出土鍋（第10図—14～17）

本遺跡群は岐阜県可児市に所在し、木曾川と飛騨川の合流点左岸に位置する縄文時代から奈良時代にかけての集落址と古墳群である。

須恵器鍋は宮之脇遺跡名鉄地点（第10図—14）、宮之脇遺跡A地点の住居址SB71（同—15）、それに、宮之脇10号墳（同—16）、宮之脇11号墳（同—17）の周濠から出土している。

口縁部が外反する例と、あまり外反しない例があり、17は外反するものの端部の処理が特殊である。体部の形状は、鉢形のもの、丸みのあるもの、平底のもの、下部が鋭角的にすぼまっているものと多様である。把手は牛角状を呈し、14、15には大きな片口が作られている。

14は包含層からの出土であるが、出土地点のI5区には15、16号住居址があり、出土状況の写真から、土圧によっていくつかの破片に割れてはいるが一括出土の状況が判るので、同じくI5区出土の坏身（H—61号窯期）と共に住居に伴う可能性もある。

15は住居址床面から出土し、同住居址は蝮ヶ池古窯の時期とされているが、古墳周濠出土のものは、古墳への供献投棄、付近の居住者による投棄、住居址等との切り合いによる混入等が考えられ、断定できない。

#### 上浜田遺跡出土鍋（第11図—1、2）

本遺跡は愛知県東海市に所在し、前述の松崎遺跡と後述の烏帽子遺跡の中間に位置する。

図示の須恵器鍋はかまど周辺からの出土である。口縁部がやや外反する例とはほぼ直立の例があり、体部はともに鉢形を呈して、牛角状の把手がついている。

#### 川田遺跡出土鍋（第11図—3）

本遺跡は愛知県海部郡佐織町に所在し、現在は領内川と新堀川の右岸に位置するが、河道の変遷が激しく、かつては木曾川本流から派生した旧萩原川左岸に位置していた。

遺構としては古墳時代中期の円墳、古代の正方形に巡る溝、中世の土坑墓、自然流路等が検出され、須恵器鍋は円墳SZ01の西部周溝SD06から出土している。

口縁部は僅かに外反し、体部は鉢形を呈する。図には表されていないが、把手の痕跡があるという。外面にはタタキと回転ナデ、縦位のナデ、内面には回転ナデを施す。

円墳自体は5世紀後半の築造とみられるが、周溝には6世紀末～7世紀前半（H—50号窯期）の土器が多く、この時期に投棄があったと考えられる。鍋については6世紀後半～7世紀初頭とされている。

#### 清洲城下町遺跡出土資料（第11図—4、5）

本遺跡は愛知県西春日井郡清洲町に所在し、五

条川左岸の自然堤防上に位置する古墳時代後期から江戸時代までの集落址である。

遺構としては、竪穴住居址、掘立柱建物址、溝、土坑、井戸等が検出されており、図示の資料は、竪穴住居址 SB53（第11図—5）と包含層（同6）から出土している。破片であり、小型品でもあるので鍋とは断定しがたいが、可能性例として図示しておく。

#### 大淵遺跡出土資料（第11図—6）

本遺跡は愛知県海部郡甚目寺町に所在し、五条川の自然堤防か、海岸線に沿って出来た浜堤列の微高地上に位置する弥生時代から室町時代にかけての集落址である。

遺構としては、竪穴住居址、掘立柱建物址、井戸、不明遺構等が検出され、図示の資料は井戸 SE 09から出土している。破片であり、形態的にも甌である可能性は高いが、一応の可能性例として図示しておく。

#### 岩長遺跡出土鍋（第11図—7）

本遺跡は愛知県豊田市に所在し、矢作川左岸の挙母面と呼ばれる段丘が西に向かって張り出した舌状台地上に位置している。

縄文時代晩期から中世に至る複合遺跡で、遺構としては、土器棺墓、竪穴住居址、掘立柱建物址、古墳、土壙墓、溝等が検出されている。

須恵器鍋は竪穴住居址 SB205から出土しており、口縁部は直立、体部は平底に近い形態で牛角状の把手がつく。体部外面には斜位の平行タタキを施した後、下半部にカキ目を施し、内面にはヘラナデを施している。焼成は良好だが、胴部はやや甘い。

埋土中からの出土で、同住居址の時期は6世紀後半～7世紀前半とされている。

#### 南気噴遺跡出土鍋（第11図—8～10）

本遺跡は愛知県春日井市に所在し、庄内川右岸に位置している。

遺構としては、竪穴住居址、溝、土坑等が検出され、須恵器鍋は土坑 SK25（第11図—8）、SK

34（同9、10）から出土している。

本遺跡の鍋は全て口縁部が外反し、端部がやや鋭く尖った特徴的な形態で、体部は鉢形を呈する。外面には斜位の平行タタキを施し、9には沈線が巡る。なお、図には表れていないが、写真によると10には片口がつくようである。また、SK34からは須恵器の把手も出土している。これらの土坑は不整形で、出土遺物はSK25では須恵器がほとんどであり、SK34では土師器、須恵器、山茶碗など多数あった。

遺構の時期は、H—44～H—16号窯期と考えられる。

#### 東山浦遺跡出土鍋（第11図—11）

本遺跡は岐阜県加茂郡富加町に所在し、長良川水系津保川の支流川浦川左岸に位置する。

遺構としては、7～8世紀の竪穴住居址、掘立柱建物址、中世の溝などが検出されており、須恵器鍋は5号住居址から出土している。

本遺跡の鍋は、口縁部が直立して片口がつき、体部は鉢形を呈すると思われる。体部外面には斜位のタタキを施し、2条の沈線が巡る。焼成は生焼けである。5号住居址の覆土から出土した遺物は、須恵器、土師器共に多量で、特に須恵器は完形に近いものが多い。また出土状態は、住居址東隅、北隅に集中し、住居廃絶後の投棄をうかがわせるものである。

住居址の時期は7世紀中葉とされている。

#### 烏帽子遺跡出土資料（第11図—12～17）

本遺跡は愛知県東海市に所在し、前述の松崎遺跡等があるのと同じ第三砂堆のほぼ中央に位置している。

弥生時代から古代にかけての竪穴住居址、土坑等の遺構の他、江戸時代の窯関係遺物が検出され、図示の資料は、竪穴住居址の可能性のある土坑 SK03（第11図—12）と、包含層から出土している。

これらの資料は全て口縁部のみの破片の為、鍋であるか甌であるか断定できないが、可能性例として掲出する。SK03からは他に7世紀前半の須

恵器、土師器、製塩土器が出土している。

#### 小針遺跡出土鍋（第11図—18）

本遺跡は愛知県岡崎市に所在し、矢作川中流右岸、碧海台地と呼ばれる中位段丘上の縁辺部に位置する。

遺構としては、古墳時代後期から奈良時代にかけての竪穴住居址、掘立柱建物址を中心に、弥生時代の方形周溝墓、古墳時代中期の古墳等も検出されている。

須恵器鍋は竪穴住居址 SI—130から出土し、口縁部が僅かに外反して体部は鉢形を呈すると思われる。体部外面にはタタキ、内面にはナデを施す。焼成はやや甘く胎土は良好である。

同住居址の他の遺物には坏身、坏蓋があり、時期はH—44～H—15号窯期と考えられる。

#### 高蔵遺跡出土鍋（第11図—19）

本遺跡は愛知県名古屋市の所在し、堀川左岸の名古屋台地が南に向かって半島状に伸びた南部に位置する。

遺構としては、弥生時代の溝と方形周溝墓、古墳時代以降の竪穴住居址と溝等が検出されており、須恵器鍋は溝 SD101埋土焼土層、SD03上層、Pit301埋土から出土した破片が接合している。

本遺跡の鍋は口縁部が直立し、体部は丸みをもつが、底部はやや平らな形態で、牛角状の把手がつく。体部外面には平行タタキの後上半部に回転ナデを施し、内面には回転ナデを施す。焼成はやや良で、胎土はやや粗い。底部は使用によると思われる摩耗が激しい。出土地点が広範囲に散らばっており、詳細な検討は出来ない。

#### 堀田城之内遺跡出土鍋（第11図—21）

本遺跡は岐阜県岐阜市に所在し、長良川右岸の岐阜扇状地北縁に沿って位置する古墳時代から近世に至る集落址である。

遺構としては、竪穴住居址、掘立柱建物址、溝、土坑等が検出され、須恵器鍋は包含層から出土している。

本遺跡の鍋は口縁部がやや外反し、体部は直線

的で、外面に斜位の平行タタキを施す。胎土はやや粗い。出土地点は、洪水によって扇状地が侵食され、形成されたと推定される落ち込みの埋土A層である。この層位には各期の遺物が含まれ、時期は判断できない。

#### 鵜沼古市場遺跡A地区出土鍋（第11図—22）

本遺跡は岐阜県各務原市に所在し、木曾川右岸低位段丘南縁に位置する縄文時代から中世までの集落址である。

遺構としては石組遺構、土坑、溝などが検出されており、須恵器鍋は石組遺構 SF—2 から出土している。

本遺跡の鍋は口縁部がほぼ直立し、体部は丸みをもって底部がやや平らな形態で、図には表れていないが、大きな片口がつく。体部外面には斜位の平行タタキを施し、体部中位に沈線を巡らせる。焼成は良好である。

出土した石組遺構は中世の鍛冶工房址と考えられ、遺構に伴うものではない。

#### 小幡古墳出土資料（第11図—23）

本古墳は愛知県名古屋市の所在し、同市北東部、庄内川と矢田川に挟まれた河岸段丘中位面の台地上に位置する。

図示の資料は、鍋というより鉢とすべきかも知れないが、口縁上部に環状把手がつく形態が志賀公園遺跡出土の例と共通であり、同じ系譜をひくものと判断してここに挙げた。

同古墳出土の他の遺物には、坏、高坏、平瓶、壺、甕、鉄鏃、直刀などがあり、須恵器は猿投編年のⅢ期1小期に位置づけられている。

#### 美濃加茂市太田町地内出土鍋（第11図—24）

美濃加茂市太田町は尾崎遺跡から南へ約2kmの木曾川沿いに位置する。

本資料は『美濃加茂市史』通史編169p.に掲載されているが、正確な出土地点、出土状況は不明である。

#### 東山61号窯出土資料（第12図—1、2）

本窯は愛知県名古屋市内に所在し、同市東部の丘陵地帯に展開する猿投山西南麓古窯跡群の内の1基である。図示の資料は鍋とは断定しがたいが可能性例としてあげた。

#### 蝮ヶ池古窯出土資料（第12図—3、4）

本窯も猿投山西南麓古窯跡群の内の1基である。図示の資料の内、少なくとも3については鍋としてよいと考える。しかし、口縁部が大きく外反する形態は、東山61号窯に後続するとされる同窯の年代観に照らすと古相に過ぎると思え、隣接する他窯からの混入品の可能性もあるのではないだろうか。

#### 東山44号窯出土鍋（第12図—5）

本窯も猿投山西南麓古窯跡群の内の1基であり、前述の蝮ヶ池古窯に続く時期の窯跡とされている。図示の須恵器鍋は、口縁部が僅かに外反し、端部をつまみ上げている。体部は鉢形を呈し、外面には斜位から縦位の平行タタキを施し、中位に沈線を巡らせる。

#### 東山16号窯出土鍋（第12図—6）

本窯も猿投山西南麓古窯跡群の内の1基であり、前述の東山44号窯より2型式程後出の窯跡とされている。図示の須恵器鍋は、口縁部が直立し、体部は丸みをもって牛角状の把手がつく。体部外面には斜位の平行タタキを施し、中位に沈線を巡らせる。焼成は甘く、胎土は粗い。

### 陶邑・大庭寺遺跡出土の鍋

ここまで東海3県の範囲における須恵器鍋の出土例を挙げてきたが、次にその系譜を考える上で重要と思われる陶邑・大庭寺遺跡について紹介する。

陶邑・大庭寺遺跡は大阪府堺市に所在し、同市南部の丘陵地帯を縫うように流れる石津川中流域の、中位段丘から谷底平野にかけて広がっている。陶邑は、日本における須恵器生産遺跡の中でも、最初期から続く最大規模の遺跡であり、大庭寺は、

最も古い須恵器初源期の窯業生産に関わる遺跡である。

大庭寺遺跡では、初期須恵器の窯の他、多量の土器類を含む谷や旧河川、居住地、土墳墓等が検出されており、須恵器の生産から選別、河川による流通までを担う集落像が推定されている。

第12図—7～18、第13図は大庭寺遺跡出土の軟質系土器及び須恵器の鍋である。

掲出の鍋の内、第12図—7～11、14～18、第13図—1～7、13は軟質系土器、第12図—12、13、第13図—8～12は須恵器である。また、軟質系土器の内でも、断面が黒塗りのものは還元焰焼成で硬質のもの、網掛けのものは還元焰でもやや軟質のもの（第12図—10）、瓦質のもの（第12図—9、11、第13図—7）、酸化焰焼成で硬質のもの（第12図—7）となっている。

出土遺構は、第12図—7～18が谷部1（393—OL）、第13図—1～7が土器溜まり（1—OL）、同一8が土坑（378—OO）、同一9～12が石津川旧河川（56—OR）、同一13が古墳時代中期の須恵器窯（TG232号窯）である。その他、図示はしていないがTG232号窯と同時期のTG231号窯からも軟質系土器の鍋が出土している。

各遺構の年代については、TG232号窯が須恵器導入期の窯で推定年代は5世紀前半である。393—OLは大きく8層に分かれ、最下層は無遺物で年代が判らないが、第Ⅶ層より第Ⅰ層までは古墳時代中期から近世に至る堆積層である。このうち、鍋は第Ⅶ層（古墳時代中期で多くがTG232の時期）、第Ⅵ層（古墳時代中期から後期）、第Ⅴ層（古墳時代中期から奈良時代の遺物混在）の各層から出土しており、古墳時代中期から後期前半代のものである。1—OLには弥生時代後期から現代に至る堆積層があり、鍋は第7層上面より検出された土器溜まり（TK73型式～TK216型式）から出土した。時期は古墳時代中期である。56—ORには弥生時代から古墳時代の堆積層があり、鍋は堆積層内の遺物群1（6世紀前半～末）と河川岸部の遺物群A群（6世紀前半）から出土している。378—OOからはⅠ型式5段階（TK47型式）～Ⅱ型式1段階（MT15型式）の須恵器が出土してい

る。

大庭寺遺跡の鍋については、古墳時代中期のものが軟質系土器、後期に入るものは須恵器とされているが、軟質系土器にも須恵質の焼き上がりを呈する個体が多く含まれている。

窖窯での軟質系土器の焼成は、高温での酸化焰焼成を意図したものであったのかも知れないが、TG232号窯灰原出土の鍋が還元焰焼成により硬質に焼き上がっているように、結果的に須恵質の例も多くあり、軟質のものと同様に使用されていたと考えられる。

### 須恵器鍋の形態と編年

須恵器鍋について個々の例をみてきたが、そこからは、鍋という一器種の中にも、時期による変化の他に同一時期における形態や法量の多様性が存在することが見て取れよう。そこで次に、紹介した資料の中から代表的な例を抽出し、形態による分類と時期的な変遷を辿る作業を試みたい。

掲出の資料を概観すると、その形態は第8図—1や同—17のようにやや深身で丸みのあるタイプ、第9図—2や第10図—15のように平底のタイプ、第8図—2や第10図—3のように口縁が大きく開いた鉢形タイプ、第12図—8等のように頸部がややくびれた甕形タイプに分類が可能である。この「丸底型」、「平底型」、「鉢型」、「甕型」の4タイプを基本とした分類を前提に、各遺跡毎の年代観に従って作成したのが第14図の編年案である。

この図からは、以下のことが挙げられる。

1. 甕型のものは、東海3県には六大A遺跡以外みられない。
2. 大庭寺遺跡では甕型のものが遅くまで残り、他の形態は早い段階にのみみられる。
3. 甕型以外の形態は、年代が下るにつれて口縁部の外反の度合が小さくなる傾向にある。
4. 口縁端部外反部分は時代が下るにつれて凸帯化し、更に稜から沈線による表現へ退化する。
5. 大庭寺遺跡では早い段階から内面の当て具痕を残すようになるが、東海地域では時代が下ってもナデ消している。

6. 外面には、タタキを施し沈線を巡らせる形が、時代が下っても基本的に踏襲されている。

7. 把手の切り込みや刺突は、5世紀までにみられ、6世紀以降にはみられなくなる。

8. 須恵器鍋という器種の存続期間は、東海地域においては、須恵器初源期の5世紀から7世紀代までと考えられる。

須恵器鍋の器種としての特徴は、およそ以上のようなことが読みとれよう。

### 須恵器鍋の分布と変遷

次に、須恵器鍋出土遺跡の分布状況を時期的な変遷を加味しながら概観してみたい。

第7図に示したように、東海地域における須恵器鍋の分布範囲は、長良川水系以東の濃尾平野とその周辺に中心があり、他に伊勢と三河西部に若干の分布がみられる。また、出土遺跡の立地環境としては、窯跡、古墳、海岸の製塩遺跡を除けば、ほぼ河川沿いに展開しているという共通点が見いだされる。

では、この分布のあり方に各遺跡の年代観を重ねると、どのようなことが判るであろうか。

第15図は、5世紀から7世紀までを4期に区分し、各時期に鍋の出土がみられる遺跡を示したものである。これによると、5世紀末までは、伊勢の六大A遺跡を除いて尾張にのみみられる。その中でも、海岸にある松崎遺跡以外は河川沿いに所在し、特に堀川流域は出土遺跡、各遺跡の出土点数共に多い。堀川自体は江戸時代に開削された人工河川であるが、それ以前にも同じ場所に河川が存在したと考えられており（註1）、更に古代には遺跡が集中する辺りまで海岸線が入り込んでいたと考えられる。

6世紀前半代になると、伊勢に1カ所、尾張に数カ所みられる他、新たに木曾川沿いの川合遺跡群と尾崎遺跡に出現する。尾崎遺跡は601号土坑の資料で、流れ込みと思われるため断定は出来ないが、形態的な特徴が同遺跡の他の資料に比べ古い要素をもっていると考えられることら、この時期に含めた。なお、尾崎遺跡は木曾川本流からはやや距離があるが、支流の加茂川に隣接しており、

流域には縄文時代から中世に至る遺跡が多いため、古くからそこを基盤とする地域社会が成立していたと考えられる。

この時期、尾張では、門間沼遺跡のように前代に引き続き須恵器鍋の出土する遺跡もある一方、志賀公園遺跡のように一旦姿を消す遺跡もみられる。

6世紀後半には、出土遺跡が若干の可能性例も含みながら数を増し、尾張では新たに庄内川沿いの南気噴遺跡に出現し、志賀公園遺跡にも再び現れるが、堀川沿いではみられなくなる。また、伊勢での出土がみられなくなるのに代わって、新たに三河の矢作川流域に出現する。

7世紀には引き続き尾張に集中し、一旦姿を消した堀川流域でも、尾張元興寺跡などで再び出現している。その他、矢作川沿い、木曾川沿いにも引き続きみられ、長良川水系の東山浦遺跡にも出現している。また、時期の断定できなかつた長良川沿いの堀田城之内遺跡と木曾川沿いの鷯沼古市場遺跡も、その形態からみて6世紀後半から7世紀代に相当すると考えられる。

須恵器鍋の初期のあり方は、大庭寺遺跡の状況にみるように韓式系土器（軟質系土器）との関係が深く、東海地方では、韓式系土器と須恵器が共存する六大A遺跡がその最たる例である。また、陶質土器の特徴をよく遺す初期須恵器が多く出土した伊勢山中学校遺跡等の須恵器鍋も、韓式系土器の影響を色濃く遺していると思われる。その後は、6世紀前半代までその分布が疎らであり、志賀公園遺跡で6世紀前葉から後葉に至る空白期間がみられるように、初期のあり方とその後のあり方には何らかの断絶が存在することを想像させる。

分布が大きな拡がりを見せるのは6世紀後半代になってからであり、その様相は7世紀中葉頃まで続くとみられる。須恵器鍋の在地社会への受容を考える際、この様な時期的分布のあり方は、重要な意味を持つものと考えられる。

### 須恵器鍋の性格

それでは、須恵器鍋とはどのような性格の土器

であったのだろうか。

鍋とは、煮炊きを用途とする器物に与えられる名称である。須恵器鍋も、口縁部が大きく開いて片口をもち、底部に丸みのあるものが多く、把手がつくその形態は、カマドなどに据えて火にかけ、調理し、それを注ぐという一連の作業に適した形であると言える。しかし、一般には、胎土が粗く熱を伝えやすい土師器を煮炊きに用い、胎土が緻密な須恵器は加熱に不向きで、貯蔵がその主な用途であったと言われている。事実、須恵器鍋の原形である韓式系土器（軟質系土器）の鍋も、元来砂粒を多く含んで胎土が粗く、酸化焰焼成による土師質のものであり、在来の土師器甕と同様に日用の煮炊具であったと考えられている（註2）。

ところが、実際にはその「軟質系」土器鍋の中にも、大庭寺遺跡にみるように、窖窯を使い高温で焼成され、須恵質に焼き上がった例が多く存在するのである。須恵質の軟質系土器であれ、須恵器であれ、それらが全く煮炊きに不向きであるならば、目的に合わないものが長期にわたって作り続けられていたことになる。

一つには、須恵器は煮炊きに使用しないという大前提に立って、形状は煮炊具でも実際は貯蔵に使用されたのであろうとする説がある。しかし、口が広く、安定性に欠けて、内容物を長期に保管するには不向きな器形の鍋を、敢えて貯蔵に使用する意味があるのだろうか。煮炊きに適した形状に作られたものは、やはり煮炊きに使用されたとみるべきではないだろうか。

確かに、精良な土を使い高温の還元焰焼成で作られた須恵器は、緻密で硬質な焼き上がりを見せ、火にかければ破損の恐れがあると思われる。だが、一口に須恵器といっても品質は一様ではなく、砂粒の多寡や胎土の粗密、焼成の良し悪しなど一点毎にその個体差が大きい。

焼成の甘い、いわゆる「生焼け」の須恵器は特に注意を要するものである。「生焼け」と言う言葉は、すなわち不良品という印象を植え付けがちであるが、厳密には、高温ではない還元焰もしくは酸化焰の焼き上がりということであり、須恵器であるべきものが瓦質や土師質に近く焼き上がった

た製品なのである。そうであれば、現在では焼成不良と思われる須恵器でも、当時においては、少なくとも通常の土師器と同程度の品質は保持していたと考えられよう。

事実、一般の消費遺跡からも生焼けの須恵器が出土し、そこでの使用が認められるのである。

以上のようなことを念頭に置いて須恵器鍋をみた場合、その胎土は砂粒を含んで粗いものが多く、焼成もやや甘いものが多いことに気づく。胎土の性質が工人によって操作されているのは当然ながら、焼成についても甘さが目立つことからすれば、むしろ意図的に良好な焼き上がりが避けられたとは考えられないであろうか。つまり須恵器鍋は、須恵器でありながら、緻密で硬質という本来の須恵器らしさを要求されない須恵器であった、と言えるのではないだろうか。

このようなあり方は、須恵器鍋が須恵器本来の起源である陶質土器ではなく、軟質系土器の系統にあるために起こったと考えられ、そうであればこそ、須恵器鍋は鍋としての本来の機能を果たしていたと考えられるのである。

遺跡から出土した須恵器鍋を観察すると、その底部を欠くものが多く、残存するものも、口縁部付近に比べ脆い状態のものが多い。この事実は、火にかけた結果、直接被熱する底の部分が、特に激しく劣化したことを示していると考えられる。伊勢山中学校遺跡の例（第8図—4）に二次的な被熱がみられるのも、火にかけられたことを示すものといえよう。

元来土師質であった鍋を須恵器として作るようになった理由としては、熱伝導率がよく、加熱による破損の恐れが少ない性質を保持しつつ、機密性や物理的な刺激に対する強度をも志向された等のが考えられるであろうか。

しかし、須恵器鍋が、当時の社会において普遍的な器種であったとは断言し難い。同時代の遺跡であっても、煮炊具として確認できるものが土師器甕以外に検出されない例は多いのである。勿論、検出されないからといって存在しなかったとは限らないが、その希薄さは元々の絶対数の少なさを反映しているとも考えられる。

須恵器鍋が限定的な存在であったとすれば、その理由として考えられるのは、同じ用途をもつ他の器種の存在か、その用途自体が限定的なものであったかであろう。

この場合、同様の用途が想定できるのは土師器甕であるが、須恵器鍋の出土した遺跡にも土師器甕は存在していることから、須恵器鍋の使用者は、煮炊きという行為に土師器甕と須恵器鍋の双方を使い分けており、土師器甕のみの使用者はその使い分けを必要としなかったと考えられよう。そのような使い分けの実態については現在のところ判らないが、少なくとも須恵器鍋には、土師器甕を用いるより適した特別な使用法、ないしは使用の場が存在したと言えるかも知れない。

各遺跡での須恵器鍋の出土状態をみると、大庭寺遺跡や六大A遺跡では、河川や溝、谷等に他の韓式系土器や須恵器とともに投棄された状態で出土しており、六大A遺跡は河川岸における水辺の祭祀遺跡とされている。一方、大庭寺遺跡は窯で焼かれた製品を河川で運ぶ際に二次選別を行ったとされているが、同時に、その場での祭祀行為の可能性も考えられている。また、他の遺跡では、古墳の周溝、井戸、土坑、廃絶後の住居址などから他の遺物とともに投棄された状態で出土した事例が多く、そこにはやはり、祭祀に用いた器具の廃棄行為、あるいは投棄自体を儀礼の一部とした祭祀の存在がうかがわれる。

尾崎遺跡の場合、601号土坑を除いて廃絶後の住居址に投棄された状態で鍋が出土しており、そこには、やはり投棄を伴う祭祀が行われていた可能性がある。本遺跡におけるそうした祭祀の存在は、本館地区の西半部分において、遺構の存在しない地域に、7世紀後半の須恵器を中心とする遺物が10カ所ほど集中して検出されたことからもうかがえる。さらに、これに先行する6世紀後葉から7世紀前葉頃の須恵器も、本館地区の東半部分から神社地区にかけての遺構の存在しない範囲から検出されている。また時期は不明ながら、36号住居址にみるように、廃絶後の住居址に多量のオニイタを投棄している例が6基認められ、これらも祭祀行為に関わるものと考えられよう。

このように、出土状態から祭祀に用いられたと推察される須恵器鍋であるが、しかし、その用途が全て祭祀に関わるものであったとは断定できない。尾崎遺跡で出土した鍋について言えば、それらには長期間の使用によるとみられる摩耗が認められ、最終的に祭祀の場で投棄されたと考えられても、それ以前の使用が日常的なものであったか、祭祀に関わるものであったかは判断できないからである。ただ、それが日常であれ、祭祀であれ、須恵器鍋を使用した集団には、それをを用いるべき必然性が存在したと考えられる。

以上、須恵器鍋の出土例からその性格について考えを述べてきたが、一方で、東海地域においては、従来数種類あった土師器甕が、6世紀後半以降一部を除いて姿を消す様相にあることから、その背景により普遍的な須恵器鍋の使用を想定することも可能かも知れない。なぜなら、全般的な土師器の減少を、それに替わる須恵器の拡大と対照させて考えることも可能だからである。全ての遺跡から全ての遺物を検出することは不可能であり、現在出土例の知られていない遺跡にも、須恵器鍋が存在した可能性は当然考えられよう。それでも、現在の出土状況が、消長や分布の偏重の傾向をある程度示しているとは言えるのではないだろうか。

### 須恵器鍋を使用した人々

では、須恵器鍋を受容し、使用した社会とはどのような性格のものであったのだろうか。

従前より、東海地方には、形態的な特徴や製作技法の違いなどから、系統を異にする複数の須恵器群の存在が知られている。そのうち、6世紀から7世紀中葉頃までの時期には、尾張から美濃東部を中心に分布を見せる一群と、美濃西部から伊勢を中心に分布を見せる一群があり、前者は「尾張系須恵器」、後者は「畿内系須恵器」と呼ばれている。

前述の通り、須恵器鍋の分布の中心は尾張地方から長良川水系、木曾川水系の美濃地方平野部にあり、それを上記の須恵器群の分布域に重ねると、それはそのまま尾張系須恵器の分布域に当てはま

ることが判る。このことから、韓式系（軟質系）土器に発した鍋が、やがて尾張系須恵器を使用する社会に受容され、尾張系須恵器の一器種となった流れが想定される。尾張系須恵器の窯跡にいくつかの出土例があることも、それを裏付けていると言えよう。

では、尾張系須恵器を使用した社会とは、どのようなものであったのだろうか。それは、尾張から美濃東部にかけての地域に存在した社会であり、鍋の受容から拡大、終焉までの流れがその消長を反映しているならば、その社会は6世紀後半から7世紀中葉頃に勢力を伸張し、その後急速に力を失ったと考えられる。

そこで注目されるのが、当時、当該地域を居住域とした有力氏族の一つと考えられ、後の奈良時代に『日本書紀』で尾張氏と呼ばれることとなる氏族集団の存在である。「尾張」という地名を冠することからも、この氏族が当地域において有力な立場にあったことが推察される。このいわゆる「尾張氏」が6、7世紀の頃に勢力を拡大させたであろうと推測される根拠についてふれてみたい。

『日本書紀』によれば、6世紀前葉代の継体天皇の妃に尾張氏の子媛があり、彼女は安閑天皇の母になっている。また、安閑天皇の二年（535年）には尾張国に間敷屯倉、入鹿屯倉が置かれたと見え、宣化天皇元年（536年）の詔には「蘇我大臣稲目宿禰は尾張連を遣わして尾張国の屯倉の粃を運ばせよ」との言葉が見えている。

このような記事は、当然ながら全てが史実と言えるものではないが、少なくとも編纂当時の人々の何らかの認識が反映されているとは考えられる。

奈良時代には、6世紀頃に尾張氏が当時のヤマト政権との関係を深め、その体制下に組み込まれていったと考えられ、宣化天皇の詔が示すように、そこに蘇我氏との関係の深さが認識されていたのではないだろうか。

繰り返しになるが、須恵器鍋はその拡大期とみられる6、7世紀においても、現在尾張系須恵器の出土している全ての遺跡にみられる訳ではな

い。前述のように、出土例は製塩遺跡と河川沿いの遺跡に集中しており、河川沿いの遺跡は、その立地条件からみて、舟運による流通の拠点であったことが推定されるのである。

では、須恵器鍋を特に使用した、塩生産や舟運に携わったであろう人々とその他の人々との違いは、どこにあったのだろうか。

当時の社会において、先進的な学識、技術などは渡来系の人々によって担われており、生産、流通という社会活動の根幹にも、そういった人々が大きく寄与していたことは想像に難くない。「渡来系」という意味では、広く須恵器全般がそうなのだが、須恵器鍋の使用はその中でもさらに限定的なものである。

ところで、「尾張氏」が結びついていたと考えられる蘇我氏は、東漢直を膝下に置くなど、渡来系氏族との関わりが深く、その出自も渡来系であろうとされている。しかも、「尾張氏」と蘇我氏の関係が、「屯倉の粉を運ぶ」という行為が示すように、当時の経済、流通の分野にあった点は注目すべきことであろう（註3）。

このような6、7世紀の頃の濃尾地域における社会の動向の一端が、須恵器鍋の使用という新たな文化の導入からも推察できるのではないだろうか。

しかし、須恵器鍋は、当該地域において7世紀中葉頃を最後にその姿を消している。その背景にあるものとして考えられるのは、7世紀中頃からの大きな社会変革の波であろう。

それが何であるかといえば、具体的な現象としては、乙巳の変（645年）による蘇我氏本宗家の滅亡から壬申の乱（672年）による蘇我氏そのものの衰退であり、大きくは、古墳時代的な豪族連合による支配から律令的な官僚支配への体制の変化の動きである。こうした社会の流れの中で、「尾張氏」も官制の一部に組み込まれ、地方豪族としての主体性、独自性を失っていったのであろう。

以上、須恵器鍋の分布から当時の東海地方、特に濃尾地域の社会の様相を考えてきたが、ここで、もう一つ考慮しなければならない点がある。それは、各出土遺跡における出土点数の多寡の問題で

ある。出土の有無とともに、それぞれに限られた調査範囲での粗密の状況にも意義を認めなければならない。

今回紹介した遺跡の内、須恵器鍋の出土点数が特に多いのは六大A遺跡、伊勢山中学遺跡から尾張元興寺跡の一带、志賀公園遺跡、松崎遺跡等の海岸一帯である。この内、六大A遺跡以外は名古屋市から東海市にかけての一带にあり、須恵器鍋を使用する一つの文化の中心がここにあることを物語っている。

また、川合遺跡群での5点、尾崎遺跡での4点の出土は上記の遺跡に次ぐ密度であり、注目してよいであろう。両遺跡での須恵器鍋の出現は6世紀に入ってからと考えられるので、その時期に、須恵器鍋使用の文化がこの地域にも導入され、地域における拠点の一つとなったと考えられるのである。

煮炊具である鍋は、供膳具、貯蔵具としての須恵器に比べ、より密接にその食文化と結びついていたと考えられる。つまり、この時期の濃尾地域での須恵器の受容は、単に新たな土器の受容と言うにとどまらず、その使用に基づく新たな食文化の受容であったのではないだろうか。

須恵器という後期古墳時代に普遍化する土器のもつ意味を、濃尾地域の文化的要素として捉え、6、7世紀における新たな食文化成立の背景を改めて考えてみる必要があるのではないだろうか。

## 謝辞

本稿の作成にあたっては、次の機関、方々のご教示、ご協力を賜った。記して感謝の意を申し上げます。

名古屋市見晴台考古資料館、瀬藤茂、野澤則幸、服部哲也（五十音順、敬称略）

（いそがい ゆうこ 日本考古学協会会員）

## 註

1) 木村有作「名古屋台地の「水」環境考Ⅲ—干潟をのぞむ湊小考—」『名古屋市見晴台考古資料館研究紀要』第5号 2003

2) 岡戸哲紀「大庭寺遺跡の軟質系土器について」『陶

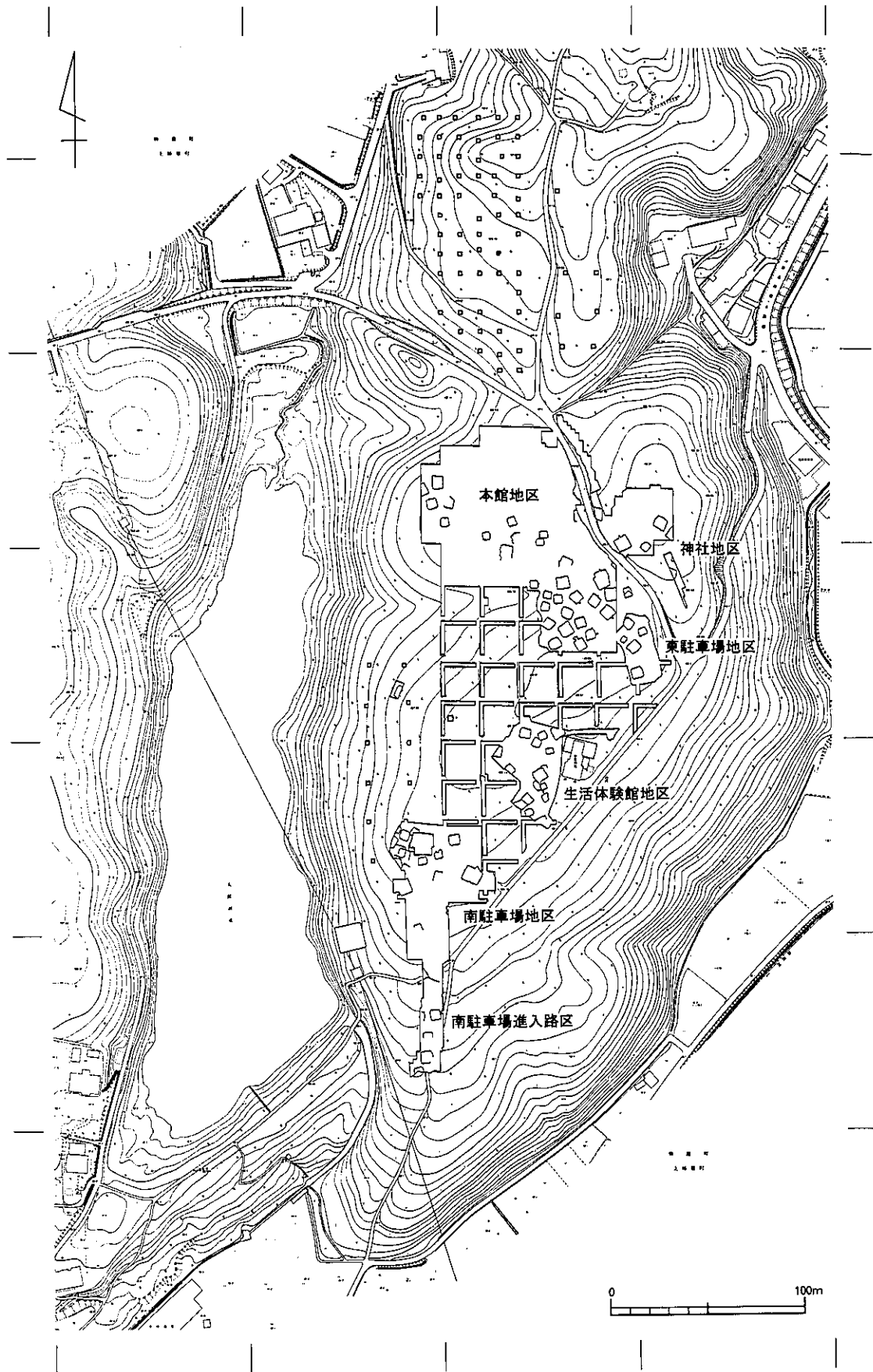
邑・大庭寺遺跡Ⅳ』1995  
3) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」『信濃』21  
巻1、2号 1969

引用・参考文献

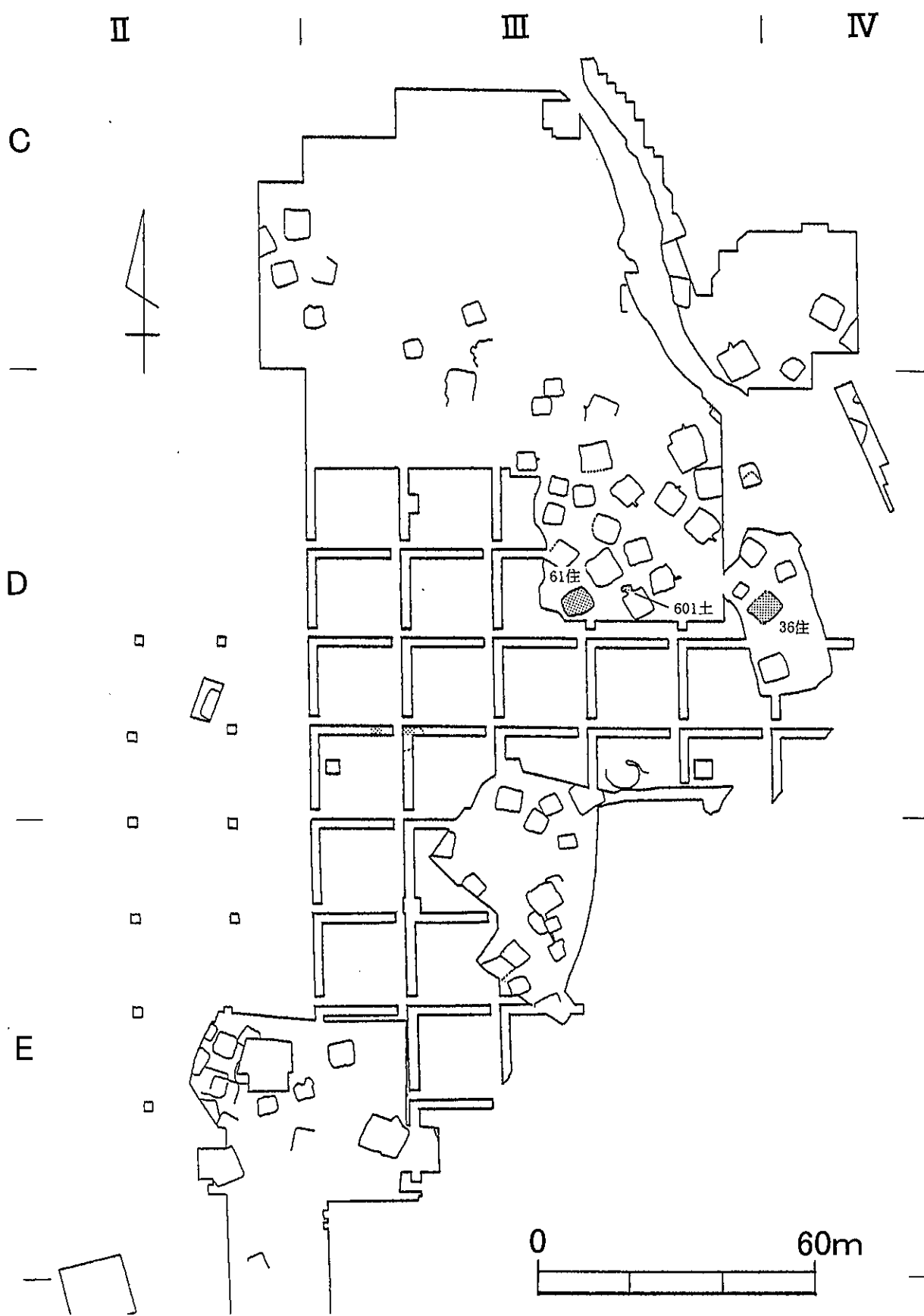
『六大A遺跡発掘調査報告—資料分析・遺物観察表・  
写真図版編—』三重県埋蔵文化財センター2003  
『伊勢山中学校遺跡(第5次)』名古屋市教育委員会  
1996  
『尾張元興寺跡第7次発掘調査報告書』名古屋市教  
育委員会2002  
『尾張元興寺跡(第10次)伊勢山中学校遺跡(第10  
次)津賀田古墳戸田遺跡NN319号窯群』名古屋  
市教育委員会2003  
『門間沼遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1999  
『志賀公園遺跡』愛知県埋蔵文化財センター2001  
『岩倉城遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1992  
『大鼻遺跡』三重県埋蔵文化財センター1994  
『松崎遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1991  
『宮之脇遺跡発掘調査報告書』岐阜県教育委員会、  
可児町教育委員会1976  
『川合遺跡群』可児市教育委員会1994  
『川田遺跡』愛知県埋蔵文化財センター2002  
『清洲城下町遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1990  
『大湖遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1991  
『岩長遺跡』豊田市教員委員会2000  
『南気噴遺跡発掘調査概要報告書』春日井市教育委  
員会1995  
『東山浦遺跡』富加町教育委員会1978  
『烏帽子遺跡』愛知県埋蔵文化財センター1996  
『小針遺跡』岡崎市教育委員会1999  
『高蔵遺跡発掘調査報告書』高蔵遺跡夜寒地区調査  
会編、名古屋市教育委員会1987  
『堀田城之内遺跡』岐阜県土木部、岐阜県文化財保  
護センター1997  
『鵜沼古市場遺跡A地区発掘調査報告書』各務原市  
埋蔵文化財調査センター1995  
『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告(Ⅱ)』  
愛知県教育委員会1981  
『陶邑・大庭寺遺跡』大阪府教育委員会、大阪府埋  
蔵文化財協会1989  
『陶邑・大庭寺遺跡Ⅱ』大阪府教育委員会、大阪府  
埋蔵文化財協会1990  
『陶邑・大庭寺遺跡Ⅳ』大阪府教育委員会、大阪府  
埋蔵文化財協会1995  
『陶邑・大庭寺遺跡Ⅴ』大阪府教育委員会、大阪府  
埋蔵文化財協会1996  
『美濃加茂市史』通史編 美濃加茂市1980  
『渡来文化の受容と展開—5世紀における政治的・

社会的変化の具体相(2)—』埋蔵文化財研究  
会1999

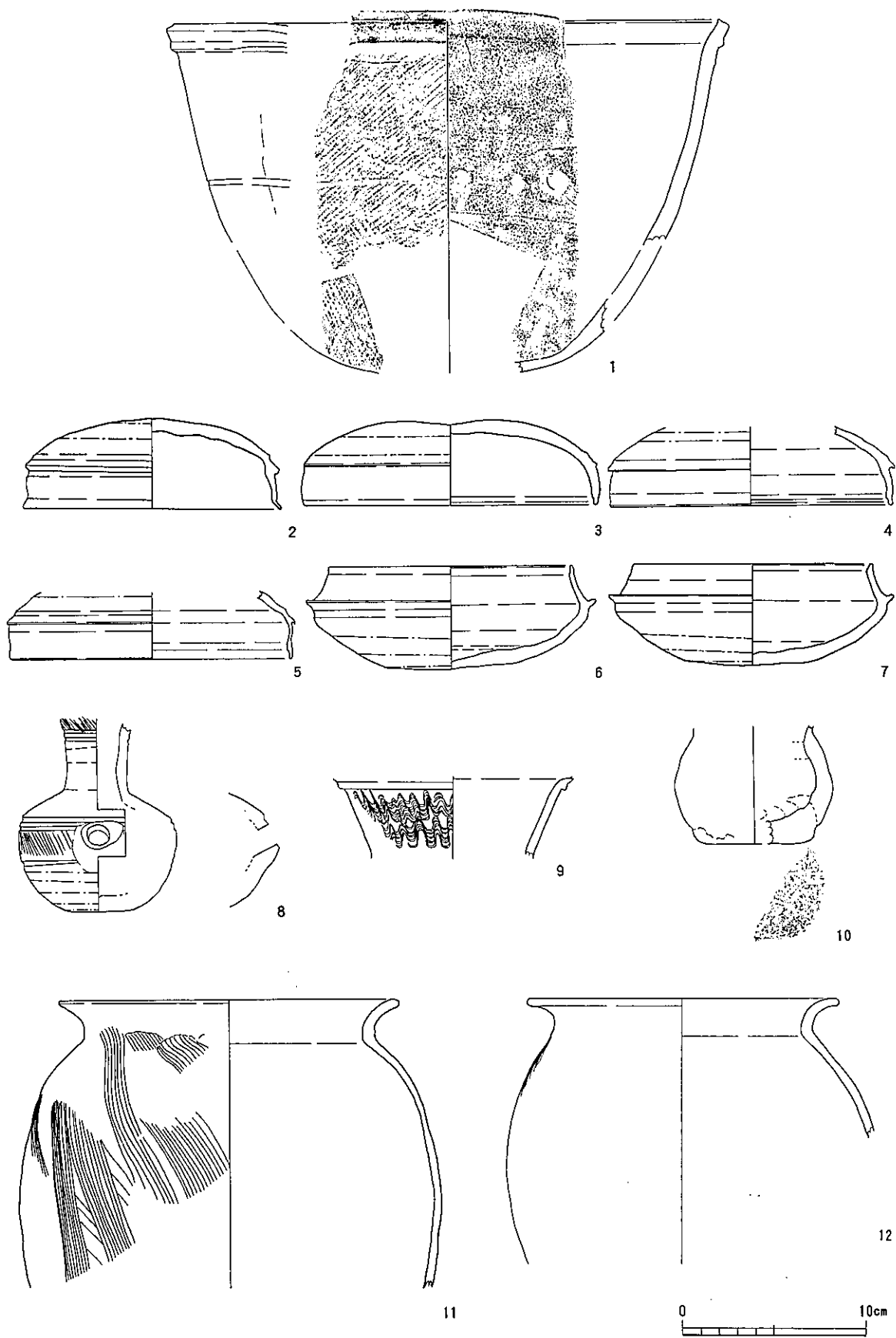
『須恵器生産の出現から消滅』東海土器研究会2000  
中村浩編『古墳出土須恵器集成』第3巻東日本編Ⅰ  
1998雄山閣出版  
斎藤孝正「東山61号窯出土の須恵器」『名古屋大学総  
合研究資料報告』第2号 1986  
尾野善裕「猿投窯6世紀の空白をめぐって」『考古学  
フォーラム』3 1993考古学フォーラム  
荒木実「東山古窯址群の追加報告」『古代人』57 1996  
名古屋考古学会  
宇治谷孟『日本書紀』1988講談社学術文庫  
門脇禎二『葛城と古代国家』2000講談社学術文庫



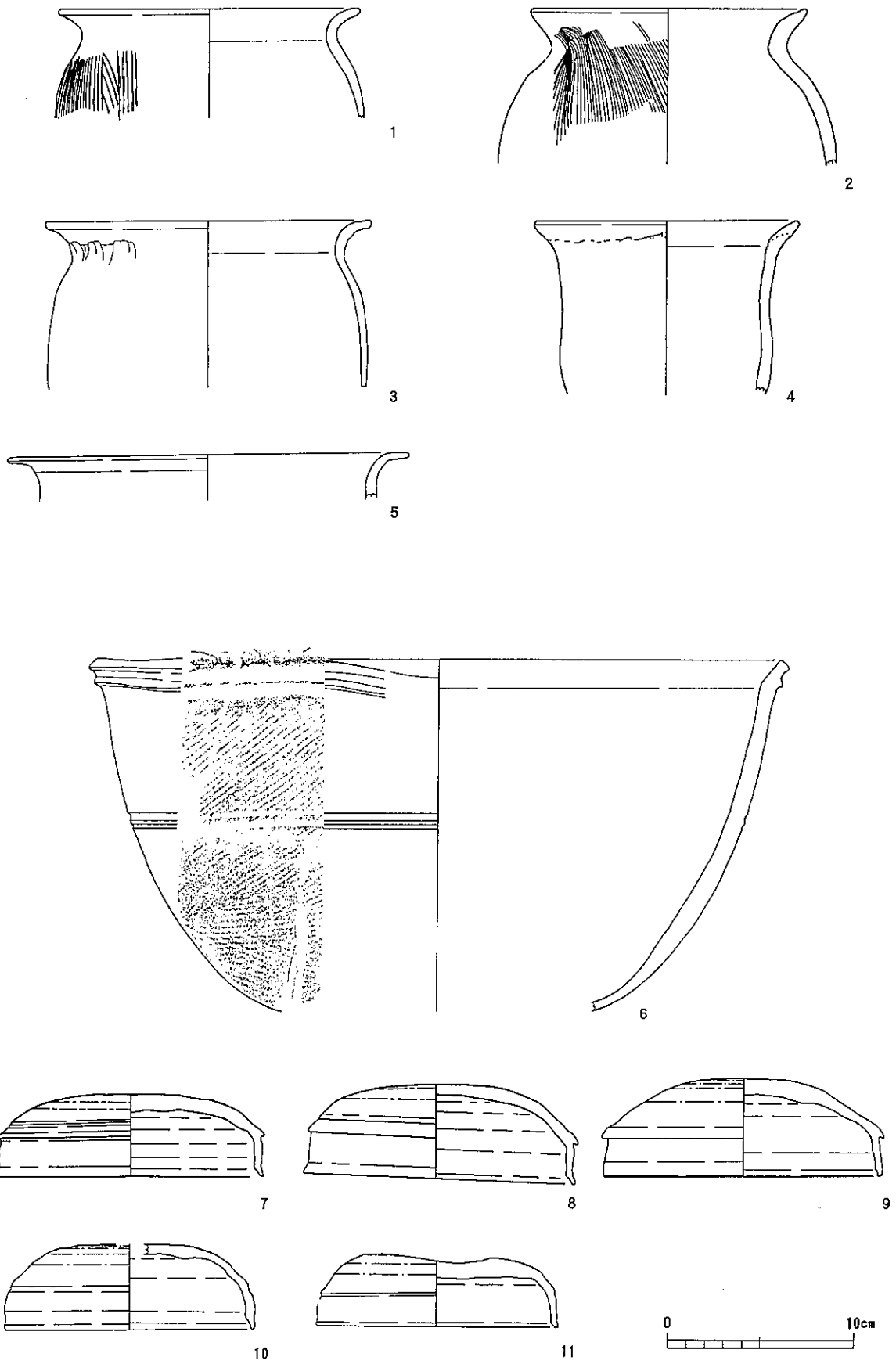
第1図 尾崎遺跡地形及び調査地区全体図



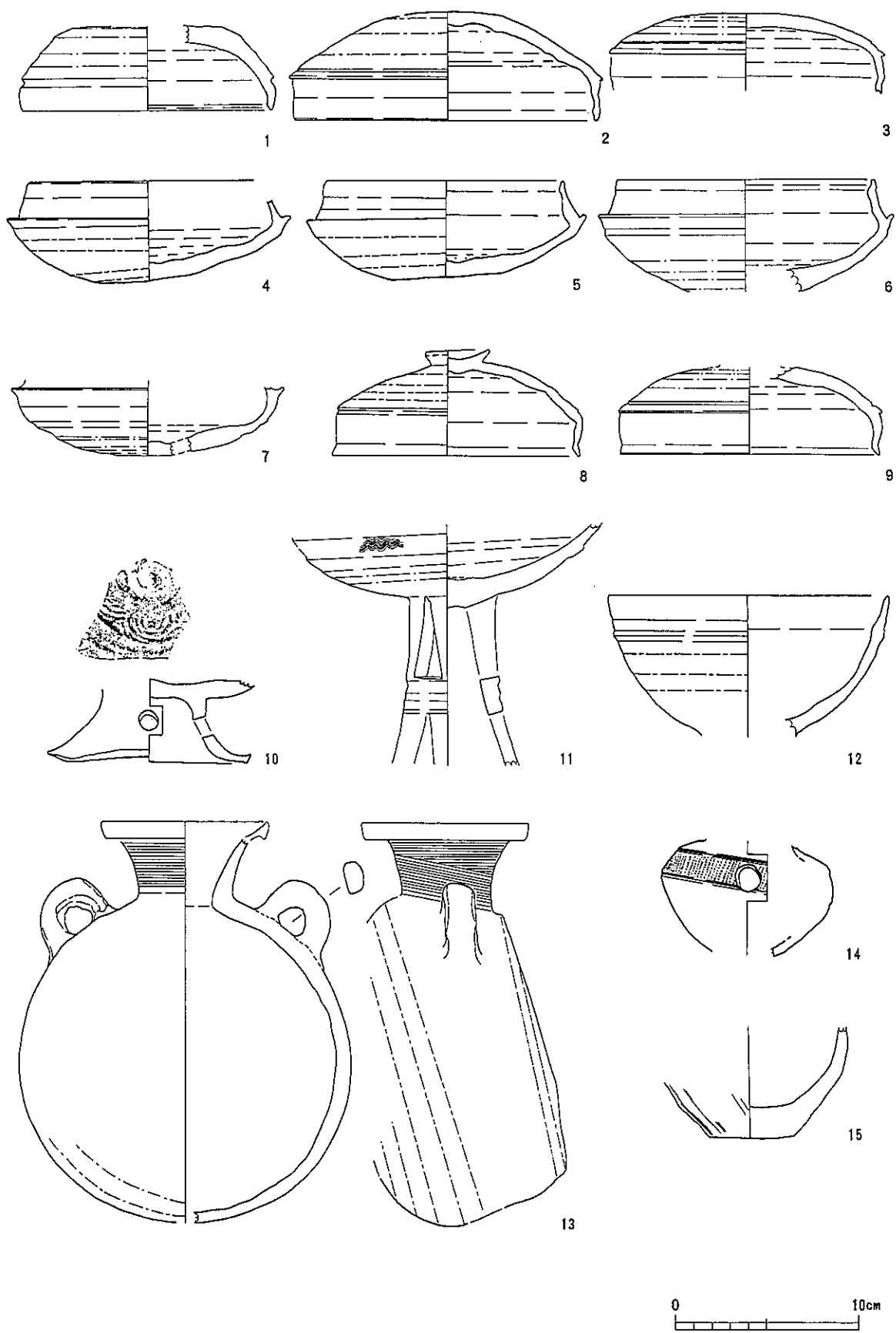
第2図 須恵器鍋出土遺構及び地点



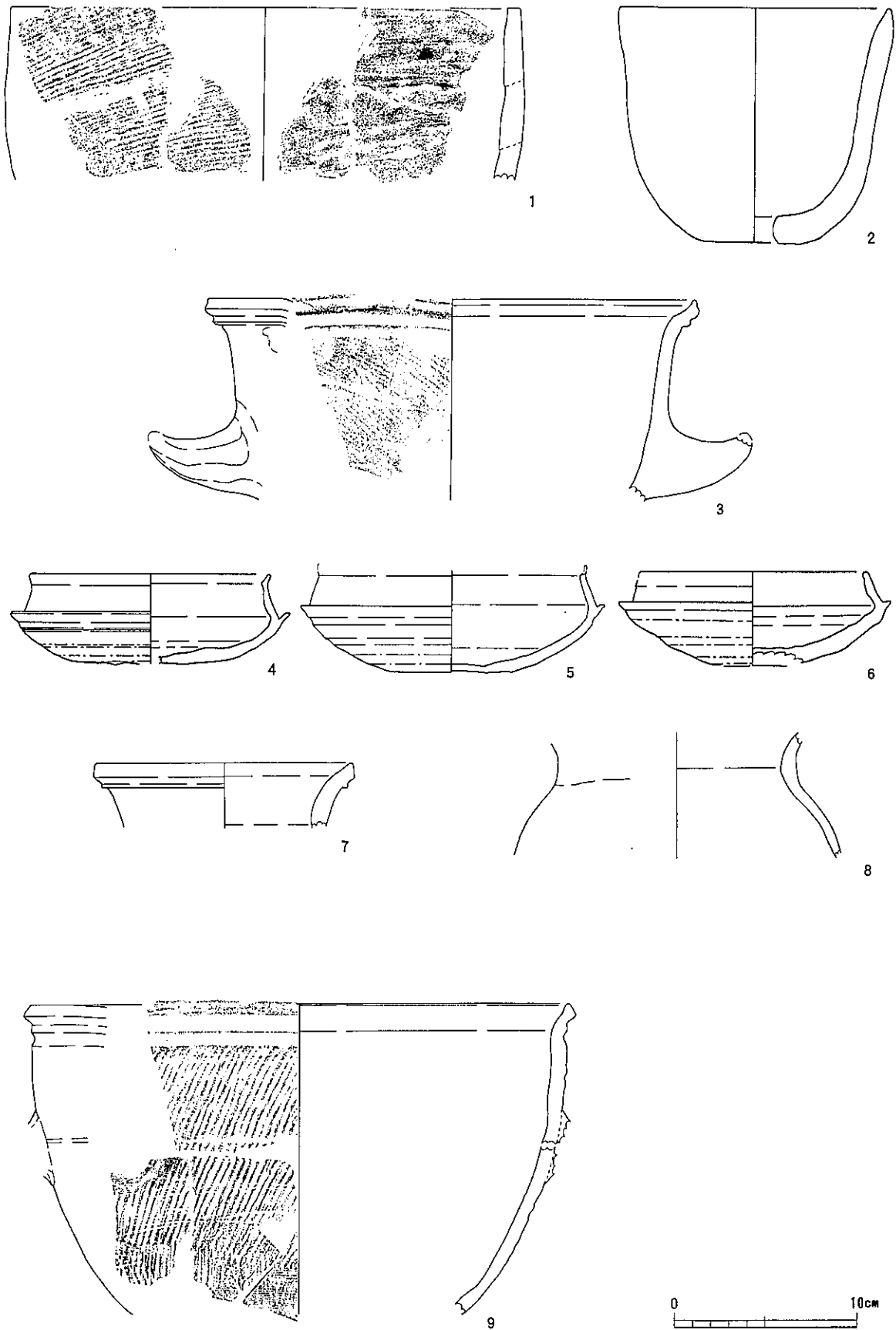
第3图 36号住居址出土遺物（縮尺1：3）



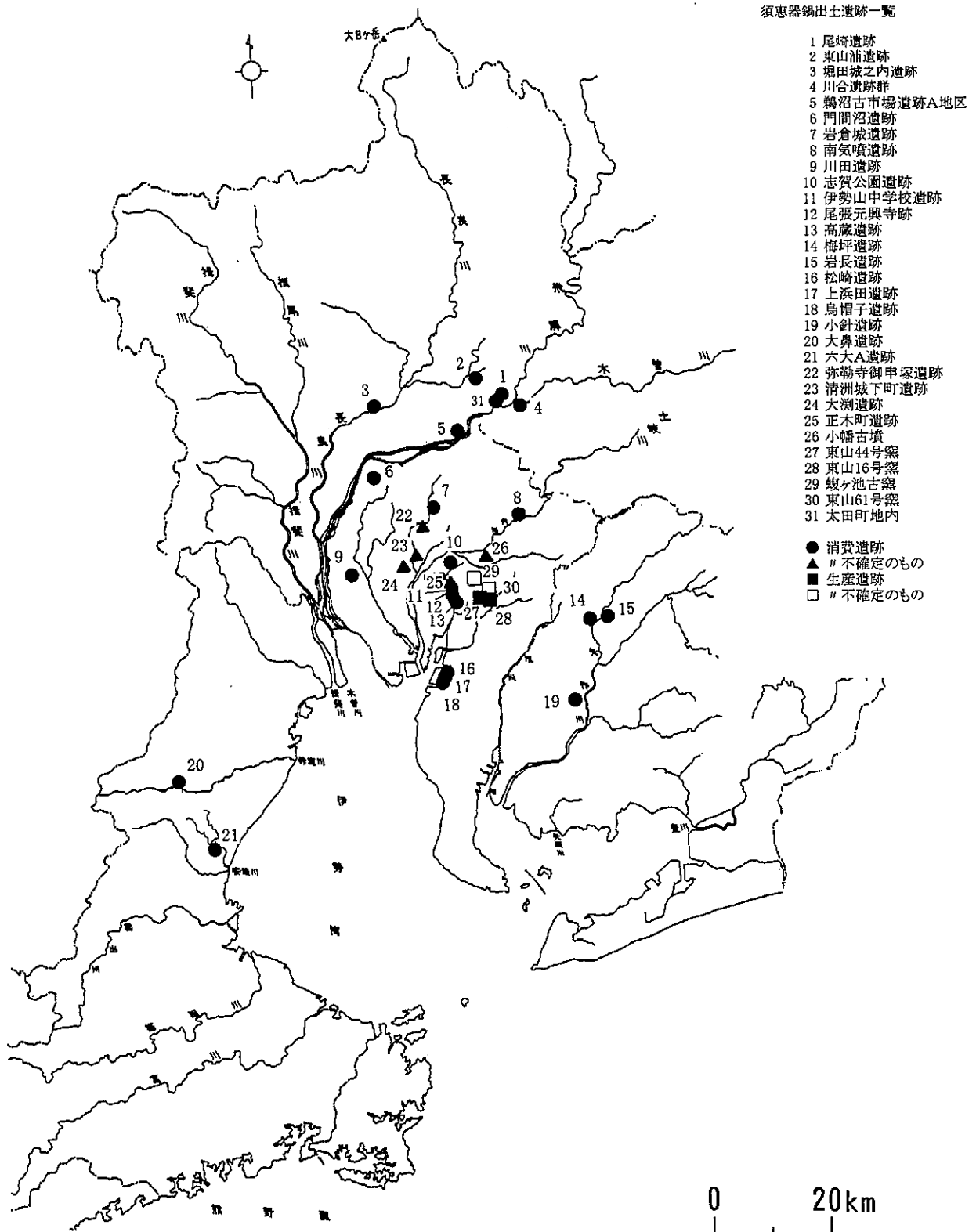
第4図 36号住居址(1~5)・61号住居址(6~11)出土遺物(縮尺1:3)



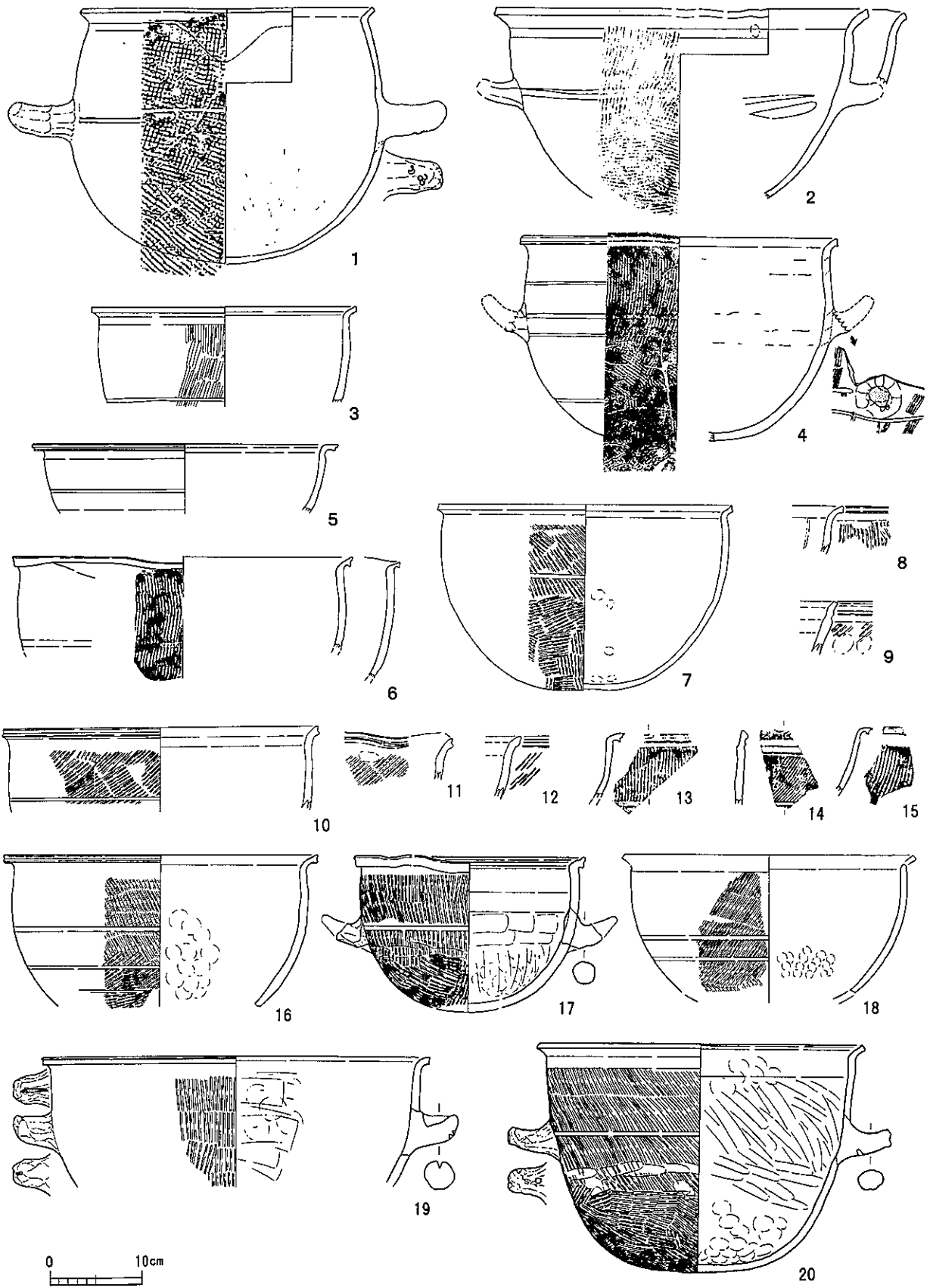
第5图 61号住居址出土遺物（縮尺1：3）



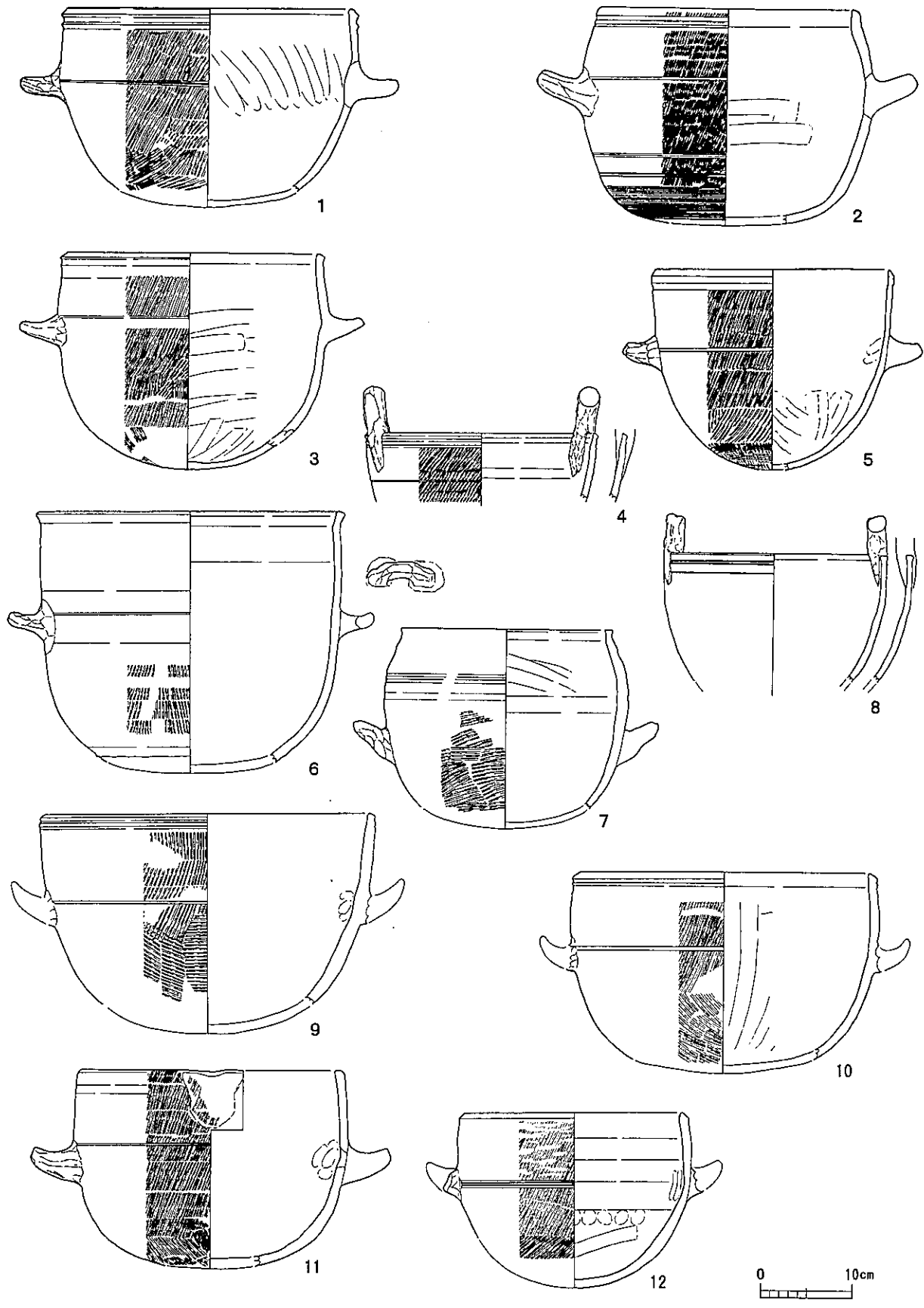
第6図 61号住居址（1・2）・601号土壙（3～8）・トレンチ（9）出土遺物（縮尺1：3）



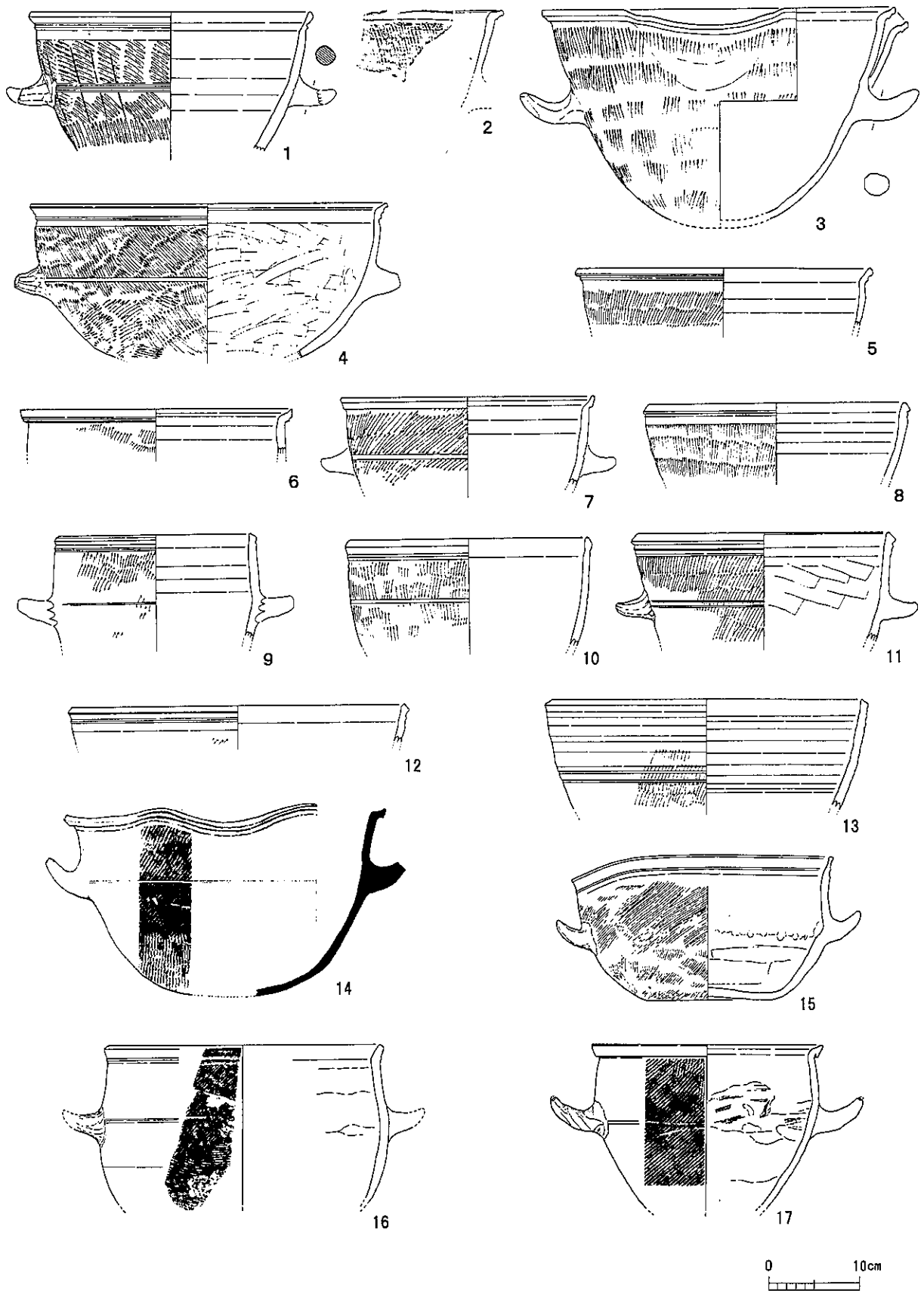
第7図 東海地域須恵器鍋出土遺跡



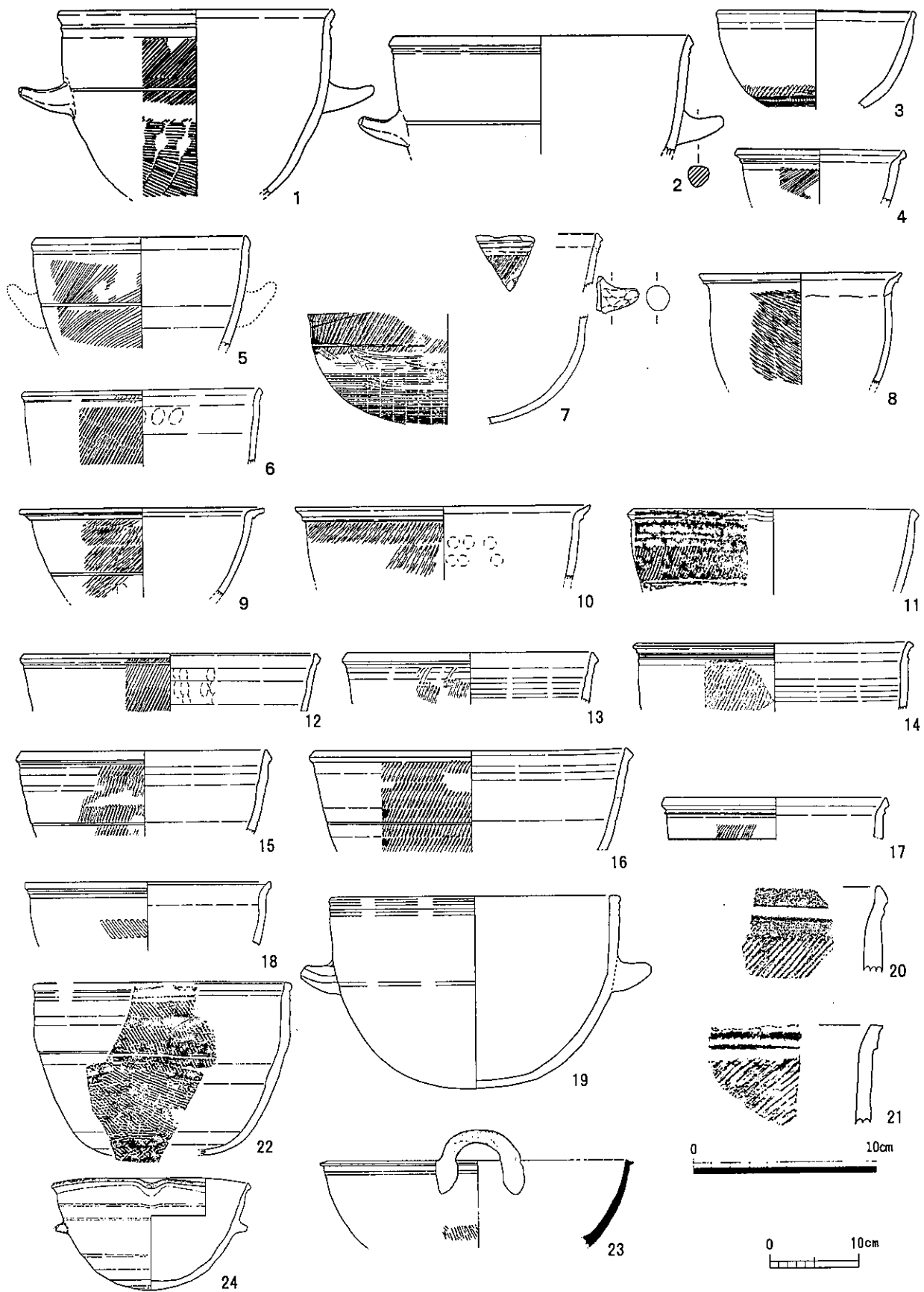
第8図 各地出土鍋実測図(1)(縮尺1:6)



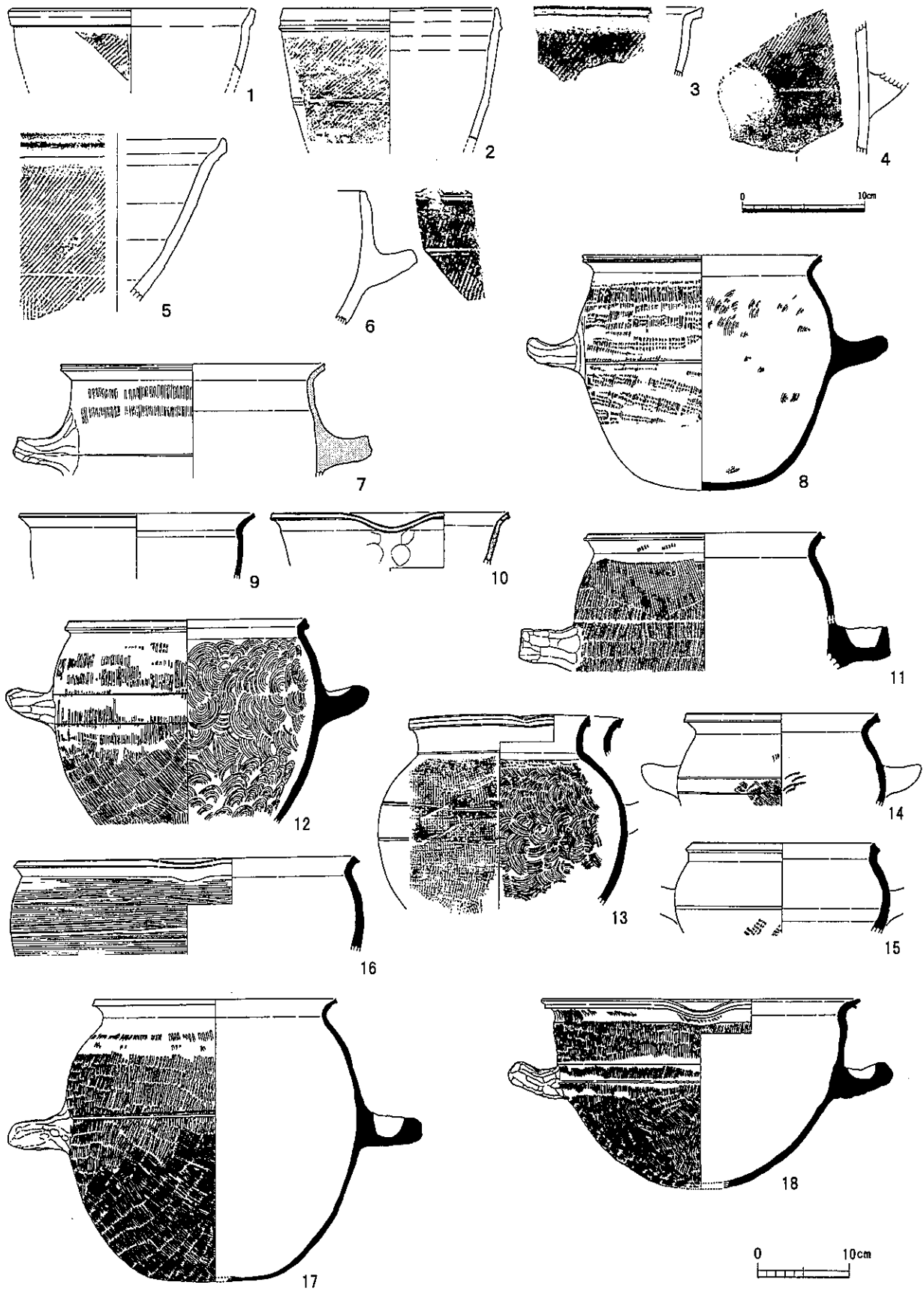
第9図 各地出土鍋実測図(2)(縮尺1:6)



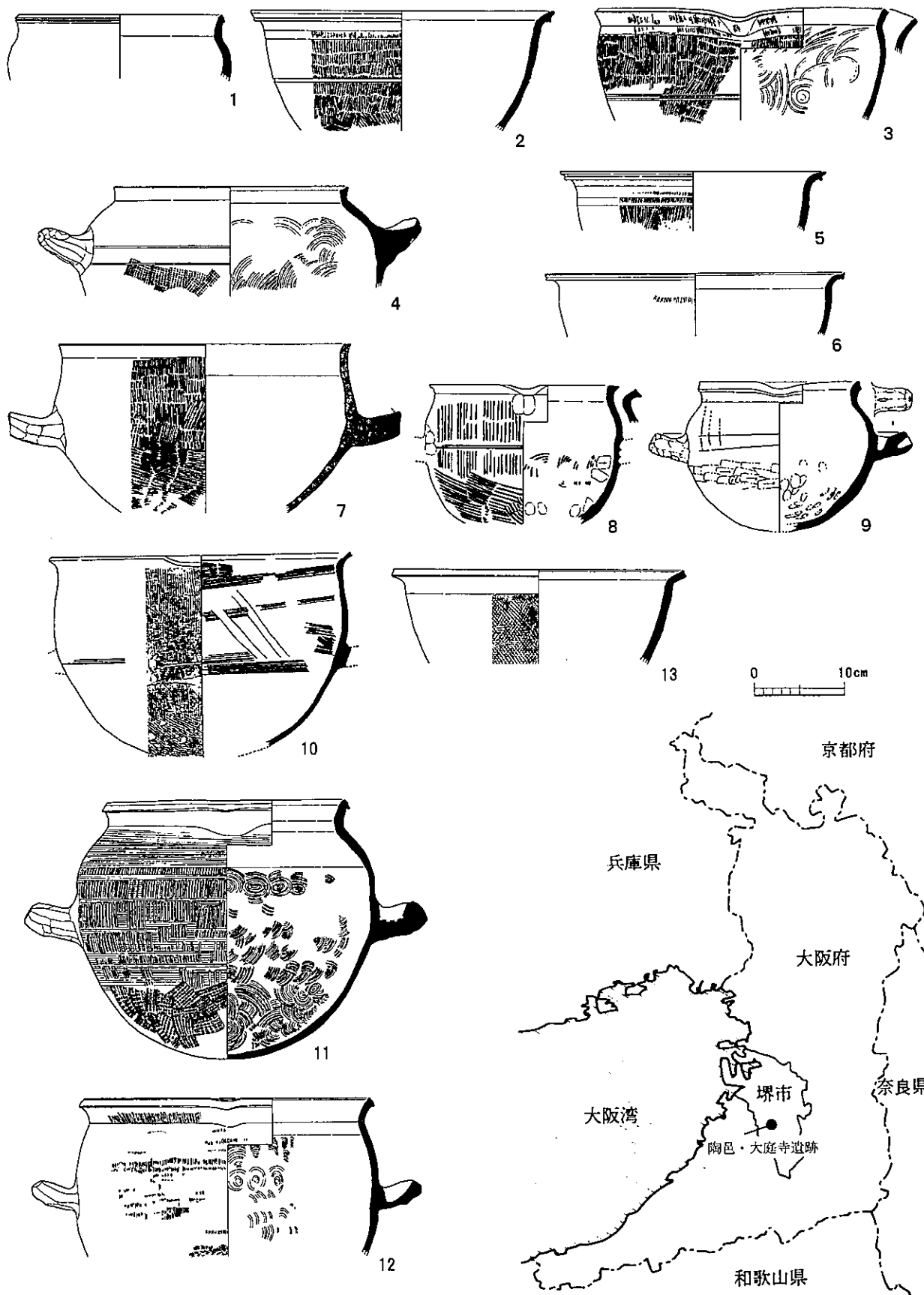
第10圖 各地出土鍋実測圖(3)(縮尺1:6)



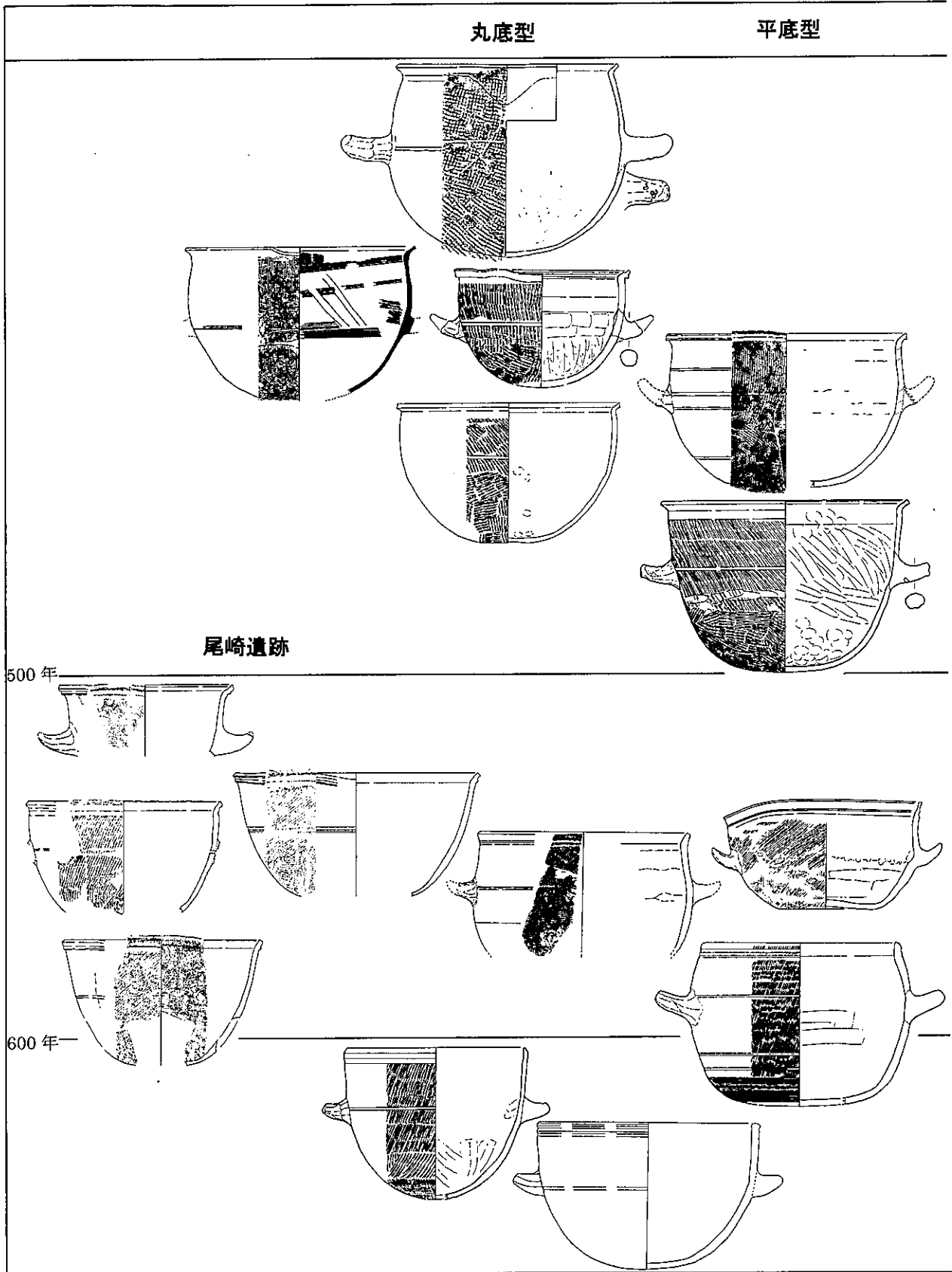
第11圖 各地出土鍋実測圖(4) (縮尺1:6、20、21=1:3)



第12図 各地出土鍋実測図(5) (縮尺1~6=2:9、7~18=1:6)



第13図 各地出土鍋実測図及び陶邑・大庭寺遺跡位置図

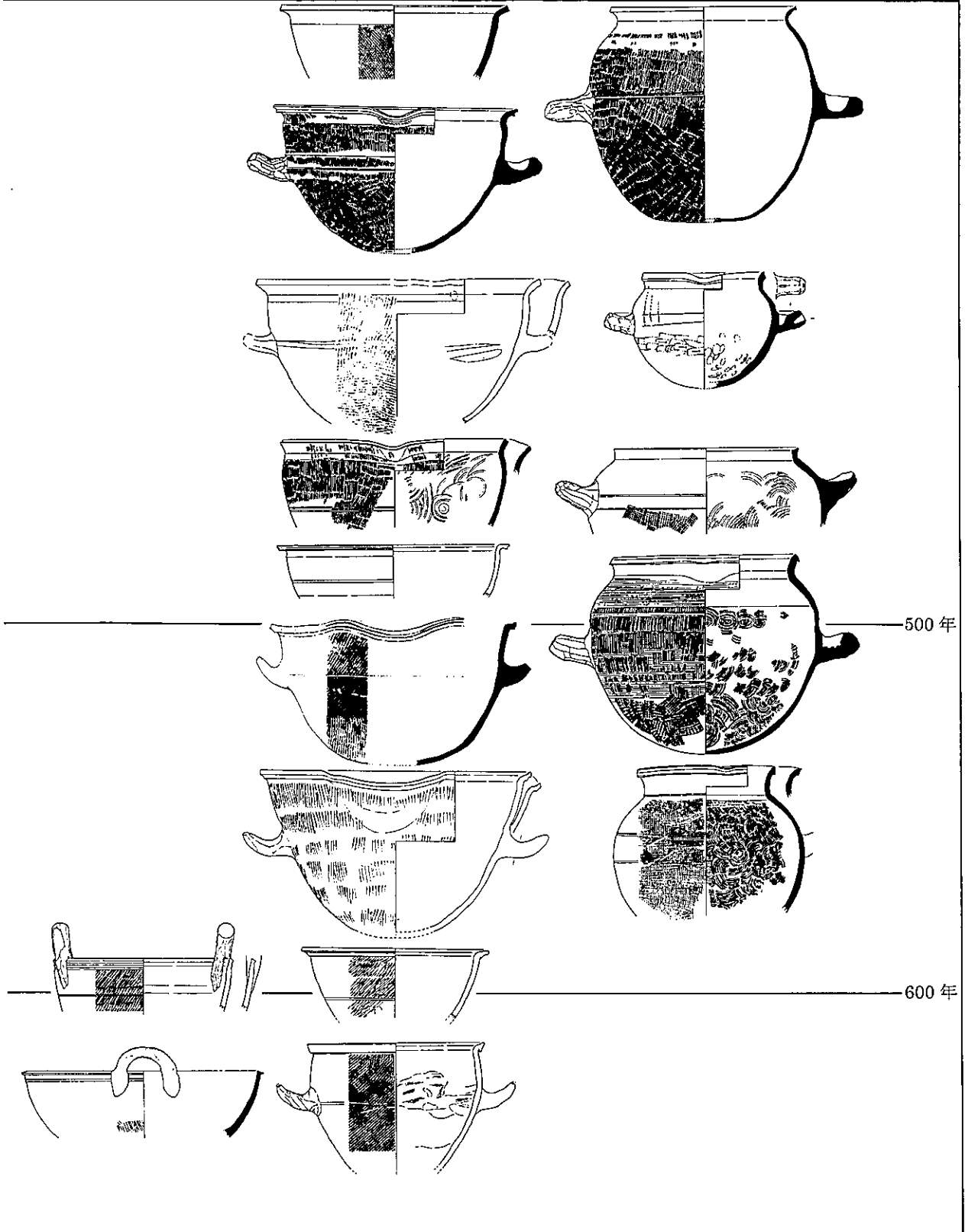


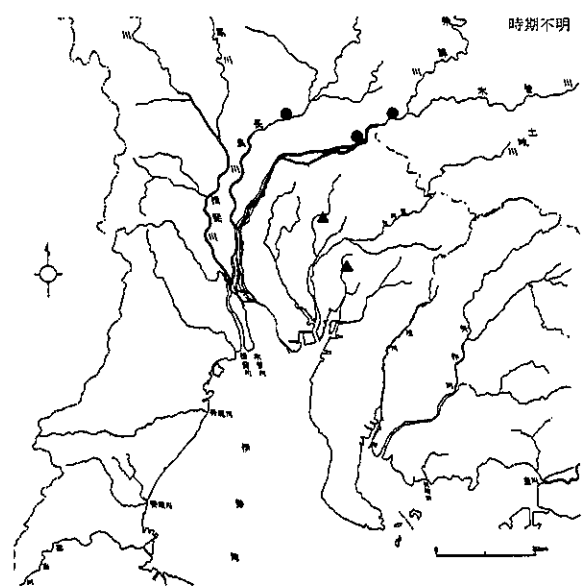
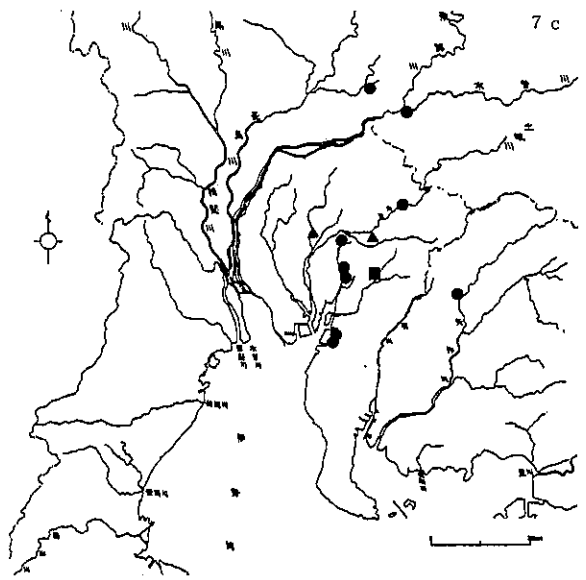
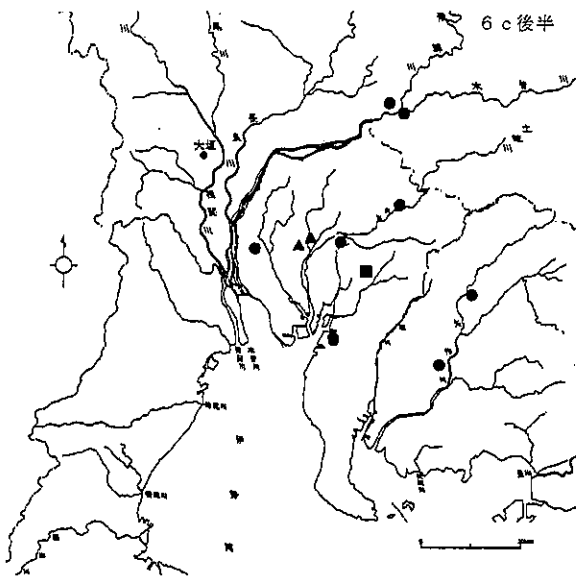
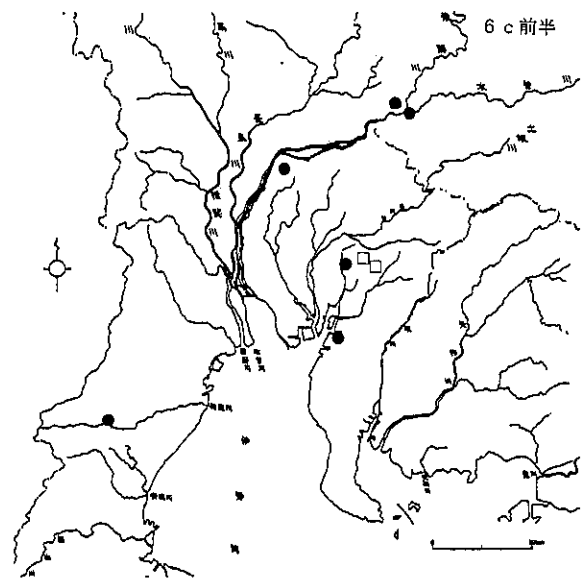
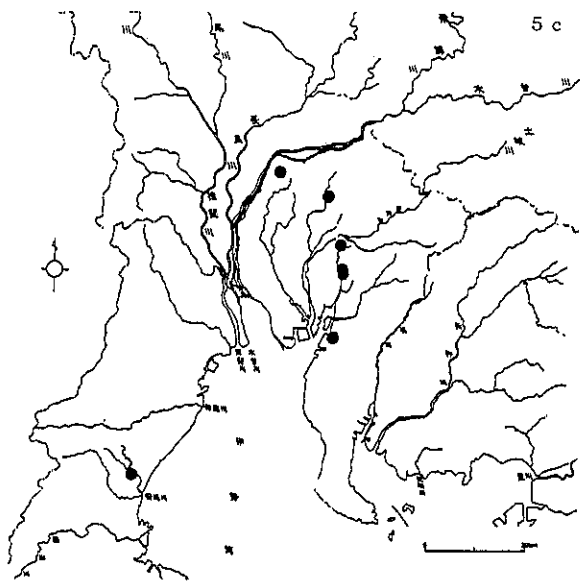
第14図 韓式系土器・須恵器鍋編年案（縮尺1：8）

環状把手

鉢型

甕型





第15図 須恵器鍋出土地変遷図

# 尾崎遺跡における古墳時代後期土師器煮炊具について

—尾崎遺跡発掘調査報告書 補遺—

藤村 俊

## 1 遺跡の概要と経緯

尾崎遺跡は、美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299—1ほかに所在し、これまでに（財）岐阜県文化財保護センター※文献7と美濃加茂市教育委員会※文献8によって発掘調査されている。遺跡は、高位段丘である上野台地が開析され、南北に伸びる幅広の舌状台地状になる所に立地する。台地には浅い谷が入り、谷を挟む平坦面全域に遺物包含層や遺構が広がる。

確認された遺構・遺物の年代は、盛衰はあるものの、旧石器時代から中世まで長期間にわたる。

既に調査報告書は刊行されたが、その後市調査分において整理を進めて得た知見が本稿である。

後半では、報告書作成時に図化し得なかった古墳時代後期の出土遺物を掲載する。

## 2 古墳時代後期の尾崎遺跡

6～7C前半にかけて、突然、台地上の開発とも呼べるほど、新たに高密度な集落が形成されている。遺構としては、竪穴住居址が切り合う事も無く、時期毎に住居域を変化させているようである。また、鉄の生産を示す鉄関連遺物も出土しており、鍛冶工房の存在も蓋然性が高い。

遺物は、尾張系、畿内系、美濃須衛産等といった複数の生産地から流入し、かつ多量の須恵器がある。また、形態や法量、製作技法の異なる土師器甕も住居址等に伴って出土している。

これらは、当地が地域内の拠点的な集落として成立・機能していた事を示しているといえよう。

その後、7C後半になると遺物集中区が形成される。残りが良く、多器種の須恵器がコンテナにして100箱を超えるほど出土しており、鉄製品が共伴している。この遺物集中区付近は元より、遺跡内に当該期の住居はそれほど認められない。

ここでは、盆地を見下ろすことのできる台地の高まりを利用した周辺集落間の共同祭祀が行われ

ていたのではないかと考えられる。

## 3 土師器煮炊具を出土する遺構と時期

土師器煮炊具（以降“煮炊具”と表記）を伴う遺構は、6～7C前半の竪穴住居址、土坑、落ち込みなどがある。各遺構の時期は、共伴している須恵器の年代と出土状況を最も重視して決定しており、そこでは、渡辺博人氏による一連の須恵器研究の成果に拠る所が大きい。表1は、遺構の時期と出土した煮炊具、共伴する須恵器を整理したものである。煮炊具の分類に関しては、次項で述べる。

## 4 尾崎遺跡における煮炊具の概観

煮炊具については、内堀信雄氏・井川祥子氏ら※文献3によって美濃地域の様相と変遷過程等が示された。本稿でもその成果を参考にして分析を進めている。

尾崎遺跡の煮炊具は、おおむね6C代を中心としている。それらは総じて胎土が粗く、砂粒も含んでいる。また、焼成も軟質なため、細かな調整を判断しにくい資料が多い。そこで分類には、丸底と平底という大きな形態差と法量を重視した。その後、全体の形状差に着目し、18細分している。その際、口径や底径復元・実測図化が可能なものについて対象としており、小片なものほど判断が困難だったことは否めない。（特にA2類、C1類等）

## 5 出土煮炊具の分類

### A群 丸底甕

A1) 口縁端部を上方に鋭く引き延ばす、つまみ上げ口縁をもつ一群。従来、伊勢型(系)、北野系丸底甕と呼称されている。16号住居址より尾張系5型式の須恵器と共伴している。

口径は13.8～17.6cmを測り、小・中型品といえ



少なく、土坑や落ち込みなどの竪穴住居址以外からも出土している。

B 4) 短胴甕。口縁は短く、緩く斜め上方にのびる。口縁径と胴部径がほぼ同じ。底部境は丸みをもち、器壁厚い。個体数は少ない。外面はナデ、ハケメ。

B 5) 長胴甕。口縁部は緩く外へ広がり、器壁が厚い。内外面は共にハケメ。底部境は丸みをもつ。

7 C 前半の住居址より出土。個体数は少ない。

#### C 群 平底小型甕

平底甕のうち、口径が11~12cm、器高が11~14cmを中心としたもの。尾崎遺跡では、おおむね6 C 前半代の住居址より出土しており、B 類平底甕とも共伴している場合が多い。胎土は粗く、赤褐色を呈するものがみられる。

C 1) 口縁部がやや短く、外反気味に開く一群。器壁はやや厚い。外面はナデやハケメ、内面も同じくナデやハケメ、ヘラケズリがみられる。

おおむね6 C 前葉の住居址より出土。

C 2) 口縁部が短く、外反気味に強く開く一群。器壁はやや厚い。外面調整はナデやハケメ、内面ではナデやハケメ、ヘラナデがみられる。

C 3) 鉢形を呈する一群。これらは、外面に炭化物が認められず、煮炊具として利用されていたか不明である。胴部下半は下ぶくれるが、口縁は緩く外反する。外面調整はナデやハケメ、内面も同様。口縁部内面もハケメ調整し、その後ナデ消すものもある。

C 4) ほぼ球胴で、口縁は水平近く開く。内外面共にナデ調整。

C 5) 砲弾形を呈する一群。口縁は短く、やや外反気味に開く。器壁は厚い。胴部と底部境は突出するほどではなく、丸みをもつものもある。内外面共にナデ調整。

C 6) 胴部が下ぶくれ形になる一群。口縁は短く、外へ屈曲する。器壁は厚い。外面はナデやハケメ、内面はナデ調整。

#### D 群 甌

小型品。個体数は少ない。内外面共にナデ調整される。胎土は粗く、焼成もやや軟質である。

各類の比率は、類別可能点数95点より、A 1 類

(5%)、A 2 類 (12%)、A 3 類 (6%)、B 1 類 (28%)、B 2 類 (3%)、B 3 類 (6%)、B 4 類 (2%)、B 5 類 (1%)、C 1 類 (6%)、C 2 類 (9%)、C 3 類 (7%)、C 4 類 (1%)、C 5 類 (7%)、C 6 類 (5%)、D 類 (2%) であるが、これらは各類の時期差を考慮しておらず、あくまで目安でしかないことをお断りしておく。

## 6 まとめ

これまで見てきたとおり、尾崎遺跡では多様な煮炊具が共伴していた。その多様性のうち、最も特徴的なものは法量差といえる。主体的となる長胴甕には大型品と小型品があった。また、量は少ないものの、丸底・球胴甕もみられることから、伊勢型甕の分布域にも含まれていたようである。

さて、ほぼ同時期の近隣集落遺跡には、牧野小山遺跡(C地点)があげられる。ここでは、5 C 末~9 C 後半の煮炊具をみる事ができるが、「牧野系甕」と呼称される一群に共伴して、法量や形態の異なる甕も多い。それらの胎土や焼成は尾崎遺跡のものとは全く異なっているが、同様な傾向を見ることができる。

煮炊具は、ある特定産地の製品そのものが、広域に流通するよりも、製品の形(型)式を共有したり、利用することで、限定された範囲(いわゆる“在地”等)において製作や使用されることが多い。そのため、様相やセット関係が複雑になりやすいが、今後集落や特に東濃地方を中心とした後期古墳の出土資料を丁寧に分析・整理していく必要がある。

最後になりましたが、報告書作成時から、上村安生氏、城ヶ谷和広氏、永井宏幸氏、山田邦和氏をはじめとする方々、特に渡辺博人氏には折にふれ数々のご指導やご教示を賜りました。改めてお礼申し上げます。また、図版作成等については、磯谷祐子氏、日比野典子氏らの協力を得ました。記して感謝します。

なお、記述した内容の文責は筆者にある。

(ふじむら しゅん 美濃加茂市民ミュージアム学芸員)

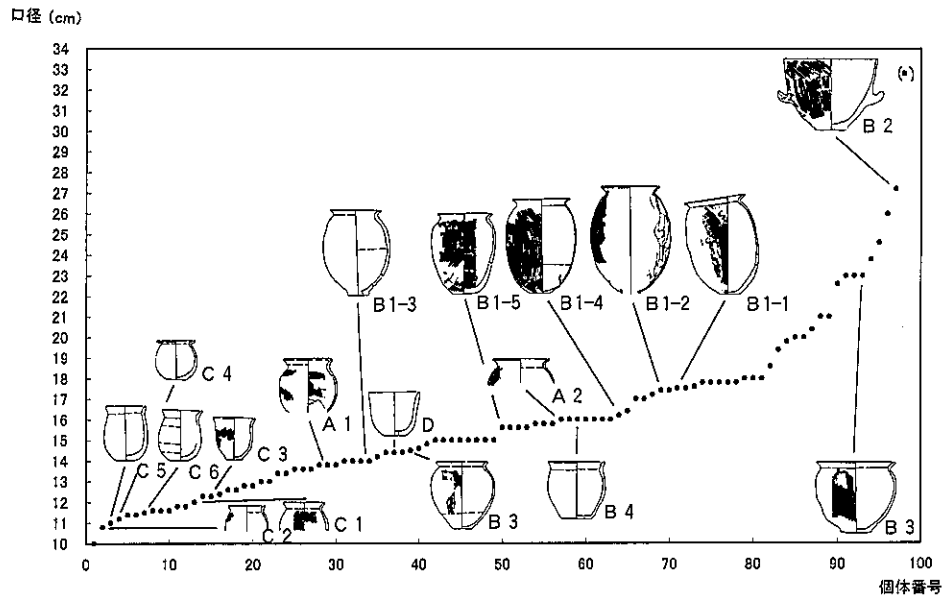


表2 尾崎遺跡出土土師器煮炊具口径分布 ※図の縮尺は同一

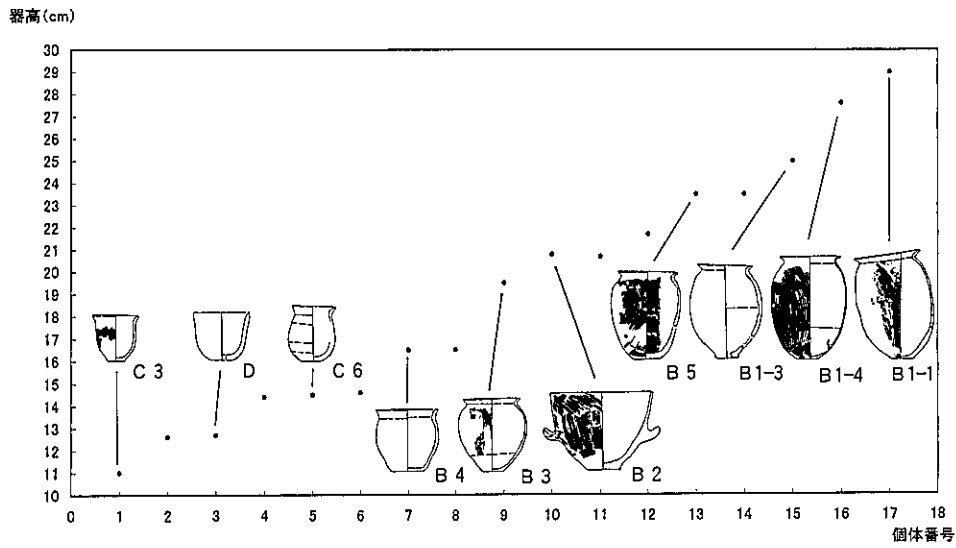


表3 尾崎遺跡出土土師器煮炊具器高分布 ※図の縮尺は同一

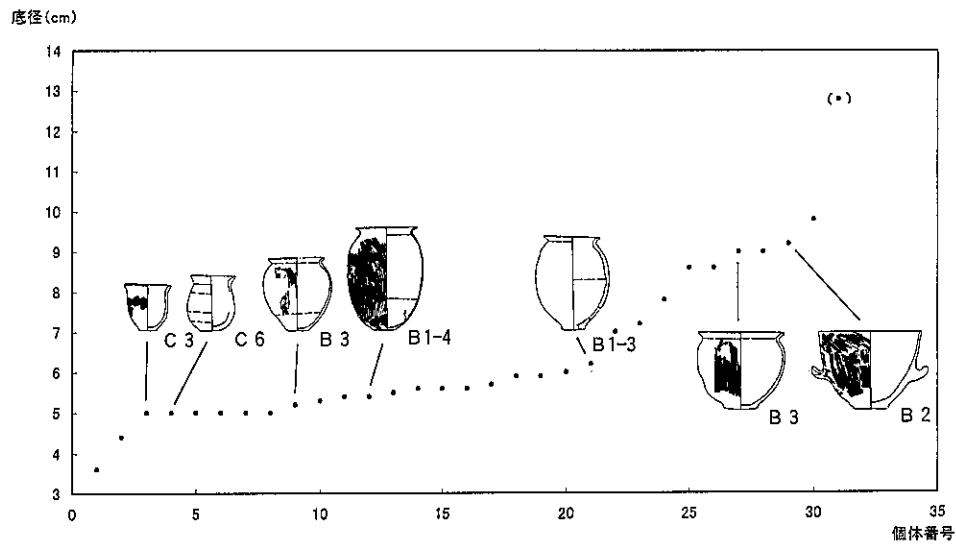
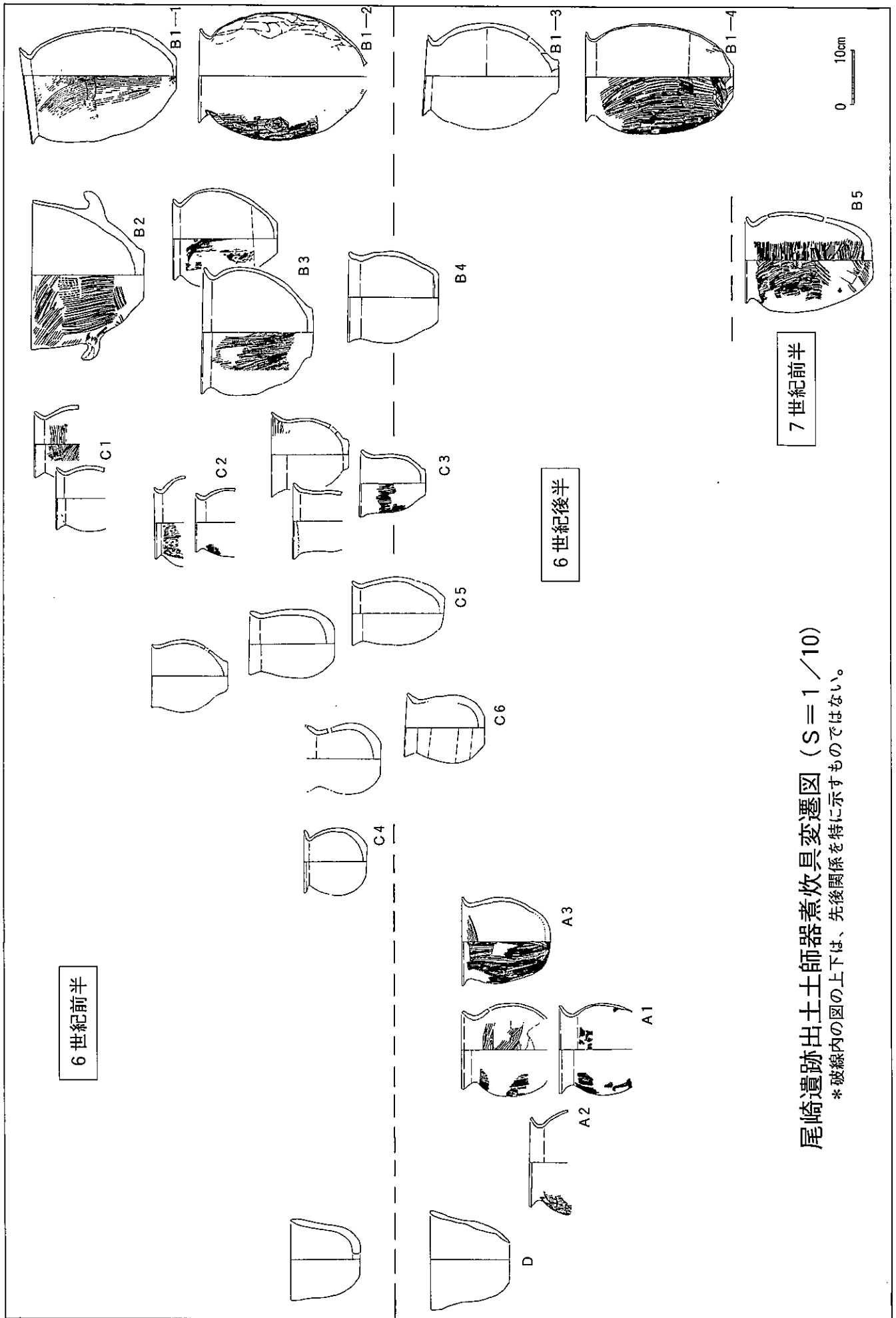


表4 尾崎遺跡出土土師器煮炊具底径分布 ※図の縮尺は同一



6世紀前半

6世紀後半

7世紀前半

尾崎遺跡出土土師器煮炊具変遷図 (S = 1 / 10)

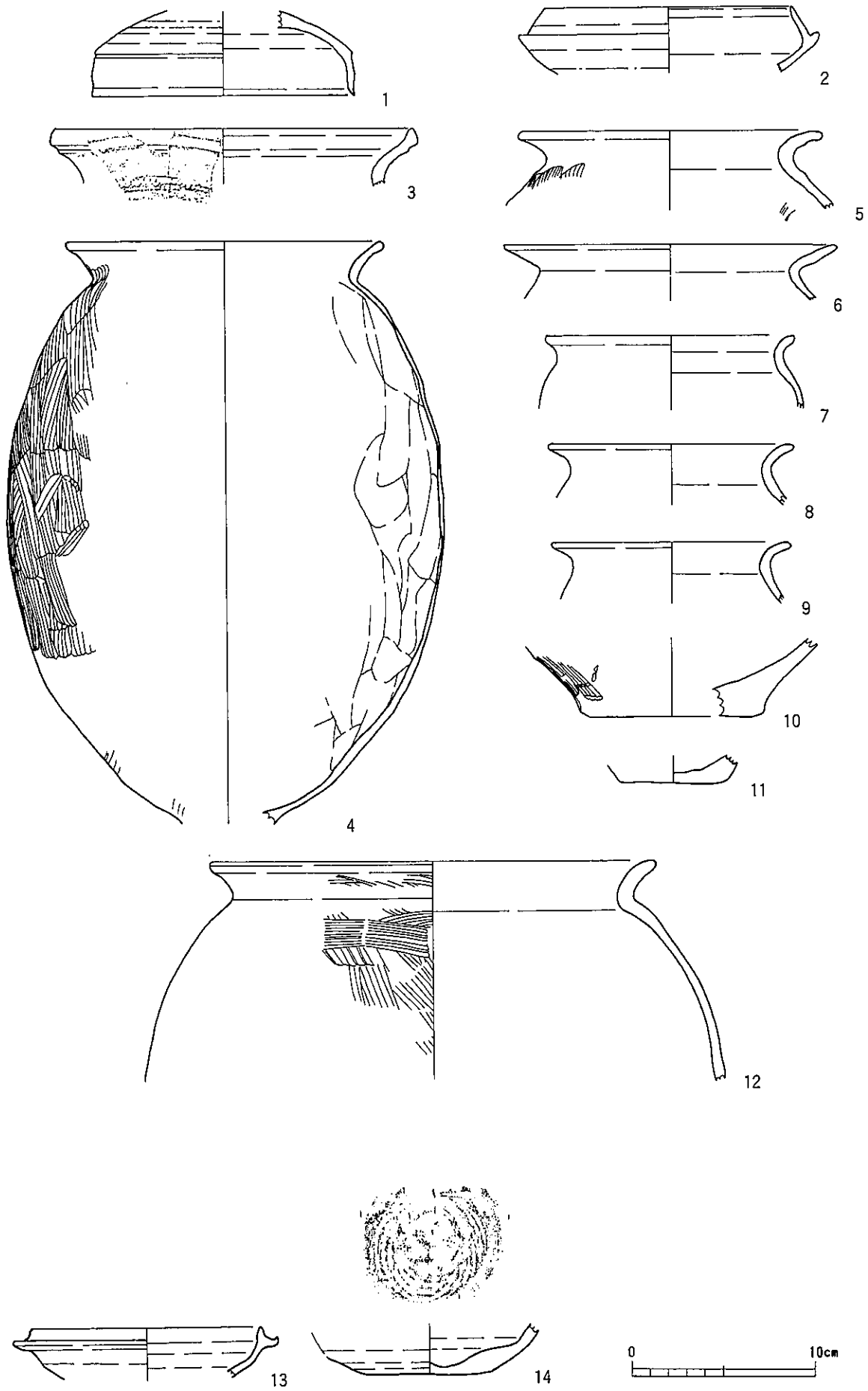
\*破線内の図の上下は、先後関係を特に示すものではない。

遺物観察表（紀要掲載分）

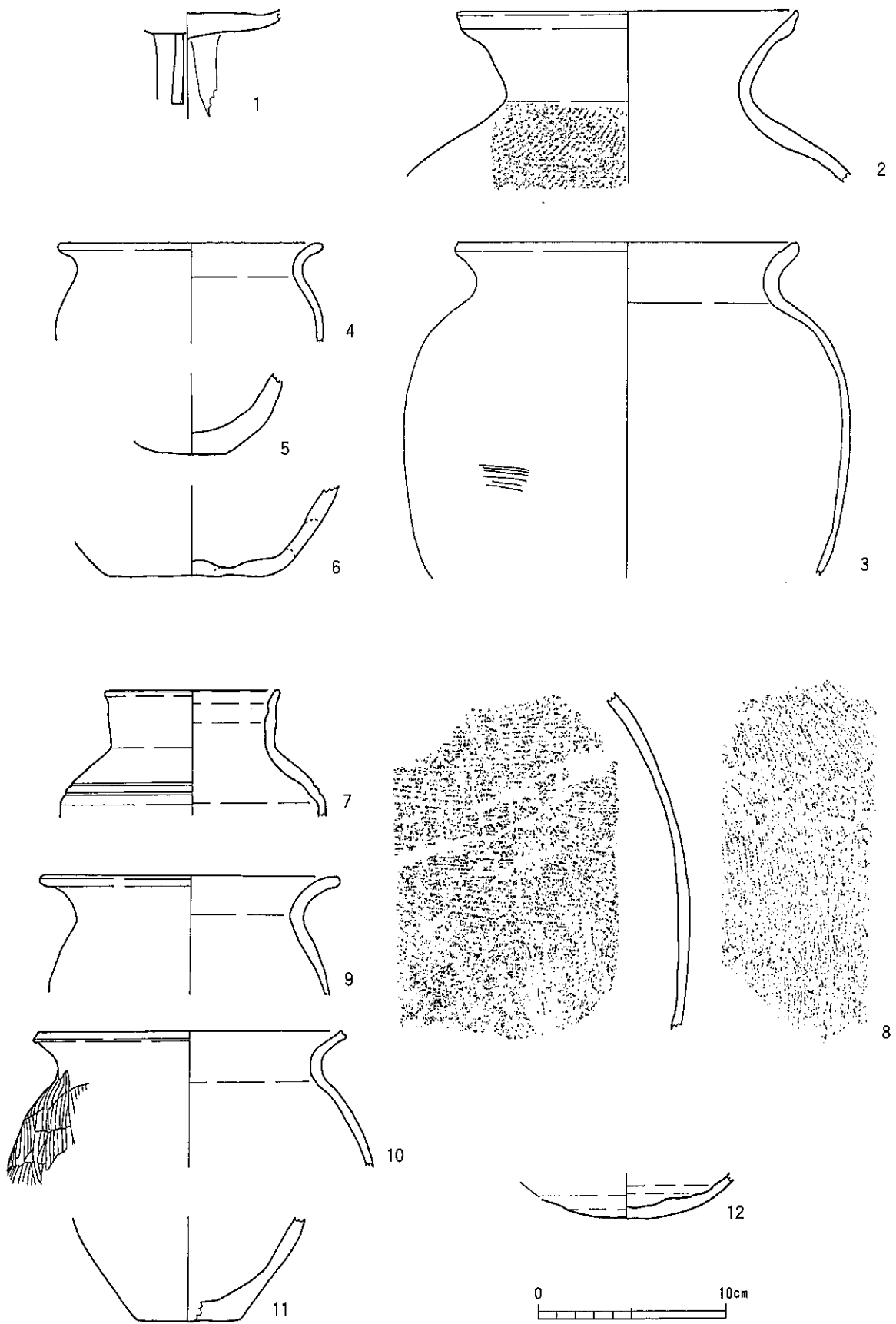
出土地区	実測図	登録資料番号	遺物整理番号	遺構名	種類	器種	残存度	時期	法量 (cm)		胎度	焼成	色調	成形・調整等		備考
									口径	胴径				外面	内面	
神社	第1図	731	370	4号住居址	須恵器	坏蓋	1/4	6C前葉	(14.2)		密	良	灰5Y5/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	尾張系 H-61
神社	第1図	732	371	4号住居址	須恵器	坏身	1/6	6C前葉	(13.4)		普	普	青灰5PB5/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	尾張系 H-61
神社	第1図	733	401	4号住居址	須恵器	甕	口縁部1/5	6C前葉	(18.2)		普	普	にぶい黄2.5Y6/3	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	土師器 甕 B1-2類
神社	第1図	457	1595	4号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		17.4	23.5	相	不良	にぶい黄褐10YR5/3	胴部傾斜ハケメ	ナデ	土師器 甕 B1-1類
神社	第1図	737	404	4号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(15.8)		普	普	橙7.5YR6/6	胴部傾斜ハケメ	ナデ	土師器 甕 B1-2類
神社	第1図	742	412	4号住居址	土師器	甕	口縁部小片		(17.8)		相	不良	にぶい黄橙10YR7/4	胴部傾斜ハケメ		土師器 甕 B1-1類
神社	第1図	739	406	4号住居址	土師器	甕	口縁部1/6		(13.4)		普	不良	橙7.5YR6/6	胴部傾斜ハケメ		土師器 甕 C2類
神社	第1図	740	413	4号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(19)		粗	不良	にぶい黄褐10YR7/4	胴部傾斜ハケメ		
神社	第1図	738	396	4号住居址	土師器	甕	口縁部1/5		(12.8)		普	普	にぶい黄橙10YR7/4	胴部傾斜ハケメ		
神社	第1図	736	403	4号住居址	土師器	甕	底部1/4			(9.8)	普	不良	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ		平底 底部突出
神社	第1図	741	400	4号住居址	土師器	甕	底部			5.7	普	普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ		平底 底部突出しない
神社	第1図	734	372	4号住居址	土師器	甕	口縁部2/3		23.8		普	不良	にぶい黄橙10YR7/4	胴部傾斜ハケメ		土師器 甕 B1-1類
神社	第1図	744	394	9号住居址	須恵器	坏身	1/6	7C前葉	(12.4)		密	良	暗緑灰7.5GY4/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 7~8型式
神社	第1図	745	369	9号住居址	須恵器	坏身	1/2	6C前葉~中葉			普	普	灰7.5Y6/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 3~4型式
神社	第2図	743	364	9号住居址	須恵器	高坏	胴部2/4 胴部1/2	6C末~7C初	(5.7)		普	普	黄灰2.5Y4/1 灰7.5Y6/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	長脚二股三方孔 畿内系 6型式
神社	第2図	735	399	9号住居址	須恵器	甕	口縁部1/4	6C前葉	(17.6)		密	不良	淡黄2.5Y8/3	胴部傾斜ハケメ	剥落著 当て具痕残る	
神社	第2図	749	395	9号住居址	土師器	甕	口縁部1/6		(13.6)		普	不良	橙7.5YR6/6	胴部傾斜ハケメ		
神社	第2図	748	397	9号住居址	土師器	甕	底部			3.6	普	普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ		平底 底部突出しない
神社	第2図	750	407	9号住居址	土師器	甕	底部			9.0	普	普	灰黄褐10YR6/2	胴部傾斜ハケメ		平底 底部突出しない
神社	第2図	751	705	9号住居址	土師器	甕	口縁部上半1/3		(17.8)		普	普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ		脚部傾斜ハケメ 尾張系
神社	第2図	752	361	12号住居址	須恵器	壺	口縁部1/4	6C後葉	(9.0)	(14.0)	普	良	灰7.5Y6~5/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	
神社	第2図	753	385	12号住居址	土師器	甕	胴部上半1/4				普	普	明褐7.5YR5/6	縦位ハケメ	横位ハケメ	
神社	第2図	756	393	12号住居址	土師器	甕	口縁部小片		(15.6)		普	不良	にぶい黄橙10YR7/3	胴部傾斜ハケメ		土師器 甕 A2類
神社	第2図	755	391	12号住居址	土師器	甕	口縁部1/5		(16.0)		普	普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ		平底 底部突出しない
神社	第2図	754	388	12号住居址	土師器	甕	胴下半~底部1/2			(6.4)	普	普	にぶい赤褐5YR5/4	胴部傾斜ハケメ		
神社	第2図	757	355	14号住居址	須恵器	坏身	1/2	6C末~7C初			密	良	灰 N6/	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 6型式
神社	第3図	758	360	16号住居址	須恵器	高坏	胴部	7C前葉	(15.8)		普	普	灰5Y6/1	胴部二条染線	回転ナデ	美濃系
神社	第3図	759	384	16号住居址	須恵器	坏蓋	1/3		(15.8)		普	不良	オリーブ灰2.5GY6/1	横位ハケメ	胴部傾斜ハケメ	土師器 甕 B1-4類
本館	第3図	761	28	22号住居址	土師器	甕	口縁部1/2		(17.2)		普	普	にぶい黄橙10YR7/4	縦位ハケメ	ナデ	
本館	第3図	760	27	22号住居址	土師器	甕	胴部1/2				普	普	にぶい黄橙10YR6/4	縦位ハケメ		猿投
本館	第3図	762	45	23号住居址	須恵器	坏身	口縁部2/3欠損	6C後葉~7C初			普	不良	にぶい黄橙10YR6/4	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	
本館	第3図	763	57	24号住居址	須恵器	瓶類	胴~底部	7C後葉		6.7	普	良	灰7.5Y6/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	美濃系
本館	第3図	765	87	25号住居址	須恵器	坏蓋	1/3	6C前葉~中葉	(12.5)		普	普	灰 N4/	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 3~4型式
本館	第3図	767	66	25号住居址	須恵器	坏蓋	口縁3/4欠損	6C末~7C初	3.5	(13.9)	普	不良	灰7.5Y6/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 6型式
本館	第3図	764	64	25号住居址	須恵器	坏身	ほぼ完形	6C後葉	4.5	(12.4)	密	良	緑灰10GY5/1	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	畿内系 5型式
本館	第3図	768	63	25号住居址	須恵器	坏身	1/2	6C前葉	(13.6)		普	普	オリーブ黄5Y6/3	胴部傾斜ハケメ	回転ナデ	猿投 H-61
本館	第3図	460	417	25号住居址	土師器	甕	口縁部1/4欠損		12.7	22.3	粗	普	にぶい黄橙10YR5/3	胴部傾斜ハケメ	ナデ	土師器 甕 C3類

出土地区	実測図	登録資料番号	遺物整理番号	遺構名	種類	器種	残存度	時期	法量 (cm)		胎度	焼成	色調	成形・調整等		備考
									口径	底径				外面	内面	
本館	第3図	770	68	25号住居址	土師器	甕	底部欠損	6C前葉		2.1		普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	土師器類 B3類
本館	第3図	771	429	26号住居址	須恵器	埴	1/3					普	オリーブ黒5Y3/1	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	
本館	第3図	772	430	26号住居址	土師器	壺?	胴部					普	にぶい黄橙10YR6/3			
本館	第4図	775	435	28号住居址	須恵器	坏蓋	1/5	6C後葉	(1.4)			普	灰白2.5Y7/1	回転ナデ	回転ナデ	畿内系 5型式
本館	第4図	773	432	28号住居址	須恵器	坏蓋	1/6	6C前葉	(1.5)			良	緑灰10GY5/1	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	尾張系 2~3型式
本館	第4図	774	433	28号住居址	須恵器	坏身	小片	7C前葉~中葉	(1.7)			良	灰黄2.5Y6/2	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	畿内系 7~8型式
本館	第4図	776	437	28号住居址	土師器	甕	口縁部		(1.8)			不良	にぶい黄橙10YR6/4	胴部縦位ハケメ	ナデ	土師器類 C2類
本館	第4図	777	431	28号住居址	土師器	甕	底部3/4		(1.2)			普	にぶい黄橙10YR6/4	胴部ハケメ	ナデ	平底 底部突出
本館	第4図	778	427	30号住居址	須恵器	坏蓋	1/2	6C後葉	4.5	12.8		普	灰10Y5/1	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	尾張系 5型式
本館	第4図	779	423	30号住居址	須恵器	壺 or 甕	口縁部1/4	6C初頭	(12.0)			普	灰 N5/	頸部裾描波状文	回転ナデ	
本館	第4図	786	426	30号住居址	土師器	甕	口縁部小片		(11.8)			普	明赤褐2.5YR5/6	ナデ	ナデ	土師器類 A3類
本館	第4図	783	424	30号住居址	土師器	甕	口縁部1/6		(12.6)			普	明赤褐2.5YR5/6	ナデ	ナデ	土師器類 A3類
本館	第4図	782	443	30号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(11.8)			普	明赤褐5YR5/6	ナデ	胴部横位ハケメ	土師器類 C2類
本館	第4図	784	425	30号住居址	土師器	甕	口縁部小片		(13.8)			普	明赤褐5YR5/6	ナデ	ナデ	土師器類 C5類
本館	第4図	785	442	30号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(15.0)			普	にぶい黄橙10YR6/4	ナデ	ナデ	土師器類 C6類
本館	第4図	781	444	30号住居址	土師器	甕	胴~底部			5.5		不良	橙2.5YR6/8	胴部ハケメ	ナデ	平底 底部突出しない
本館	第4図	787	1598	31号住居址	土師器	甕	口縁部1/6		(12.0)			普	灰黄2.5Y7/2	胴部斜位ハケメ	回転ナデ	土師器類 B1-4類
東駐車場	第4図	788	450	36号住居址	須恵器	坏身	ほぼ完形	6C前葉	5.5	13.0		良	灰オリーブ5Y6/2	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	土師器類 B1-4類
東駐車場	第4図	791	453	36号住居址	土師器	甕	口縁部		(15.6)			普	暗灰黄2.5Y5/2	胴部縦位ハケメ	ナデ	土師器類 B1-4類
東駐車場	第4図	789	457	36号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(16.4)			密	にぶい黄2.5Y6/3	胴部斜位ハケメ	ナデ	土師器類 B1-4類
東駐車場	第4図	790	455	36号住居址	土師器	甕	口縁部1/3		(17.0)			密	浅黄2.5Y7/3			
本館	第5図	795	490	43号住居址	土師器	甕	底部1/3	9C前葉	(16.3)			普	にぶい黄2.5Y7/2	胴部ハケメ	ナデ	土師器類 B4類
本館	第5図	796	497	48号住居址	須恵器	坏蓋	1/4		(12.8)			良	灰10Y6/1	胴部ハケメ	回転ナデ	美濃系
本館	第5図	808	523	53号住居址	須恵器	壺蓋	小片					良	灰10Y6/1	回転ナデ	回転ナデ	
本館	第5図	809	526	53号住居址	須恵器	台付長甕	胴部1/4	6C後葉		(13.0)		良	灰白7.5Y7/1	胴部ナデ 沈線あり	回転ナデ	胴部二段三方透孔 畿内系
本館	第5図	807	530	53号住居址	須恵器	蓋	1/2	6C後葉	13.4			良	オリーブ黒10Y3/1	胴部/口縁ハケメ	回転ナデ	畿内系
本館	第5図	811	525・533	53号住居址	須恵器	甕	口縁部1/2	6C前半	13.4			良	黄褐2.5Y5/3	回転ナデ	回転ナデ	土師器類 B1-2類
本館	第5図	813	532	53号住居址	土師器	甕	口縁部小片		(12.0)			普	明黄褐10YR6/6	ナデ	ナデ	
本館	第5図	812	524	53号住居址	土師器	甕	底部小片					普	明黄褐10YR6/6	ナデ	ナデ	
本館	第5図	815	541	54号住居址	須恵器	高环	1/2	7C前半	12.0			普	灰オリーブ7.5Y5/2	回転ナデ	回転ナデ	畿内系
本館	第5図	816	536	54号住居址	須恵器	高环	口縁部小片		(12.8)			普	にぶい黄橙10YR6/4	回転ナデ	回転ナデ	
本館	第5図	818	540	54号住居址	須恵器	台付長甕	胴部1/4	6C後葉		(13.0)		普	灰白7.5Y7/1	胴部二段三方透孔 胴部ナデ	回転ナデ	美濃系
本館	第5図	817	538・544	54号住居址	須恵器	横瓶	口縁部3/4	6C後葉~7C初	(11.5)			良	灰白7.5Y7/1	口縁部回転ナデ 胴部タタキ	回転ナデ	美濃系
本館	第5図	821	539	54号住居址	土師器	甕	口縁部1/4		(16.0)			密	灰黄褐10YR5/2	胴部縦位ハケメ	口縁部横位ハケメ	土師器類 C3類
本館	第5図	820	542	54号住居址	土師器	甕	底部1/2		(14.4)			普	明黄褐10YR6/6	ナデ	ナデ	平底 底部突出しない
本館	第5図	819	528	54号住居址	土師器	甕	底部		5.6			普	黄褐10YR5/6	ナデ	ナデ	土師器類 B1-2類
本館	第5図	823	1599	58号住居址	須恵器	坏蓋	1/2	6C前葉	(14.3)			不良	オリーブ灰2.5GY6/1	回転ナデ	回転ナデ	磨耗著 H-6併行
本館	第5図	824	558	58号住居址	土師器	甕	1/2		(11.2)			普	にぶい赤褐2.5YR5/4	ナデ	ナデ	土師器類 C4類
本館	第6図	822	693	58号住居址	土師器	甕	胴下半~底部1/2		(16.6)			普	灰黄褐10YR6/2	ナデ	ナデ	土師器類 B1-2類

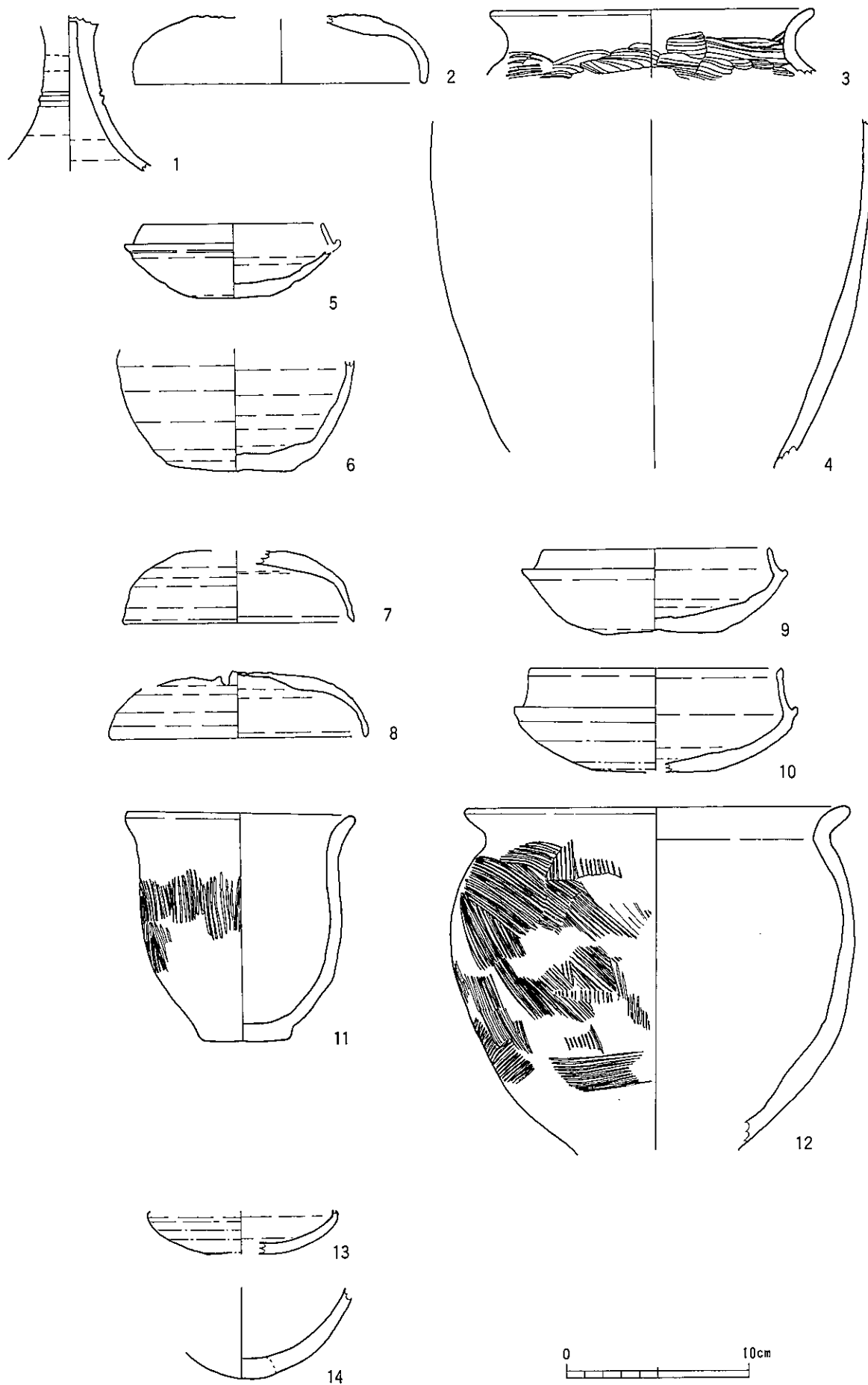




第1图 IV期住居址出土遺物実測図  
4号住居址(1~12) 9号住居址(13、14)

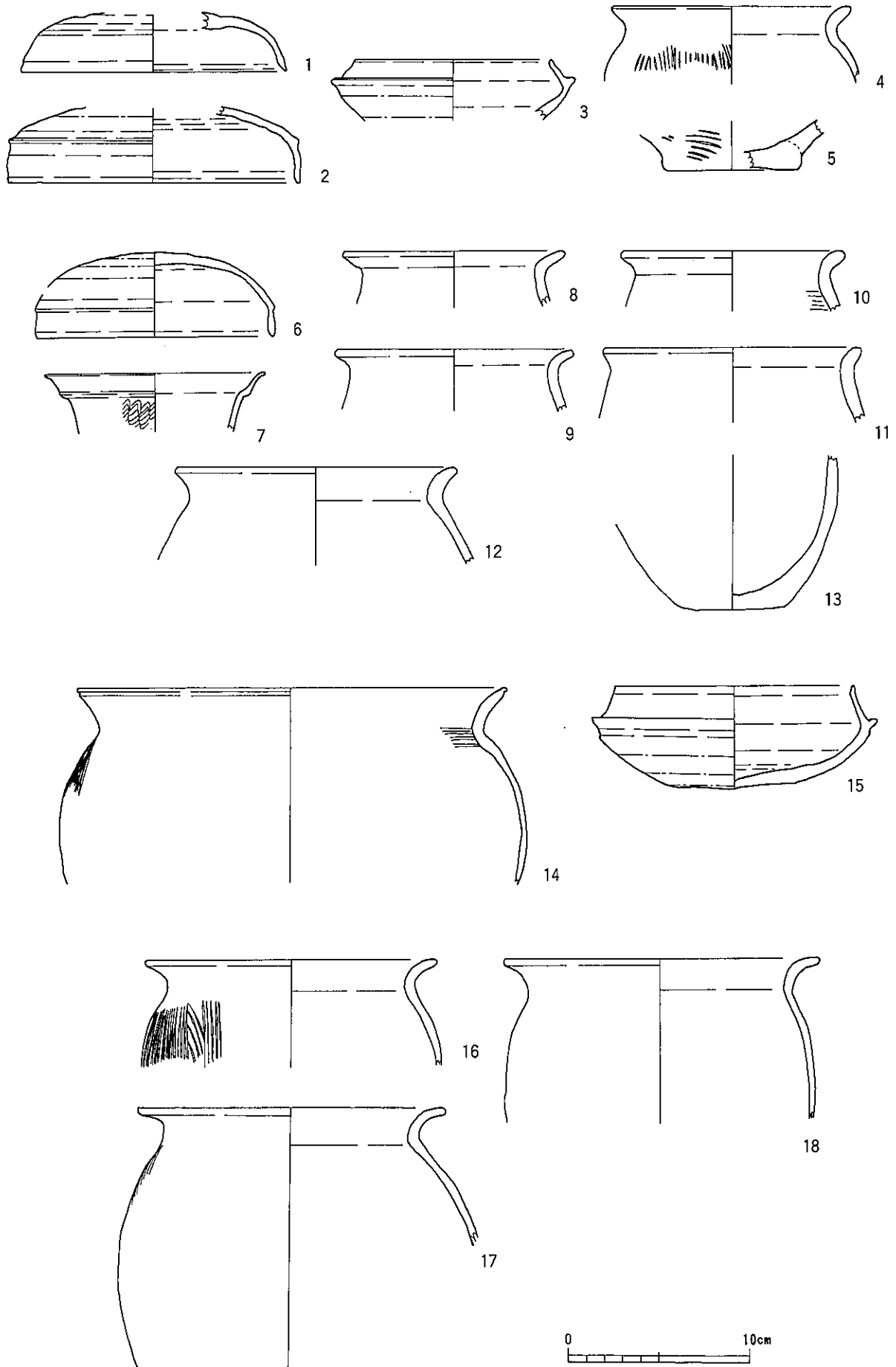


第2图 IV期住居址出土遺物実測図  
 9号住居址(1~6) 12号住居址(7~11) 14号住居址(12)



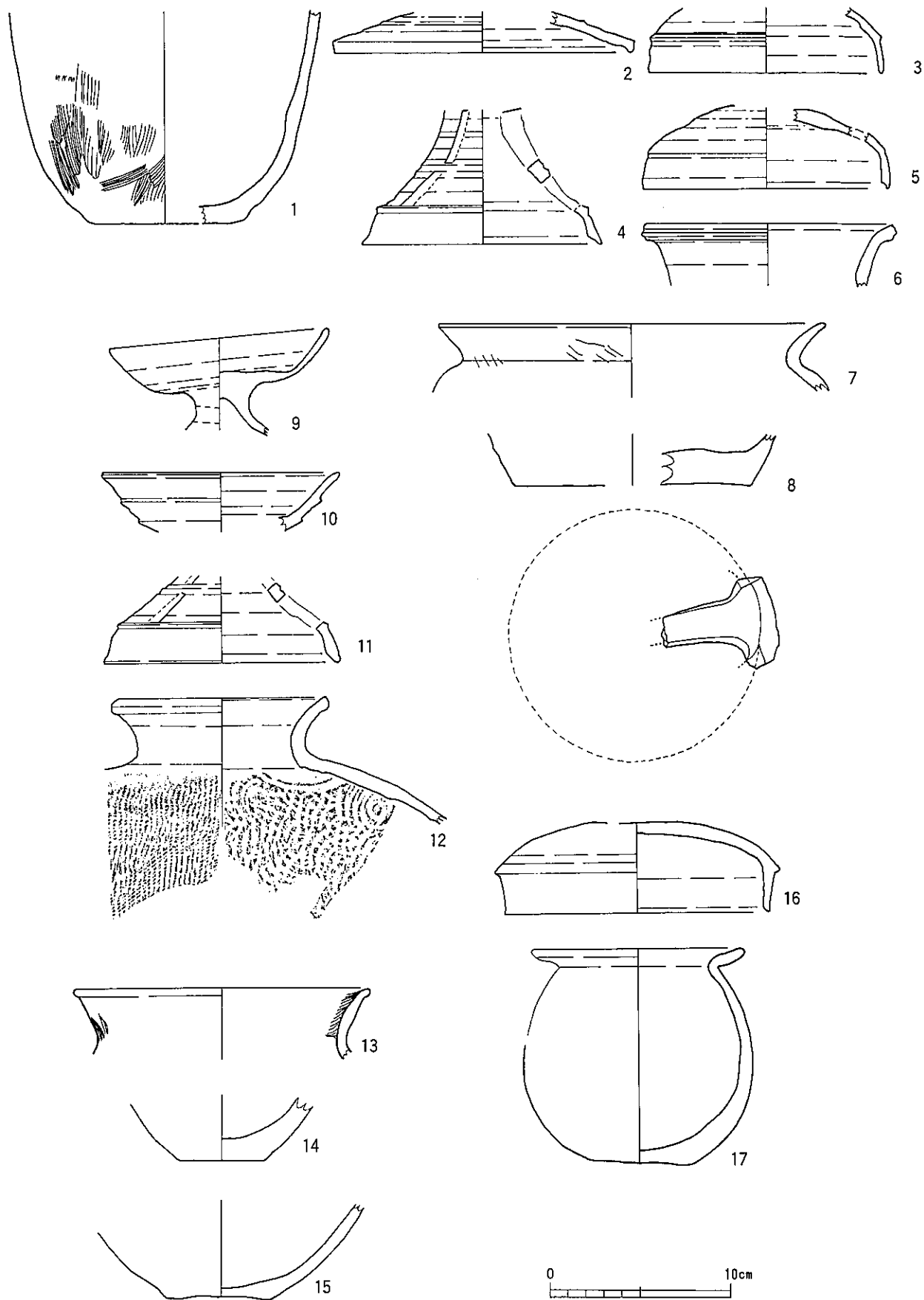
第3图 IV期住居址出土遗物实测图

16号住居址 (1、2) 22号住居址 (3、4) 23号住居址 (5) 24号住居址 (6) 25号住居址 (7~12) 26号住居址 (13、14)



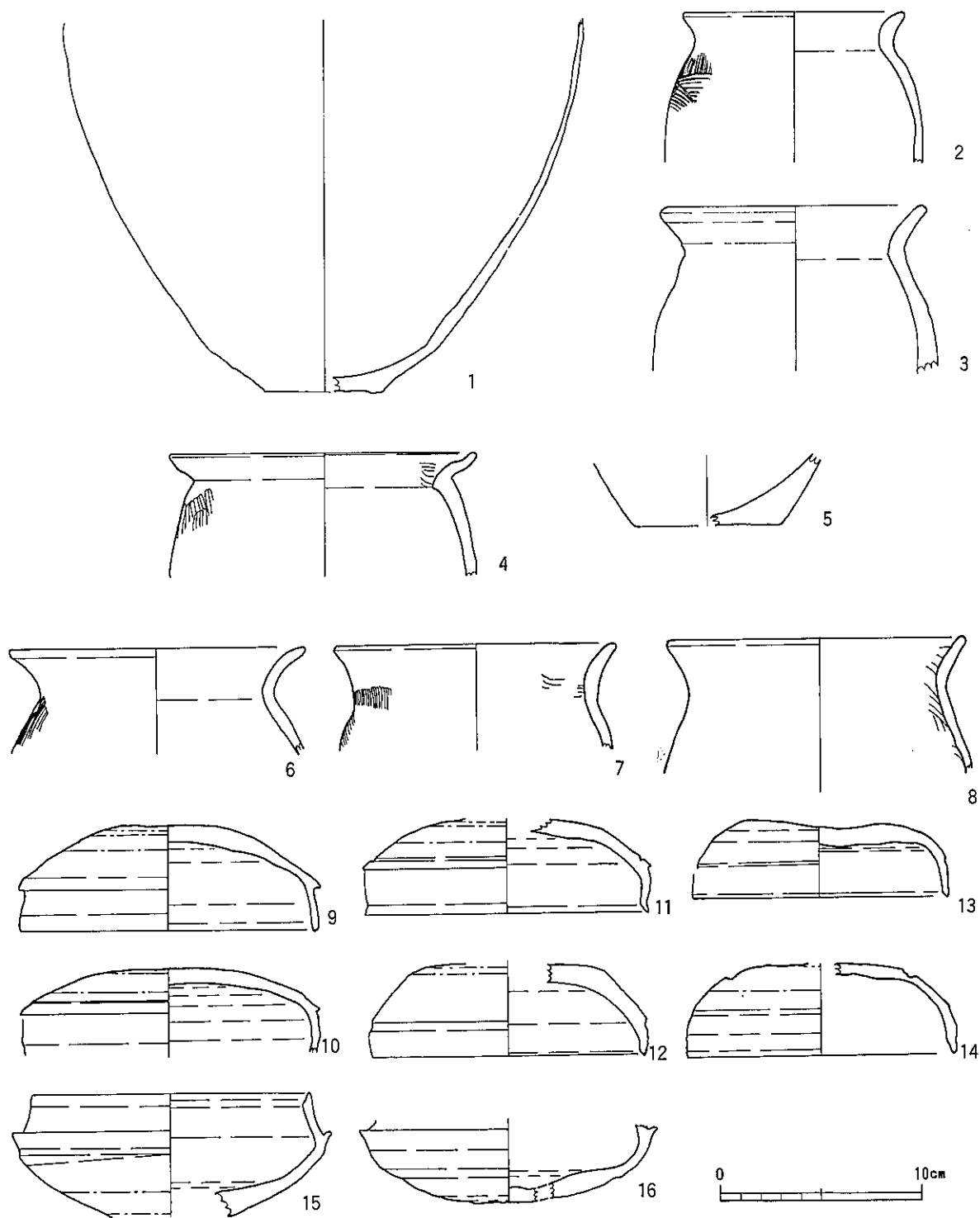
第4图 IV期住居址出土遗物实测图

28号住居址 (1~5) 30号住居址 (6~13) 31号住居址 (14) 36号住居址 (15~18)

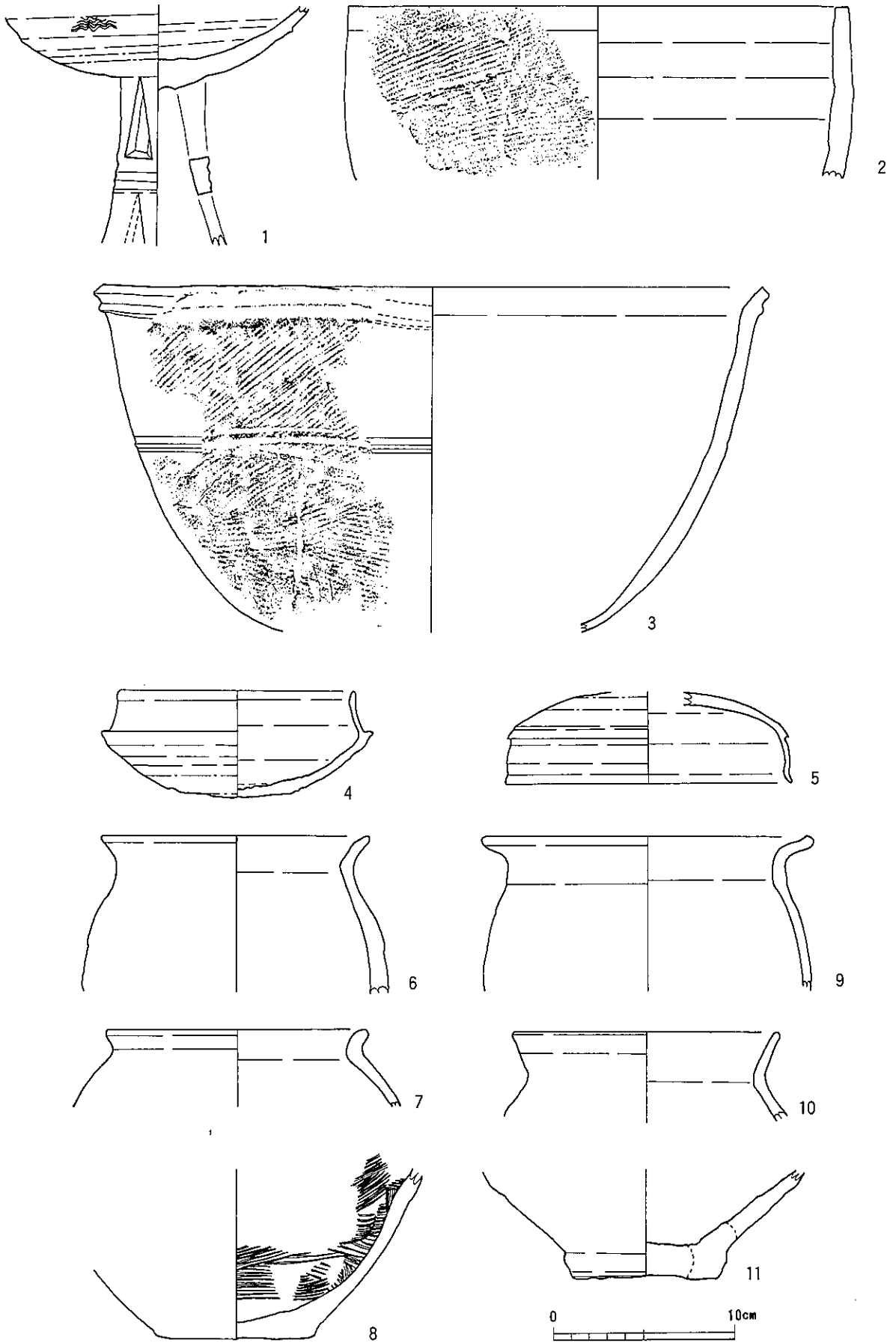


第5图 IV期住居址出土遗物实测图

43号住居址(1) 48号住居址(2) 53号住居址(3~8) 54号住居址(9~15) 58号住居址(16、17)

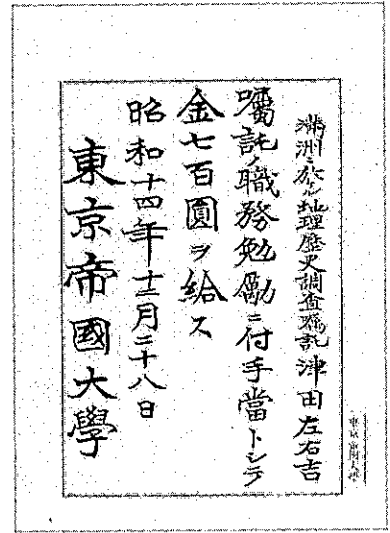


第6图 IV期住居址遺物実測図  
 58号住居址(1~3) 59号住居址(4、5) 60号住居址(6~8) 61号住居址(9~16)



第7图 IV期住居址出土遗物实测图

61号住居址(1~3) 62号住居址(4) 63号住居址(5) 65号住居址(6~8) 66号住居址(9) 67号住居址(10、11)



(26) 滿洲ニ於ケル地理歴史調査囑託 手當

くことはなかった。しかし、戦後になると、一転して津田への評価が高まったこともあって、早大名誉教授、及び学士院会員となり、また、文化勲章、文化功勞者、美濃加茂市名誉市民、朝日賞などの栄典を受けている。後者の栄典のなかでは、文化勲章勲記、文化功勞者顕彰状、朝日賞賞状は、早稲田大学図書館に所蔵され、美濃加茂市名誉市民表彰状は、美濃加茂市民ミュージアムが所蔵している。

### おわりに

以上、鈴木瑞枝氏から寄贈を受けた津田左右吉関係資料のうち、辞令類の紹介を行った。これらの辞令の文面それだけでは津田の単純な職業の履歴しか知ることができないが、中学教師時代の日記をあわせて読むことで、その辞令が出されるまでの一部始終を知ることができる。また、満鮮調査事業及び法学部出講の二種類の東京帝大関係辞令からは、白鳥や丸山の文章をあわせて読むことで、津田も当時の政治の動向と無縁でなかったことがわかってくる。このように個々の資料を検討していくと、その資料の持つ意味が改めて認識され、これを管理していくことの重大さを痛感するのである。

(はやし ひでお 美濃加茂市民ミュージアム学芸員)

### 註

- (1) 白鳥庫吉「後藤伯の学問上の功績」『白鳥庫吉全集』一〇巻 三八七頁
- (2) 今井修「津田左右吉年譜」『津田左右吉全集』補巻二には、その年の担当授業の名称が掲載されている。また、早稲田大学内の津田の動向は、多くこの年譜に拠っている。
- (3) 今井修「津田左右吉年譜」
- (4) 今井修「津田左右吉年譜」
- (5) 丸山真男「ある日の津田博士と私」『図書』一九六三年

昭和一四年（一九三九）一〇月、津田は、東京帝国大学法学部長南原繁の依頼により、同学部に新設された東洋政治思想史講座の講師として招かれ、「先秦政治思想史」をテーマとして特別講義が行われた。そのとき、津田を講師に任命した辞令が(22)である。この特別講義は、一〇月三日にはじまり、一二月四日に最終日を迎えた。この最終日の講義終了後に、極端な国家主義を唱えていた原理日本社につながる学生協会の学生に津田が執拗な質問攻めにあい、同学部助手丸山真男の機転で難を逃れた話は、丸山自身が詳細に書き残している。<sup>5)</sup>

津田左右吉  
東京帝国大学法学部  
講師ヲ囑託ス  
昭和十四年十月二十六日  
東京帝国大学

(22) 東京帝国大学法学部講師囑託辞令

津田左右吉  
東京帝国大学法学部  
講師囑託ヲ解シ  
昭和十四年十二月四日  
東京帝国大学

(23) 東京帝国大学法学部講師解任辞令

(23)と(24)は、東京帝大講師を解任される際の辞令と手当の額を記したものであるが、この解任は、後述の早大辞任とは違い、特別講義終了による事務的な手続き書類であったと考えられる。従って、日付も講義終了日と一致している。

その後、一二月二四日付発行の原理日本社の機関誌である「原理日本」に、「津田左右吉氏の大逆思想」と題した特集が生まれ、翌年一月一日

東京帝国大学法学部講師津田左右吉  
囑託ノ手当トシテ金壹百圓ヲ給ス  
昭和十四年十二月四日  
東京帝国大学

(24) 東京帝国大学法学部講師手当

には、早稲田大学教授を辞任に追い込まれる。極めて短期間のうちに津田が追い詰められていくのであるが、(25)と(26)は、そのことを示すものである。先述のように、津田は、満鮮歴史地理調査部が東京帝大に移管されてからも、その事業に囑託として関わり続けた。これは、津田が早大に職を得てからも続いてきた。しかし、津田への攻撃が激しくなるとともに、その囑託でさえも辞さねばならないという厳しい状況になっていたのである。

早大辞任後は、昭和三六年（一九六一）に亡くなるまで常勤の職務に就

津田左右吉  
依願満洲ニ於ケル地理歴史調査囑託  
調査囑託ヲ解シ  
昭和十四年十二月二十八日  
東京帝国大学

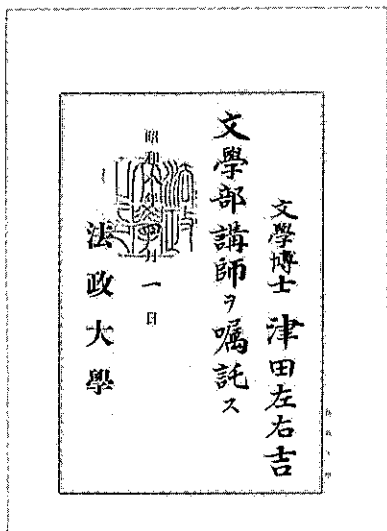
(25) 満洲ニ於ケル地理歴史調査囑託依願解任辞令

うか。

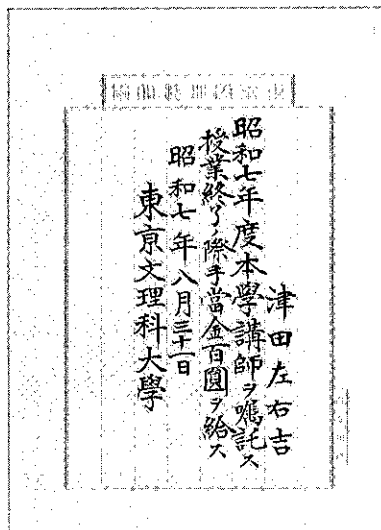
一方、津田が早稲田大学以外に出講したときの辞令が手許に残されていた。(19)の東京文理科大学は、現在の筑波大学の前身にあたる大学であり、左右吉は同大学国語学国文学科において、「上代人の道德生活」と題して講義を行った。

また、(20)の法政大学においては、文学部哲学科において、「東洋哲学史」と題して講義を行っている。

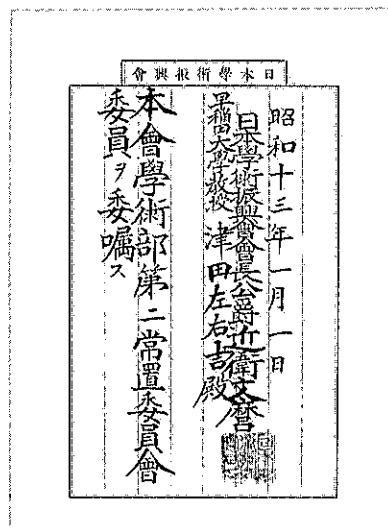
津田は、戦前においては、学会でも地味な存在だったといわれるが、事



(20) 法政大学文学部講師囑託辞令



(19) 東京文理科大学講師囑託辞令



(21) 日本學術振興會學術部第二常置委員會委員依囑辞令

実、政府関係の公的な役職に就くことは、ほとんどなかったようである。しかし、(21)からは、日本學術振興会の委員となっていたことがわかる。日本學術振興会は、文部省の外郭団体であり、津田の委員依囑が昭和三三年(一九三八)である。これは、津田事件が起こる前年である。このことから、当時、津田の研究が、皇室の尊厳を冒瀆するものと考えられていなかったことがわかる。

### 津田事件関連

津田事件とは、津田の著作のうち、「神代史の研究」・「古事記及日本書紀の研究」・「日本上代史研究」・「上代日本の社会及び思想」の四冊(いわゆる津田の四部作)の記述のなかに、皇室の尊厳を冒瀆するものがあるとして、出版元である岩波書店社長・岩波茂雄とともに、出版法第二十六条違反の罪に問われた事件である。裁判は、一審では有罪判決が出されるが、二審は裁判が開かれなまま時効が成立し、免訴という結果となった。

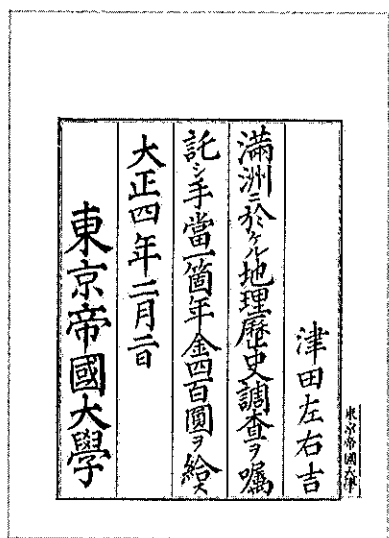
この津田事件の引き金になったのが、津田の東京帝大出講であったといわれている。左に掲げた辞令は、東京帝大出講に関係するもの、及び、事件関係のものである。

ら研究を開始したのである。が、これだけでは人が足りないので、津田左右吉、池内宏の両君が部員に加はり、研究に従事するものは自分を入れて都合六人となつた」と述べている。津田の著作であり、満鉄から発行された『朝鮮歴史地理』<sup>1)</sup>は、この調査部における研究の成果である。しかし、総裁に野村龍太郎が就任すると、調査部の廃止の方針が打ち出された。しかし、白鳥の努力によって、調査事業及び蔵書を東京帝国大学が引き継ぐ代わりに、毎年一定の費用を東京帝大に寄付することで合意が成った。そこで、大正三年（一九一四）末をもって調査部は閉鎖となり、大正四年年始より東京帝大に事業が移管されたようである。

東京帝大に移管されてよりは、毎年、『満鮮地理歴史研究報告』を発行することが主要な事業となつた。津田も、その報告書作成に関わることを東京帝大から囑託された。(17)は、その囑託辞令兼手当額通知である。手当は年俸制になっており、年四百円となっている。

ちなみに、津田の収入がこのとき定められた四百円だけとしたならば、これより一五年前の千葉中時代の給与が月五十円であるから、単純に考えれば、大幅な年収ダウンとなる。

(18)の手当額通知は、大正一二年（一九二二）七月五日のもので、手



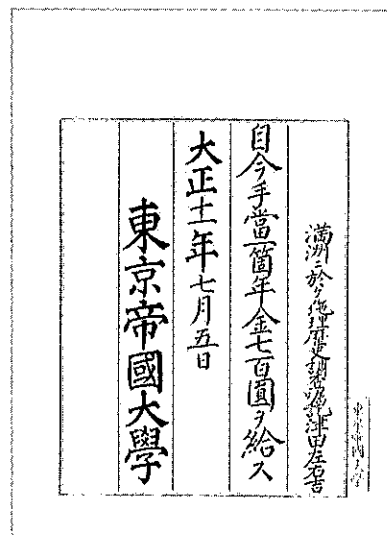
(17) 満洲ニ於ケル地理歴史調査囑託辞令

当額の改定があり年七百円の支給とされた。このとき津田は、すでに早稲田大学教授の地位にあり、同年八月一二日に、文学博士の学位を取得しているが、手当額の引き上げは、このことが理由なのか、それとも、東京帝大側で給与基準の変更があつたことが理由なのか、確かなことは不明である。

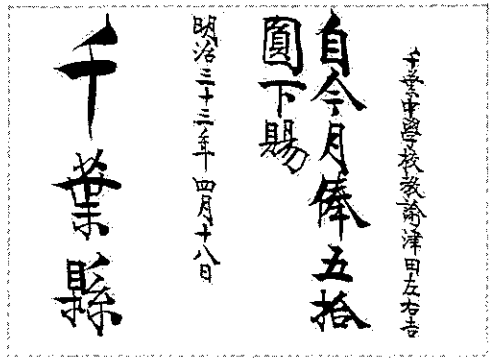
### 早稲田大学時代

津田は、大正七年（一九一八）四月に早稲田大学講師となった。これは、これまで同校文学部史学科の中心人物であり、国史（日本史）を担当していた吉田東伍の死去にともなう人事であつた。翌々年の大正九年には、制度改正により教授となつている。吉田の後継として、津田は史学科に所属し、日本史関係の授業を担当した。<sup>2)</sup>その後、昭和三年頃に所属を哲学科と替え、東洋思想関係の授業を担当するようになる。

一応、津田の早稲田大学内での動向はこのように整理できるが、この本務校である早稲田大学から津田への辞令類は現在のところその存在が確認されていない。他の辞令類の残存状況が良好なことから考えて、もともと、早稲田大学から津田へ交付された辞令類は存在しなかつたのではないだろう。



(18) 満洲ニ於ケル地理歴史調査囑託手当



(14) 千葉県千葉中学校教諭月俸

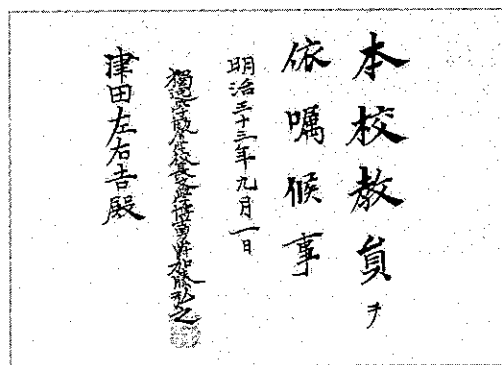
は、その経緯が次のようにまとめられている。六月六日に「学校生徒わが排斥運動をはじめ」とあり、さらに、七日以後、「五年生わが講義の際、同盟欠席をなし、三年生これに雷同し、四年生また附加せんとす」という状況にまで悪化した。学校側も生徒に対し断固とした対応を示し、集団欠席を主導した五年生を放校処分すべしと決したが、父兄・同窓が仲裁に入って、生徒に謝罪させることで收拾をはかり、一八日ご

ろに「生徒謝罪、罰に伏す」という結果となったが、津田は「生徒の謝罪は其の実なくして甚だ礼を失し」といると不満に思っていた。

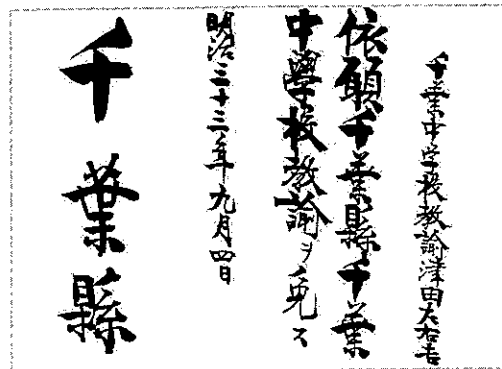
生徒との問題が一応決着すると、次は、津田と由比校長との争いとなった。由比は、問題教師であった津田を学校から厄介払いしようと、津田に対して転任もしくは転業を勧めた。由比は、沢柳や白鳥へも根回しを行い、最後まで抵抗した白鳥からの了解も取り付けて、津田の外堀を埋めていった。津田自身も、もともと「われ、わが千葉を去らんはむしろ自ら望むところなり」（津田左右吉日記「むぐら」九月八日記載分）という考えであったから、あとは、白鳥の了解と、新たな転任先があれば話は早かった。九月二日に白鳥の許へ訪れた際、白鳥から「乞ふしばらく之を忍べ、独乙協会学校に歴史講師を欠く、且らく之に入つて時の来るをまて」（津田左右吉日記「むぐら」九月八日記載分）と勧められ、三日に辞表提出、四日に、「免官の辞令を得て生徒に対する告別の式を行ひぬ」（「むぐら」はしがき九月七日記載分）として千葉中を辞職し、独協中へ移籍することとなった。

た。

(16) は、そのときの依願退職の辞令であり、日記の記述通りの日付が記されている。一方、(15) の独協中からの委嘱辞令は、九月一日の日付になっているが、津田自身が紹介を受けたのは、前述のように九月二日であるから、日記と辞令とは矛盾している。おそらく、学校側の都合の良い日付を遡って書き入れたのではないだろうか。



(15) 独逸学協会学校教員委嘱辞令



(16) 千葉県千葉中学校教諭依願退職辞令

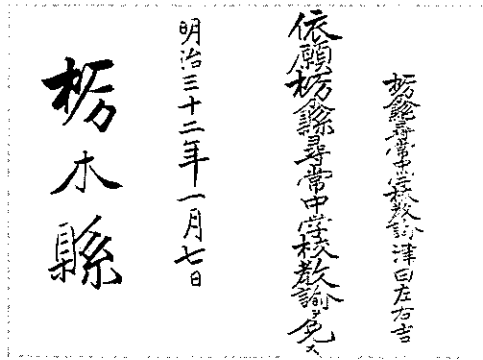
### 満鮮歴史地理調査部時代

白鳥が、南満州鉄道株式会社総裁後藤新平に働きかけて、その東京支社内に設置させたのが満鮮歴史地理調査部である。津田は、その調査部の研究員となり、高麗朝以前の朝鮮史の調査を担当し、研究者として大きな一歩を踏み出すことになった。

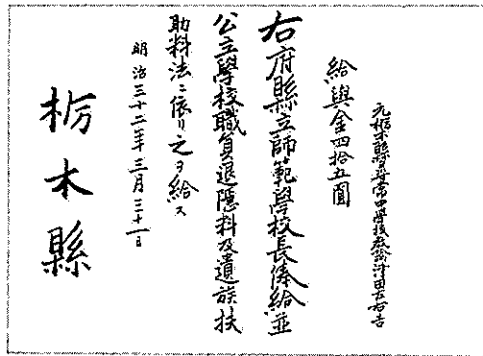
津田が入所した経緯について、白鳥は、「自分がその部の主任となり、箭内互、松井等、稻葉岩吉の三君が部員となって、明治四十一年の一月か

の命を受けてから、転任という形で処置されてきた。しかし、今回、辞職するという形を選んだのは、「中学校教師は二年以上勤務するに非ざれば転任を許されずとの内訓、文部省より出でたりと聞きぬ」（津田左右吉日記「落ち葉」明治三十一年一月一六日）ためのことと推測される。

(11) については、(10) を受け取った際に請求し、約三ヶ月後の四月六日に、「栃木県より退職給与金給与の辞令書を送り来る」（津田左右吉日記「しほなれころも」同日）とある通知書である。



(10) 栃木県尋常中学校教諭依願退職辞令

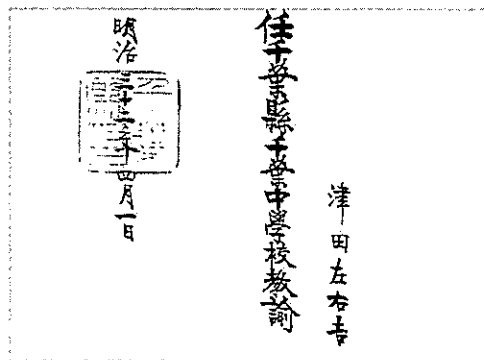


(11) 栃木県尋常中学校教諭退職金

津田は、白鳥に千葉中への復帰を勧められて以降、それに向けての活動かと思われる行動をみせている。白鳥との接触はもちろん、先に千葉中で同僚であった白石真が、今回の千葉中復帰で重要な役割を果たしたようである。一二月五日には、白石に宛てて長文の手紙を送っており、明治三十一年一月六日、七日と直接会っている。一月二五日には、「白石より来書あり、四月より千葉に来任することとせざやとなり」（津田左右吉日記「曠野彷徨録」明治三十一年一月二五日）とあるように具体的な話となり、白鳥

と相談を重ねながら話を進め、一月二五日に千葉で白石と会った際のことを記した津田左右吉日記には「千葉の赴任の事はかくして定まりぬ」（「曠野彷徨録」明治三十一年一月二五日）とあって、これで津田の千葉赴任が事実上決定したようである。

三月三一日に、津田は千葉へと移るが、四月一日は「けふ任命あるべき筈なれど未だ辞令書を得ず」（津田左右吉日記「いほなれころも」同日）という状態のまま、千葉中の卒業式に出席した。翌日の二日に、「此の朝、上原来り、辞令書を齎せり」（「しほなれころも」同日）と辞令を受け取る。(12) は、このとき受け取った辞令であり、(13) も、同時に受け取ったと思われる給与額決定通知である。



(12) 千葉県千葉中学校教諭任命辞令



(13) 千葉県千葉中学校教諭月俸

(14) は、津田が千葉中の教諭となって一年を経過したところで、昇給が行われ、新たな給与額を本人に通知したものである。千葉中に復帰した津田であったが、二年目に入ってから、津田と生徒との関係が急激に悪化する。津田左右吉日記「むぐら」九月八日の記載分に

諭へと昇格している。また、(6)も同じ日付を持つ給与額通知であるから、同時に渡されたものであろう。

明治三二年(一八九八)四月頃、千葉中学校長・菊池謙二郎は、千葉県知事との衝突が原因で、校長を辞任する。そのころから、津田は別の職場を探し始めたようである。沢柳から山梨の学校を希望するか聞かれたり(津田左右吉日記「哭花録」明治三二年四月二七日)、栃木県尋常中学校と交渉を重ねたり(津田左右吉日記「つゆわけころも」明治三二年七月九日、一六日)している。八月二日、津

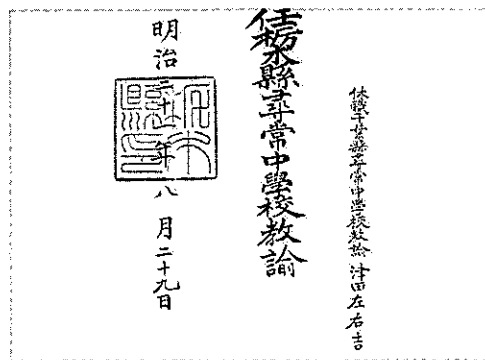


(7) 千葉県尋常中学校教諭休職辞令

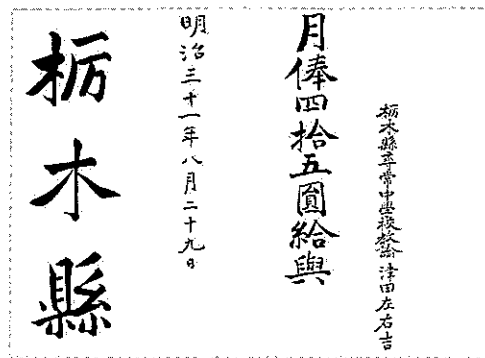
田は、岐阜県加茂郡東栃井(現在の美濃加茂市下米田町東栃井)の実家へと帰省するが、八月一六日に「突然休職の辞令書に接す」(津田左右吉日記「つゆわけころも」とあり、事実上、千葉中を解任されてしまう。(7)はこのときの休職辞令である。日付は、八月一三日で、津田がそのことを知った三日前に発令されている。この休職辞令は、実家へ届けられたのか、千葉に戻ってから渡されたかは不明である。

たかは不明である。  
菊池千葉中学校長の辞任以降、新たな移籍先を探っていた津田であるが、なかでも栃木中の話は順調に進んでいたようである。そこにいきなり千葉中を休職になり、これが栃木中へ移る決定打となったようである。(8)は、栃木中の教諭に任命された際の辞令である。津田左右吉日記には、「わが休職となると同時に栃木に赴任すべき約なれり、われはわが担任の学科につき十分の自由と責任とを委任せらるべきを要求し、教諭の当然なる職

務以外に事務上の事柄に関与せしめられざるべきを要求したるに、西谷氏は之を承諾したるを以てわれは就任を承諾したりしなり」(「つゆわけころも」明治三二年八月二九日)と、栃木中への移籍について述べている。(9)は、任命にともなう給与額通知書であるが、この四十五円という給与額は、津田が栃木中との交渉のなかで、「栃木には四十円ならば不可、四十五円ならば可なりといひやる」として示していた金額と符合して興味深い。



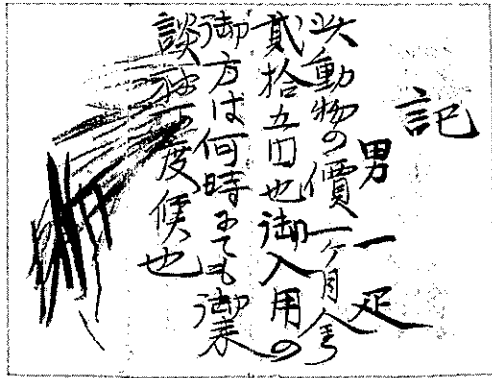
(8) 栃木県尋常中学校教諭任命辞令



(9) 栃木県尋常中学校教諭月俸

津田は、栃木中に赴任したその年の一月二三日、白鳥から千葉中への復帰を勧められる。その誘いに心を動かされたのか、一月二六日には、栃木中への赴任に際して世話になった西谷へ辞職の意志を伝え、明治三二年一月五日には、辞表を提出し、同月九日に、「けふ、依願免職の辞令書来る、請書及び退職金の請求書を送りつかはす」(津田左右吉日記「曠野彷徨録」同日)とあるように、依願退職辞令を受け取っている。これが(10)である。ちなみに、これまで津田が学校を移るときは、辞職はせずに休職

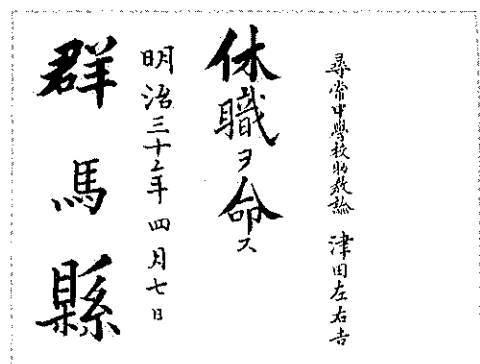
(3) は、津田の月俸の金額を二十五円に決定し、本人に通知した文書である。その裏面の落書きは、次のように記されている。



記  
男 一 疋  
此動物の値一ヶ月金  
貳拾五円也御入用の  
御方は何時にても後來  
談被下度候也

この落書きは、自分を価値二十五円の「男一疋」という商品に見立て、いつでも必要の際は相談くださいという広告に模したものである。待遇への不満なのか、ただ酔いに任せて記した戯れ言かは不明であるが、このころの津田の悶々とした雰囲気伝わってくる。

津田は、転任先を求めて、服部という人物を介して山形県の中学校へ希望を出すなどしているうちに、明治三〇年（一八九七）三月四日には、沢柳から来年度の去就を聴かれ、群馬中を去る決意を申し述べる。しかし、転任先が決まらないままに三月が過ぎ、群馬を離れて東京に戻る。ただし、正式な辞表は出していなかったようである。津田左右吉日記には、「岩崎より来信あり、本月分の俸給を送り来る、われは休職とらせれたりとなり」〔風塵録〕明治三〇年四月一日とあって、身分はそのまま、新年度の四月から休職の扱いとなったようである。(4) は、そのときの休職

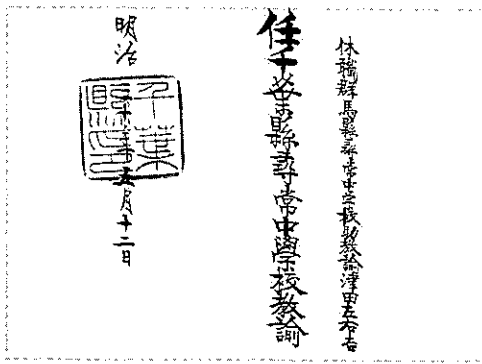


(4) 群馬県尋常中学校助教諭休職辞令

を命じる辞令である。

津田は、群馬中の同僚で栃木へと移った沢という人物を介して熊本県師範学校や愛知県師範学校へ転任を打診していたが、実現しないまま東京の筑土八幡の元下宿（前述の牛込の居所と同一か）に再び戻り、恩師白鳥庫吉から紹介されていた千葉県尋常中学校からの正式採用の連絡を待つ身であった。

五月一〇日に、千葉県から出頭するよう通知を受け、翌々日の午前九時、県庁において辞令を受け、その足で千葉中へ向かい、新任の挨拶をして回った。(5) は、そのとき受けた辞令であり、このとき助教諭から教



(5) 千葉県尋常中学校教諭任命辞令



(6) 千葉県尋常中学校教諭月俸



資料紹介

津田左右吉関係資料「辞令類」

林 英雄

はじめに

津田左右吉は、現在の日本古代史研究の基礎を築いた歴史学者である。また、その画期的な業績の故に、国家主義者からの攻撃を受け、皇室の尊厳を冒犯したとして出版法違反で刑事訴追された「津田事件」は、高等学校の教科書にも登場するほど有名である。また、津田左右吉本人を研究対象とした著作や論文も存在する。

美濃加茂市民ミュージアムでは、平成二十一年（一九九九）に、津田と家族同様の関係をもつておられた鈴木瑞枝氏から、鈴木氏が保管されていた津田の遺品などの寄贈を受けた。その目録は、「津田左右吉―その人と時代―」展示図録に掲載しているのですが、そちらで内容を確認いただきたいが、なかでも東京専門学校得業証書をはじめとする辞令類は、左右吉の人生の歩みを物語っており興味深い。本稿では、その辞令類を取り上げて、その紹介を行いたい。

東京専門学校時代

（一）東京専門学校得業証書は、津田が在籍した東京専門学校（現・早稲田大学）の卒業証書である。津田は、中学中退後、東京専門学校の校外生となり、講義録による独学を続けていたが、明治二十三年（一八九〇）には、上京して同校邦語政治科の二年生として編入学する。学校へは矢来の下宿屋から通学していたようであるが（津田左右吉日記「風塵録」明治三〇年四月一六日）、翌年には、「得業」、すなわち、卒業することとなる。

津田左右吉

右本校政治全科ヲ修メ  
登第ス仍テ其得業ヲ証ス

磯部四郎 家永豊吉  
石塚英藏 井上辰九郎  
鳩山和夫 濱田健次郎  
織田一 高田早苗  
添田壽一 坪内雄藏  
宇川盛三郎 吳 文聰  
松崎藏之助 松室 政  
江本 兼 天野爲之  
有賀長雄 有賀長文  
天野善之助 澤柳政太郎  
三宅雄二郎 下山寛一郎  
木野一郎 關 直彦

東京専門学校  
校長 鳩山和夫  
明治二十三年

(1) 東京専門学校得業証書

その際に授与されたのが（一）である。この証書には、「<sup>講師</sup> 沢柳政太郎」の署名がある。沢柳政太郎は、文部官僚・教育学者で、文部次官・東北帝国大学総長・京都帝国大学総長を歴任した人物であり、成城学園の創立者でもある。津田は卒業後に沢柳の書生となり、その宅に身を寄せたりしているが、両者の関係は、在校当時に求められるのであろう。

中学教師時代

津田は、沢柳の許で書生をしていたが、沢柳が京都大谷中学校の校長に

【坂祝神社の由緒記・大正期】

岐阜縣加茂郡坂祝村大字酒倉字加茂山千五百七番ノ一

郷社 坂祝神社

一 祭神 正勝大山祇大神

由 緒

創立年記不詳、旧号加茂大明神又坂祝神社、延喜式神明帳ニ曰ク、美濃國賀茂郡九座内坂祝神社、美濃國神明帳ニ曰ク、賀茂郡<sup>廿四</sup>從五位下祝部神社、旧笠松縣管轄美濃國式内神社考証曰ク、坂祝神社賀茂郡蜂屋ノ庄酒倉村ニアリ、渡辺信喜順拝表曰ク、坂祝神社賀茂郡酒倉村、此村名酒倉ヲ往古ハ社号ノ如ク坂祝ナリケンヲ、後世音便ニ訛テ如此唱習ヘルコト、ハナラン、淺野重治美濃國鎮座諸神記曰ク、賀茂郡從五位下祝部明神式内坂祝神社ハ酒倉村ニアリ、不破本神明帳ニ曰ク、坂祝神社今賀茂大明神ト云フ、酒倉村市岡猛彦式社考稿・岩井本神明帳古語措戴スルトコロ皆全シ、仰モ<sup>前記</sup>後冷泉天皇御宇康平五年、八幡太郎義家・加茂次郎義綱陸洲阿部貞任・宗任征伐トシテ、加茂次郎東山道筈向ノ途中当社ヘ參詣、誅戮功ヲ遂ケシメ賜ハ、社殿ヲ造営セン事ヲ祈誓シ懇願ヲ寵メラレ、終ニ奏功凱軍ノ後、山田時定ヲシテ奉行トナシ社殿ノ修造セシメ、且社領田ヲ寄附セラレ其文曰ク、康平五年八幡太郎義家公、加茂次郎義宗<sup>稱カ</sup>為御兄弟陸洲阿部貞任・宗任ノ御誅罰時、依馬入城下、義家公奉推入獄屋宗公非歎命肝、加茂明神誓一國一字建立、此依祝願朝敵忽御追伐御陣ノ後、山田時定為奉行有再建、被寄附社領田者也、于時延久四年三月山田圓齋ト書シタル写本目今本村佐藤市兵衛ト云フ者所持セリ、按ズルニ山田圓齋時定ヲ以テ社殿修造セシメラレ時、当郡太田村縣主神社・当郡上峰屋村賀茂神社ヘ寄附社領田ト等シク田七反歩余、当社ヘモ同時寄附アリシナラン、今其反別旧記ナシ、当社ハ往古ヨリ本村ノ村社ナリシガ、明治五年区画更正ノ際加茂郡旧第十大区十

一小区ノ郷社被仰出、旧境内一万千〇廿四坪前々除地、然ルニ明治九年境内三千二百坪ニ減地、当社ト太田町縣主社ト上峰屋村加茂神社トヲ、古来ヨリハ三加茂ト稱シ尊稱シ最モ有名ノ神社ナリ、旱魃ノ時ニ祈雨ヲナスト靈驗著シ、明治三十九年四月勅令第九十六号ニヨリ、明治四十年一月一日ヨリ神饌幣帛料ヲ加茂郡ヨリ郡長供進使トシテ參向セラル

大正元年九月二十三日大暴風ノ際境内樹木倒損ヲ生シ、其節社殿其ノ他ノ建物全部造営セラレ、大正三年成功奉告祭并ニ上棟式ヲ現社司丹羽作右衛門氏執行セラル

多田よふ

22【裏面】

昭和十七年十一月 氏子総代 木邊信太郎

社司 丹羽鋤治郎

兼松照一  
兼松義雄  
小栗節文

区 長 小栗鎮朗

23【表面】昭和四十三年（一九六八）八月

昭和四十三年八月吉日

奉本殿祭門殿葺替

23【裏面】

宮司 丹羽雅二 氏子総代 部落長

区長 岡田市夫 兼松鏡一 刈谷正夫

佐藤富一 北村富士夫

金森正一 兼松徳一

兼松正次郎 渡辺定一

24【表面】平成三年（一九九二）十二月

平成三年十一月吉日

奉 本殿祭門殿葺替

施工 白川 大和産業（株）

大工 兼松 奨

板金 松永 忠男

24【裏面】

宮司 丹羽雅二 氏子総代 兼松進

自治会連合会長 松田恒久 兼松新一

兼松三郎

渡辺善一

金森英治

24【左横面】

工事費 大工工 壹陌六拾万円（内七拾万円寄贈大和産業殿）

飯金工 壹陌貳拾万円



平成15年2月2日 坂祝神社調査風景

社司 丹羽鋤治郎  
兼松照一  
兼松薫三  
小栗節文  
区 長 兼松盛一

17【表面】昭和十五年（一九四〇）一月

郷社坂祝神社  
奉納 長柄銚子一對  
金森吉次 小栗小三郎 小泉喜市  
岡田新一 北村伊三郎 三品千一  
北村稔 渡邊幸一

17【裏面】

昭和十五年一月 氏子総代 木邊信太郎  
兼松照一  
社司 丹羽鋤治郎 兼松薫三  
小栗節文  
区 長 北村秀

18【表面】昭和十六年（一九四一）四月

郷社坂祝神社  
奉納 扁額一枚  
東京市 岡田外三郎

18【裏面】

昭和十六年四月 氏子総代 木邊信太郎  
兼松照一  
社司 丹羽鋤治郎 兼松薫三  
小栗節文  
区 長 兼松孝子

19【表面】昭和十七年（一九四二）一月

郷社坂祝神社  
奉納菊燈臺一對  
高橋勇二 小栗節文 刈谷金次郎  
兼松数一 白田行夫 小栗富夫 岡田節次郎  
北村實雄  
兼松盛一 金森利一 刈谷吉蔵 小栗陽

19【裏面】

昭和十七年一月 氏子総代 木邊信太郎  
兼松照一  
社司 丹羽鋤治郎 兼松薫三  
小栗節文  
区 長 小栗鎮朗

20【表面】昭和十七年（一九四二）四月

郷社坂祝神社  
本殿竝祭文殿屋根葺替  
葺師 関町 森政一

20【裏面】

氏子総代 木邊信太郎 北村秀 當頭 小栗甚吉 刈谷房吉  
兼松照一 岡田秀太郎 金森若吉 兼松歳雄  
兼松義雄 北村達一 渡邊由兵衛 高橋勇一  
区 長 小栗鎮朗 兼松盛一 兼松秋夫  
社司 丹羽鋤治郎 小栗節文 河松善市 堀部慶一  
同代理者 兼松孝子 兼松善市 木邊信太郎  
総工費 金壹千貳百五拾圓 区 役員 兼松鈴一 金森五郎 佐藤十七三郎  
兼松銀徳 小栗節文 兼松兼三郎

21【表面】昭和十七年（一九四二）十一月

郷社坂祝神社  
奉納 日月旗一對  
社名旗一對

21【裏面】

昭和十七年十一月 氏子総代 木邊信太郎  
兼松照一  
社司 丹羽鋤治郎 兼松義雄  
小栗節文  
区 長 小栗鎮朗

22【表面】昭和十七年（一九四二）十一月

郷社坂祝神社  
奉納 四神旗 一對  
岐阜市 多田司作

奉 坂祝神社神殿祭文殿棟建築上棟大元尊神永久昌栄守護所

當頭 兼松秀齋 協議員 小栗為三郎

兼松薫三 神殿請負

兼松豐三郎 兼松豊三郎

王帝龍神 金森庄兵衛 北村史郎

北村幸三郎 敷七等 兼松光太郎 社司補 河村忠右衛門

兼松捨吉 兼松捨吉 祭文殿請負

尾張國北方住 大工 後藤元次郎

神殿大工棟梁後藤榮次 後藤治吉

大工 堀井箕三郎

祭文殿大工棟梁小栗與三郎 大工 金森玉三郎

小栗春太郎 岡田亀次郎

小栗啓市 日比野勿太治

金森藤七

于時大正參甲寅拾二月吉祥日

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

大工 日比野勿太治

大工 金森藤七

大工 堀井箕三郎

大工 木村寅吉

大工 藤木利三郎

大工 後藤治吉

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

大工 日比野勿太治

大工 金森藤七

大工 堀井箕三郎

大工 木村寅吉

大工 藤木利三郎

大工 後藤治吉

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

神殿請負 兼松豊三郎

祭文殿請負 小栗市五郎

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

大工 日比野勿太治

大工 金森藤七

大工 堀井箕三郎

大工 木村寅吉

大工 藤木利三郎

大工 後藤治吉

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

大工 日比野勿太治

大工 金森藤七

大工 堀井箕三郎

大工 木村寅吉

大工 藤木利三郎

大工 後藤治吉

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

大工 岡田亀次郎

大工 小栗啓市

大工 日比野勿太治

大工 金森藤七

大工 堀井箕三郎

大工 木村寅吉

大工 藤木利三郎

大工 後藤治吉

大工 後藤元次郎

大工 堀井箕三郎

大工 金森玉三郎

大工 小栗春太郎

岡田亀三郎 小栗富夫

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

氏子總代 河村史郎

奉斎坂祝神社々頭区内同心協力

丁丑十二月

6【裏面】(罫線あり)

第十六区十一小区副区長

- 中蜂屋村 鷹之巢村戸長 黒岩村戸長 取組村副戸長
- 美濃輪群治 高井治平 兼松嘉兵衛 武山太一郎
- 酒倉村戸長 同副戸長 同副戸長 源田村戸長
- 兼松勝助 同副戸長 兼松喜八 三品傳十郎
- 同副戸長 大針村戸長 稲辺村戸長 同副戸長
- 山田幸七 白田新左衛門 問宮丈右衛門 三品藤右衛門
- 同副戸長 同副戸長 同副戸長 夕田村戸長
- 同断 佐藤市兵衛 三品勝九郎 森田治郎右衛門 佐曾利茂右衛門
- 今泉村戸長 木野村戸長 山本茂三郎 勝山村戸長 林市兵衛 同副戸長 高垣久次郎
- 泉直衛 同副戸長 同副戸長 小原興三五郎
- 堀部竹五郎 木村春吉
- 加茂野村戸長 加茂野村副戸長 取組村戸長 三品常吉
- 武田善兵衛 藤吉鉄蔵

延喜式神名典所載郷社坂祝神社  
 星霜已久雨蝕露敗清宮糜礼典  
 有闕故今葺修輝其旧儀馬莢  
 神明垂感応四海文安区内康樂  
 風雨順序梁穀登奏矣  
 郷社祠官 前田利為敬白

7【表面】明治十四年(一八八二)棟札に罫線あり

- 酒倉村戸長 兼松又三郎 鷹之巢村戸長 高井治平 深田村戸長 三品傳十郎
- 同 村用掛 佐藤市兵衛 今泉村戸長 堀部竹五郎 酒
- 取組村戸長 三品常助 夕田村戸長 河合清右衛門 酒倉村 大工 小栗直蔵
- 奉建換拝殿一字氏子中及組合村々同心協力
- 勝山村戸長 小島長左衛門 木野村戸長 木村善兵衛 坂祝神社祠官
- 黒岩村戸長 竹内丈助 加茂野村戸長 藤吉鉄蔵 可児郡久々利村住
- 稲辺村戸長 問宮丈右衛門 大針村戸長 白田新左衛門 権少謙義 前田利為

美濃国加茂郡酒倉村

- 戸長 兼松又三郎
- 用掛 佐藤市兵衛
- 世話掛 北村良吉
- 同 木村幸助
- 同 小栗栄三郎
- 同 高橋新兵衛
- 同 兼松竹三郎
- 同 金森政吉

于時明治十四年十一月

8【表面】明治四十三年(一九一〇)

- 坂祝村酒倉区長 佐藤市兵衛 坂祝村深田区長 兼松鉄次郎 富田村夕田区長
- 同 代理者 小栗吉次郎 同 勝山区長 小原亀三郎
- 同 取組区長 三品市松 同 黒岩区長 兼松市兵衛 大工棟梁 本村 小栗直蔵
- 奉建築祝詞坐壹字並御嶽神社 御嶽神社奉移轉為境内末社神祝所食聞給
- 坂祝村大針区長 白田市太郎 加茂野村木野区長 山本小三郎
- 加茂野村今泉区長 堀部八代吉 同 加茂野区長 武田鉄次郎
- 同 鷹之巢区長 同 稲辺区長 問宮市太郎

8【裏面】

- 岐阜県加茂郡坂祝村酒倉 区長 佐藤市兵衛
- 区长代理 小栗吉次郎
- 氏子惣代 兼松安三郎
- 兼松初太郎
- 小栗吉次郎

于時明治四拾叁年三月廿七日

前美濃国神織會議長

現任神織加茂郡坂祝村黒岩住

杜司井上多門

9【表面】大正三年(一九一四)四月

- 大正三年四月十七日竣功
- 祭文殿請負者 小栗市五郎
- 奉 区長 苺谷鎌吉 石原貫市 小栗直蔵
- 納 氏子総代 小栗吉次郎 新築委員 岡田末五郎 大工 小栗春太郎
- 兼松安三郎 金森與市 金森玉三郎
- 兼松初次郎 兼松亀次郎 岡田亀三郎

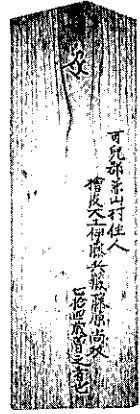
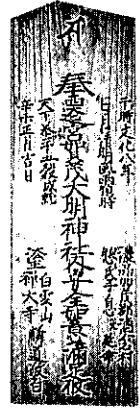
9【裏面】

- 坂祝村字酒倉一色材木商
- 祭文殿請負者 小栗市五郎

10【表面】大正三年(一九一四)十二月

- 社司 丹羽作右衛門 坂倉区長 苺谷鎌吉 協議員 佐藤良造 工事監督 兼松亀次郎
- 氏子 兼松安三郎 代理者 小栗三郎 北村鎮六 岡田末五郎
- 惣代 兼松初太郎 協議員 岡田與三郎 苺谷忠吉 金森與市
- 小栗吉次郎 河村布吉 兼松清市 石原貫一郎

【史料篇 坂祝神社棟札】



1 【表面】文化八年（一八一二）

于時文化八年 濃務加茂郡酒倉村

日月清明風雨順時 惣氏子息 災延命禱

奉遷宮賀茂大明神社内安全如意満足攸

天下泰平五穀成就 湊主 白雲山 麟道 敬白

辛未正月吉日

1 【裏面】

可兒郡兼山村住人

檜皮大工伊藤兵藏藤原尚政

七拾四歳葺之者也

2 【表面】文化十年（一八一三）

天下泰平文化十 酉天濃務加茂郡酒倉村

奉御修覆 遷宮加茂大明神社内安全如意祈攸

日月清明八月良辰惣氏子息 災延命

2 【裏面】

湊主禪大寺麟道 敬白

工迄當村藤原朝臣兼松嘉藏

3 【表面】文政十一年（一八一八）

日月清明 風雨順時 濃務加茂郡酒倉邑惣氏子息 災延命

奉遷宮加茂下上大明神社内安全如意満足祈所

天下泰平 五穀成就 別當白雲山禪大寺麟道謹誌

3 【裏面】

上葺 豈文政十一年 戊子年十二月吉辰日

葺師 上有知住人

藤原朝臣小笠原增藏

4 【表面】天保十四年（一八四三）

日月清明 風雨順時 濃務加茂郡酒倉邑惣氏子息 災延命

奉遷宮加茂下上大明神社内安全如意満足祈所

天下泰平 五穀成就 別當白雲山禪大寺甚性院謹誌攸

4 【裏面】

上葺 豈天保十四年 癸卯十二月吉辰日

葺師

尾州犬山熊野町住人

藤原朝臣檜皮大工

川村育兵衛清石

同 源藏清舟

同 和平清重

5 【表面】万延二年（一八六一）

日月清明風雨順

奉遷宮加茂下上大明神社内安全郷中如意満足祈攸

天下泰平 五穀成就

5 【裏面】

酒倉邑 惣氏子

庄屋 北村陽藏

同断 佐藤名藏

同断 兼松勝助

年寄 山田幸七

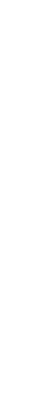
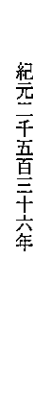
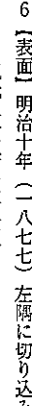
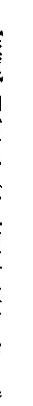
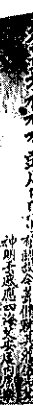
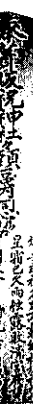
別當 禪大寺

百姓代 兼松勝助

葺師 尾州犬山熊野町苗傳右衛門

上葺 于時萬延二歲 酉二月吉祥日

6 【表面】明治十年（一八七七）



6 【表面】明治十年（一八七七）左隣に切り込みあり（郵線あり）  
紀元二千五百三十六年 百小竹美濃国加茂郡酒倉村神坐

番号	法量[cm] (タテ×ヨコ)	時代	年号	月日	人名	役職	棟札の目的・備考	神・神社名称
11	62.0×12.0	大正	1923(大正12)	12月	丹羽鋤治郎、近藤保太郎、苅谷鎌吉、佐藤悦次郎、河村虎吉、小栗為三郎	社司、石工、氏子総代	奉納坂祝神社社標建設	坂祝神社
12	61.4×11.4	大正	1924(大正13)	3月	丹羽鋤治郎、兼松捨吉	社司	奉納坂祝神社狛犬建設	坂祝神社
13	77.8×20.4	大正	1924(大正13)	4月2日	丹羽鋤治郎、小栗春太郎、岡田亀三郎、小栗富夫、苅谷鎌吉、佐藤悦次郎、河村虎吉、小栗為三郎	社司、大工、氏子総代	奉納郷社坂祝神社神饌所	坂祝神社
14	62.0×12.2	昭和	1930(昭和5)	3月吉日	丹羽鋤治郎、森勝治郎、金森五郎、兼松捨吉、北村玄松、河村政太郎、小栗吉五郎	社司、葺師、氏子惣代、区長	奉納郷社坂祝神社本殿屋根葺替	坂祝神社
15	54.4×19.6	昭和	1936(昭和11)	10月吉日	丹羽鋤治郎、兼松達雄、金森善一、兼松鈴市、石原貫一郎、金森五郎、渡邊豊吉	社司、氏子惣代	奉納刀劔一口坂祝神社	坂祝神社
16	42.4×12.0	昭和	1939(昭和14)	4月	丹羽鋤治郎、河村史郎、木邊信太郎、兼松照一、兼松薫三、小栗節文、兼松盛一	社司、氏子総代、区長	奉納神刀一振	坂祝神社
17	42.0×12.0	昭和	1940(昭和15)	1月	丹羽鋤治郎、金森吉次、小栗小三郎、小泉喜市、岡田新一、北村伊三郎、三品千一、北村稔、渡邊幸一、木邊信太郎、兼松照一、兼松薫三、小栗節文、北村秀	社司、氏子総代、区長	奉納長柄鉾子一對	坂祝神社
18	42.0×12.0	昭和	1941(昭和16)	4月	丹羽鋤治郎、岡田外三郎、木邊信太郎、兼松照一、兼松薫三、小栗節文、兼松孝子	社司、氏子総代、区長	奉納扁額	坂祝神社
19	42.0×12.0	昭和	1942(昭和17)	1月	丹羽鋤治郎、高橋勇二、小栗節文、苅谷金次郎、兼松数一、白田行夫、小栗富夫、北村實雄、岡田節次郎、兼松盛一、金森利一、苅谷吉蔵、小栗陽、木邊信太郎、兼松照一、兼松薫三、小栗節文、小栗鎮朗	社司、氏子総代、区長	奉納菊燈臺	坂祝神社
20	76.0×15.0	昭和	1942(昭和17)	4月	丹羽鋤治郎、森政一、木邊信太郎、兼松照一、兼松義雄、小栗鎮朗、兼松孝子、兼松鈴一、兼松銀徳、北村秀、小栗甚吉、苅谷房吉、岡田秀太郎、金森若吉、兼松歳雄、北村滝一、渡邊由兵衛、高橋勇二、小栗節文、河松善市、兼松興三吉、兼松盛一、兼松秋夫、兼松善市、堀部慶一、金森五郎、木邊信太郎、佐藤十七三郎、兼松兼三郎	社司、葺師、氏子総代、区長、同代理者、区役員、當頭	本殿竝祭殿屋根葺替	坂祝神社
21	42.4×12.0	昭和	1942(昭和17)	11月	丹羽鋤治郎、木邊信太郎、小栗節文、兼松照一、兼松義雄、小栗鎮朗	社司、氏子総代、区長	奉納社日月旗	坂祝神社
22	42.0×12.0	昭和	1942(昭和17)	11月	丹羽鋤治郎、多田司作、多田よふ、木邊信太郎、兼松照一、兼松義雄、小栗節文、小栗鎮朗	社司、氏子総代、区長	奉納四神旗	坂祝神社
23	54.6×14.2	昭和	1968(昭和43)	8月吉日	丹羽雅二、岡田市夫、兼松錠一、苅谷正夫、佐藤富一、北村富士夫、金森正一、兼松徳一、兼松正次郎、渡辺定一	宮司、区長、氏子総代、部落長	奉本殿祭門殿葺替	
24	77.0×16.6	平成	1991(平成3)	11月吉日	丹羽雅二、兼松奨、松永忠男、兼松進、松田恒久、兼松新一、兼松三郎、渡辺善一、金森英治	宮司、大工、板金、氏子総代、自治会連合会長	奉本殿祭門殿葺替	

〈史料篇 坂祝神社棟札一覧〉

番号	法量[cm] (タテ×ヨコ)	時代	年号	月日	人名	役職	棟札の目的・備考	神・神社名称
1	45.4×14.4	江戸	1811(文化8)	正月吉日	禪大寺麟道、伊藤兵藏藤原尚政	法主、檜皮大工、惣氏子	奉遷宮賀茂大明神	賀茂大明神
2	48.5×10.4	江戸	1813(文化10)	8月	禪大寺麟道、藤原朝臣兼松嘉藏	法主、工、惣氏子	奉御修葺 遷宮加茂大明神	加茂大明神
3	75.0×14.5	江戸	1828(文政11)	12月吉日	禪大寺麟道、藤原朝臣小笠原増藏	葺師、惣氏子	奉遷宮加茂下上大明神	加茂下上大明神
4	78.0×17.8	江戸	1843(天保14)	12月吉日	禪大寺甚性院、藤原朝臣川村齊兵衛清石、同源藏清舟、同和平清重	葺師、檜皮大工、惣氏子	奉遷宮加茂下上大明神	加茂下上大明神
5	70.0×10.2	江戸	1861(万延2)	2月吉祥日	北村陽藏、佐藤宅藏、兼松勝助、山田幸七、苗傳右衛門	葺師、惣氏子、庄屋、百姓代、年寄	奉遷宮加茂下上大明神	加茂下上大明神
6	90.4×26.4	明治	1877(明治10)	12月	前田利為、森政助、美濃輪群治、高井治平、兼松嘉兵衛、武山太一郎、兼松勝助、高井市兵衛、兼松喜八、三品傳十郎、山田幸七、白田新左衛門、間宮丈右衛門、三品藤右衛門、佐藤市兵衛、三品勝九郎、森田治郎右衛門、佐曾利茂右衛門、泉直衛、山本茂三郎、林市兵衛、高垣久次郎、堀部竹五郎、木村春吉、小原與三五郎、武田善兵衛、藤吉鉄藏、三品常吉	祠官、工匠、副区長、戸長、副戸長	奉葺坂祝神社、左隅に切り込みあり、罫線あり	坂祝神社
7	72.0×29.0	明治	1881(明治14)	11月	前田利為、小栗直藏、兼松又三郎、高井治平、三品傳十郎、佐藤市兵衛、堀部竹五郎、三品常助、河合清右衛門、小島長左衛門、木村善兵衛、竹内丈助、藤吉鉄藏、間宮丈右衛門、白田新左衛門、北村良吉、木村幸助、小栗栄三郎、高橋新兵衛、兼松竹三郎、金森政吉	祠官、権少講義、大工、氏子中、戸長、用掛、世話掛、同心	奉建換拝殿一宇、棟札に罫線あり	坂祝神社
8	87.0×26.0	明治	1910(明治43)	2月27日	井上多門、小栗直藏、佐藤市兵衛、兼松鉄次郎、小栗吉次郎、小原龜三郎、三品市松、兼松市兵衛、白田市太郎、山本小三郎、堀部八代吉、武田謙次郎、間宮市太郎、兼松安三郎、兼松初太郎	社司、大工、区長、区長代理、氏子惣代	奉建築祝詞坐堂宇並稻荷神社御鉄神社奉移轉	稻荷神社、御鉄神社
9	60.4×17.0	大正	1914(大正3)	4月17日	小栗市五郎、小栗直藏、小栗春太郎、金森玉三郎、岡田龜三郎、刈谷鎌吉、石原貫市、小栗吉次郎、岡田末五郎、兼松安三郎、金森與市、兼松初次郎、兼松龜次郎	大工、材木商、区長、氏子総代、新築委員	奉納	
10	115.6×24.2	大正	1914(大正3)	12月吉祥日	丹羽作右衛門、小栗與三郎、後藤元次郎、後藤治吉、藤木利三郎、木村寅吉、堀井箕三郎、金森玉三郎、小栗春太郎、岡田龜次郎、小栗啓市、日比野卯太治、金森藤七、刈谷鎌吉、佐藤良造、兼松龜次郎、兼松安三郎、小栗三郎、北村銀六、岡田末五郎、兼松初太郎、岡田與三郎、刈谷忠吉、金森與市、小栗吉治郎、河村布吉、兼松清市、石原貫一郎、兼松秀齋、小栗為三郎、兼松薫三、金森庄兵衛、北村夕松、河村史郎、北村幸三郎、兼松光太郎、河村忠右衛門、兼松幸子、兼松捨吉、兼松豊三郎、小栗市五郎	社司、社司補、大工、区長、協議員、工事監督、氏子、當頭、惣代、協議員	奉坂祝神社神殿祭文殿拝殿建築上棟	坂祝神社

まとまりを持つようになっていたものと思われる。

## 坂祝神社

近世の棟札が非常に少なく、情報が乏しい。

氏子対象となる村落は酒倉村で、尊師は、「兼山村」(現可児郡兼山町)、

「上有知村」(現美濃市)、「犬山」の人物であった。

村中の氏子で祈願したというような記述は見られない。しかも村役人として棟札に記述が出てくるのが一枚のみである。

法主としては「白雲山禅大寺」が出てくる。この寺は、明治二年(一八六九)の『美濃国加茂郡酒倉村差出明細帳』(岐阜県歴史資料館所蔵)に「真言宗三寶院直末禅大寺」と記してある。坂祝神社の神宮寺だと考えられるが、その位置など詳しいことについてはわかっていない。

県主神社や蜂屋加茂神社と比較して、坂祝神社に残された棟札の特色としては、大正期、昭和初期の棟札が多く残されていることである。このことは、坂祝神社に対する地域の信仰を考える上で興味深い。近世末期から近代にかけて、坂祝神社がどのように位置づけられてきたかを知る手がかりとなるであろう。

## おわりに

紙幅の制限により、一部の考察に止まったが、以上のような考察からわかるように、棟札は神社の歴史を知るだけでなく、地域を理解する上でも非常に重要な歴史資料になると思う。周辺の寺社に所有されている棟札を悉皆調査することによって、このような認識は益々深まるであろう。

現在、近世・近代・現代の棟札に対する歴史資料としての認識は今ひとつ高まっていないように思われる。文書だけではなく、棟札など文書以外の歴史資料を調査・保存していくことが、地域の歴史を明らかにする上で

重要なものではなからうか。

(ながぬま たけし 可児市史編纂室)

## 註

- (1) 美濃加茂市民ミュージアム紀要第一集 一九頁No. 6
- (2) 美濃加茂市民ミュージアム紀要第二集 三五頁No. 6
- (3) 美濃加茂市民ミュージアム紀要第一集 二二頁No. 12
- (4) 美濃加茂市民ミュージアム紀要第二集 三四頁No. 1
- (5) 美濃加茂市民ミュージアム紀要第三集 一四頁No. 3

## 〈参考文献〉

- 福山敏男「棟札考」(『月刊文化財』昭和四八年二月号、一九七三)  
佐藤正彦「棟札の研究」(『九州産業大学工学部研究報告』三〇、一九九三)  
水藤真「木簡・木札が語る中世」(東京堂出版、一九九五)  
図録「企画展 中世の棟札―神と仏と人々の信仰―」(横浜市歴史博物館、二〇一〇)

『岐阜県教育史 通史編 古代・中世・近世』(二〇〇三)

鋸などを使って材木を角材や板材にする職人のことを指すと思われる。山の木を伐採する職人を意味する場合もあるが、深田村は木曾川の北側に面し、現在のJR高山本線に沿う断崖丘の南側に位置している水害の多い地域であり、『濃州徇行記』には、野山が無かったことが記されていることから、深田村の木挽とは、製材業を営む者であったと考えられる。このような木挽師には、農閑期の出稼ぎ農夫が多くいたようである。『濃州徇行記』には、深田村の土地条件の悪さが書かれており、深田村の木挽師もそのような人間であったと思われる。

村落組織に関しては、延宝期には、「氏子男女」という記述が見られる。

この記述から、「ムラ」として神社に祈願したことがわかり、この時期に近世村落としてのまとまりを持っていたと考えられる。元禄期に下ると「里長」という言葉があり、宝暦期になると「庄屋以下村役人」という記述が見られる。また、このような村役人の存在以外に、世話人というのが出てくる。寛政五年（一七九三）の棟札には、庄屋二名の他に世話人として今竹松蔵という人物の存在が記されている。世話人の存在は、この寛政五年の棟札以外には記されていない。この今竹松蔵という人物についてはあまり詳しくわからない。今竹というのは、太田の字名に「今竹」というのが存在することから、「今竹」に住む松蔵という人物が世話人になったということになるのではないだろうか？

特記事項としては、元禄時代に「雨乞」をした折袴札が残っている。平凡社の地名辞典には雨乞い信仰の神社と記しており、このことは元禄時代から続いているものと考えられる。

徹禅叟という人物や阿闍梨義弁通範という人物（仏僧）が関わっている。このことから、上棟式が仏式で行われたことがわかる。この僧侶がどの寺の人物かは確定出来ないが、県主神社の神宮寺の僧侶である可能性が高い。加茂郡八百津町の大仙寺には、県主神社領の年貢請負に関する文書（永正

年間）が残っている。美濃加茂市太田本町にある祐泉寺は、寛文期以前その大仙寺の末寺であった。寛文期以降は関市の梅龍寺の末寺として臨済宗妙心寺派に変わるが、中世後期から近世にかけて、県主神社の神宮寺であった可能性が高い。阿闍梨義弁通範という人物については詳しくわからないが、徹禅叟という人物は、高島博士著『中山道太田宿に生きた人々の系譜』（一九八四）の祐泉寺の系譜のなかで「二世当山創建徹玄禅師」とあり、この人物が棟札に登場する徹禅叟ではないだろうか。

#### 蜂屋加茂神社

この神社では、所属村落が様々な名称で記されている。「加茂郡蜂屋荘」「上蜂屋村」、「上蜂屋郷法朝村」、「上中下蜂屋庄」「富本庄上蜂屋村」といった名称である。蜂屋荘の一部である上蜂屋の神社として位置づけられており、基本的には近世以来それは変化がないように思われる。ただ「法朝村」という村については不明である。

大工、木挽は村内の人間が関わっており、葺師は天保期に「下川辺」（現加茂郡川辺町）、文政期には「郡上」の人物が関わっている。

村落に関しては、寛永九年（一六三二）に惣氏子という表現が為されており、寛永十五年（一六三八）には、本願人である河合氏と村中諸氏子供が記されている。それ以降では、数名の者が「取持」として記されている。延宝期の棟札には、この「取持」のなかに「日江傳兵衛」という名前が記されている。この人物は御柿庄屋である（『美濃加茂市史 史料編』）。また、享保七年（一七二二）の棟札に「取持」として記されている「酒向庄兵衛」は享保十八年（一七三三）の棟札に「組与」として記されていることから、この「取持」は、上棟式の世話人という意味合いであろうが、実際は村役人を務める人物であったと考えられる。このことから、承応年間頃から村役人的な存在が蜂屋加茂神社の上棟式を「取持」つような、行政村落的な



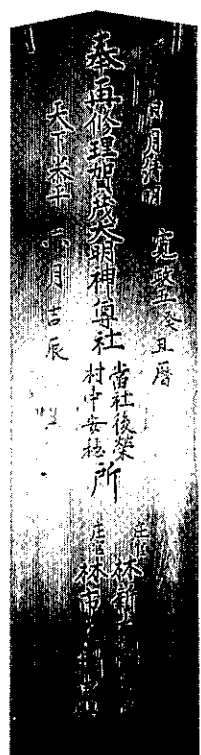
註2 尖頭形の棟札  
加茂神社所蔵

棟札は、上棟式の際に棟に打ち付けられるものだが、棟札を打ち付ける建築の作業まで行程が止まってしまうことから、棟に打ち付けるのをやめ、本殿などに奉納して置くものへと変わっていく(置札)。この変化は全国画一的なことではなく、寺社ごとに違ったり、地域ごとに違ったり、また現在でも棟に打ち付けることを続けている場合もある。このような変化は、棟札の釘穴の有無で確認することが出来る。

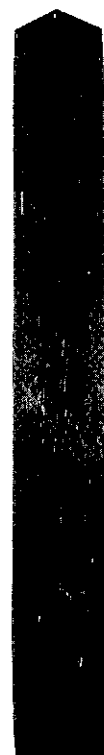
蜂屋加茂神社の場合は、寛永期以降の棟札には釘穴が存在しない。県主神社の場合は近代の棟札にも釘穴があり、それに対して坂祝神社の棟札には釘穴のある棟札がない。坂祝神社の場合、近世後期の棟札しか現存しないことも考慮に入れるべきだが、蜂屋加茂神社の場合は、近世の早い段階で上棟式の際に棟に札を打ち付けることをやめ、県主神社の場合は棟上げの際に棟に札を打ち付けることを行っていたと考えられる。

棟札に表現される内容としては、建物の建て替えが何時、誰によって行われたかという記録はもちろんのこと、供養願文などが記されている。ほとんどの棟札には、梵字や、陰陽道や修験道の影響を受けて呪符にあるような記号を入れたりする。また県主神社の棟札には、「大日本國」という記述や、「天下泰平」、「國土安穩」という記述もみられる。これは「神國」に対する民衆の付属意識から出る表現だと考えられ、近世の人々の神国思想が伺える。

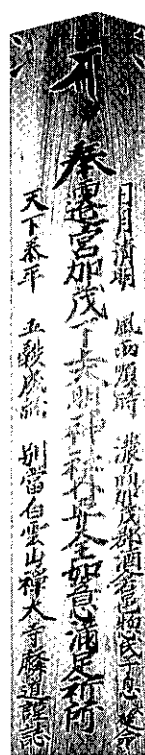
以下、現在までに「カモ地域史研究会」が調査した「三加茂」の各神社の棟札からわかる地域的な情報を列記しておきたい。



註3 上部に釘穴のある棟札  
県主神社所蔵



註4 中心に2ヶ所  
の釘穴のある棟札  
加茂神社所蔵



註5 梵字のある棟札  
坂祝神社所蔵

### 県主神社

まずこの神社がどのような信仰地域を有していたかをみると、近世段階では、「太田村」(現美濃加茂市)や「太田驛」という表記がある。

葺師については、犬山、川辺、地元である太田村の人間が関わっている。元禄十五年(一七〇二)には尾張国大山(現愛知県犬山市)の葺師高木氏、宝暦八年(一七五八)の上葺正遷宮には川辺の葺師、それ以降、太田村の葺師が携わっていることがわかる。大工については、延宝五年(一六七七)に尾張国の小塩弾七郎の存在が記されて以降、しばらくは大工と記される者の存在は棟札上からは見られない。寛政年間の棟札には、上古井村(現美濃加茂市)、蜂屋村の大工が携わっており、文化七年(一八一〇)の棟札からは太田村の地元の大工が加わっている。このように確認していくと、修復や遷宮が行われる際に、近世の前期には遠方の技術者を使っていたが、後期になると比較的近くにいる葺師や大工を使うようになったと言える。

木挽は、深田村(現美濃加茂市)の人間を使っている。木挽師とは、大

## 歴史資料としての棟札

長 沼 毅

はじめに

「カモ地域史研究会」は、「三加茂」と称される美濃加茂市西町の県主神社、同市蜂屋町の加茂神社、加茂郡坂祝町酒倉の坂祝神社に現存している棟札、及び各神社に関する古文書・記録についての調査を行ってきた。

『美濃加茂市民ミュージアム紀要第一集』では県主神社の棟札、第二集では蜂屋加茂神社の棟札を、今回の第三集では坂祝神社の棟札を取りあげ翻刻した。

棟札の歴史的資料価値について、以前はあまり重要視されてこなかったように思う。

しかし、一九九〇年代に入り、棟札を取りあげた歴史研究が本格的に始まった。特に中世史の分野では、国立歴史民俗博物館によって『社寺の国宝・重文建造物等棟札銘文集』が刊行され、水藤真氏の研究によって棟札が古文書学的に位置づけられた。また、横浜市歴史博物館企画展『中世の棟札―神と人々の信仰―』図録では、一般の人にもわかりやすい記述がなされており、棟札の歴史資料的価値に対する認識が一般化されつつあると思う。しかしながら、近世史の分野において、棟札の歴史的資料価値は十分に認知されるに至っていないように思われる。

以前の紀要では、古文書を利用した県主神社と蜂屋加茂神社の考察が行われたが、本報告では、棟札からわかる歴史的情報の一部を見ていきたいと思う。

棟札の形態について

上部が平坦な物、尖っている物など様々な形状があり、板の厚さも統一されていない。

大別すると次のようになる。

〈上部〉

「平頭形」…平らな物。

「尖頭型」…山形に尖った物。

「尖頭型」の棟札にも鋭角に尖った物、なだらかな山形になった物、ほとんど平頭形に近い物とある。

幅に関しては、上幅と下幅が均一な物、上幅が下幅よりも広い物、その逆に上幅よりも下幅の方が広い物とある。中世では上幅の方が広い棟札は少ないとされている。

県主神社の棟札は、近世のほとんどのものの上部が比較的平坦な尖頭型で、上下幅が同じか、上幅が広い物である。このような傾向は蜂屋加茂神社や坂祝神社も同じである。

蜂屋加茂神社の場合、尖頭型でも山形の頂点が中央からずれている物がみられる。このような形状の物は近世の物だけではなく、昭和に入っても作られる。坂祝神社でも文化・文政期に作製された棟札が同様の形状となっている。このような形状の意味についてはわかっていない。



註1 平頭形の棟札  
県主神社所蔵

わせた三所明神にもみられる。<sup>(32)</sup>

(すずき しげき 正眼短期大学 禅・人間学科助教授)

註

- (1) 『岐阜県史』史料編 近世一(一九六五年)、一六四頁。
- (2) 『名古屋叢書』続編三(名古屋市教育委員会、一九六六年)、三九〇頁。
- (3) 一 美濃二国郷帳(註(1)同書)、三〇頁。
- (4) 三三三 尾張藩美濃國之内郷帳(『岐阜県史』史料編 近世二、一九六六年)、五七頁。
- (5) 八 美濃国尾張領村々覚書(『岐阜県史』史料編 近世四、一九六八年)、七三頁。
- (6) (7) 『濃州徇行記 濃陽志略』(大衆書房、一九七〇年)、二三五頁。
- (8) 本紀要一四頁。
- (9) 岐阜県史料館蔵(一一三〇—一一三四)。
- (10) 坂祝町誌編纂室収集史料(三四八〇—)。
- (11) 明治六年五月二十九日太政官布告第一八〇号「大小神社氏子調の中止」の指令により、氏子制度、戸籍制度、地方制度を組み合わせた政府の施策の基本的方針は崩れた。また、明治十一年七月二十七日布告第一七号(郡区町村編成法)により大小区制が廃止され、郷社と村社の関係は消滅した(米地実『村落祭祀と国家統制』お茶の水書房 一九七七年)。
- (12) 『岐阜県史』通史編 近代上(一九六七年)、一一三八頁。
- (13) (15) (23) 『美濃国神社一覽』(岐阜県図書館蔵)。「岐阜県管内県社郷社村社別明細書」(同館蔵)によれば、明治五年の区制直後の坂祝神社を第四百七十七区郷社、県主社を第四百八十八区郷社、蜂屋加茂社を同区村社とする。
- (14) 実際には、無格社をも含めて小区内の諸社をすべて管理していた。
- (16) 坂祝町誌編纂室収集史料(一〇〇〇四)。
- (17) 浅井家文書(可児市教育委員会寄託)の明治二十年一月の地券(A二〇—一二二五)には、「美濃國可児郡久々利村千五百六十三ノ二、字南町」とある。
- (18) 『靈名簿』(浅井家文書、B一—二四四七)。四一 千村家分限帳、四二 千村家順席帳(『可児町史』史料編、一九七八年)、六六・七一頁。

- (七) 慶応二年寅正月 被仰出申渡帳(中島勝國『久々利村家』(『可児歴史叢書』(2) 一九九四年)、一三五頁。中島勝國『西山謙之助書簡集』(『可児歴史叢書』(1) 一九八三年)、一一六頁)。
- (19) 羽賀祥二『史蹟論』(名古屋大学出版会、一九九八年)、二八三頁。
- (20) (22) 『岐阜縣郷土偉人伝』(同編纂会、一九三三年)、九七八頁。父道孝は本居学派の植松茂岳に歌道を学んだ。道一は、明治十二年郡制発足と同時に初代可児郡長に就任して以来、恵那郡長、大野・益田・吉城三郡長に任ぜられ、同十八年退職した。
- (21) 中島勝國『久々利村家小納戸役 神谷藤太郎御用日記』(『可児歴史叢書』(4) 一九九六年)には、前田順之進の名が度々登場する。
- (24) 『久々利村誌』(同編纂会、一九三五年)、二〇六頁。
- (25) 註(24)同書、一一五頁。
- (26) 『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第一集(二〇〇二年、以下『紀要』と略称)、二九頁。
- (27) 『紀要』第二集(二〇〇三年)、四八頁。
- (28) 註(27)同書、四五頁。
- (29) 本紀要一九頁。
- (30) 『坂祝村誌』(坂祝村教育委員会、一九五五年)、一一五頁。
- (31) 『美濃国古蹟考』本巻(岐阜郷土出版社、一九八八年)、二九六頁。明治九年七月に岐阜県社寺係が、『美濃国古蹟考』の原本を清円の子孫である真清田神社の神職佐分清敏に問い合わせをした。清敏はその回答の中で、「右古蹟考編輯仕候ハ、宝永・元文年間ニ御座候、随テ清円儀ハ、生ハ延宝八年庚申正月廿五日ニシテ、明和二年乙酉正月廿二日、行年八十六ニテ死ス、…」と言っているが、校訂者の吉岡勲氏はその本文の内容を検討し、その解題の中で宝永・元文年間は最も力を注いだ期間をいったのみで、事実は生涯の終わりまで加筆訂正したものと推測している(『美濃国古蹟考』別巻、「解題」第二節編纂年次)。
- (32) 大和岩雄『神社と古代民間祭祀』(白水社、一九八九年)、四二〇頁。

(3) 坂祝神社 (『由緒』)

この『由緒』は、当神社の氏子総代の持ち回りの資料中にあり、県へ提出されたものの控で、大正三年の成功奉告祭および上棟式の記事で終わっている。後冷泉天皇の康平五年、八幡太郎義家と加茂次郎義綱が陸州阿(安部貞任と宗任を征伐し、義綱が東山道を下る途中で当社へ参詣し、戦勝の功がなれば社殿を造営するという誓願をした。終に功がなり凱旋の後、山田時定を奉行とし社殿を修造させ、かつ社領田を寄付した。：時に延久四年(一〇七二)三月山田圓齋と書いた写本を、いま本村の佐藤市兵衛が所持している。考えるに、山田圓齋時定に社殿を修造させた時、当郡太田村県主神社・当郡上峰屋村加茂神社へ寄附社領田として等しく田七反歩余、当社へも同時に寄附があった。今その反別を記した旧記はない。当社は往古より本村の村社であったが、明治五年区画更正の時、加茂郡旧第一〇大区一一小区の郷社となり、旧境内一万二〇〇二坪前々除地、しかし、明治九年境内三二〇〇坪に減地となる。当社と太田町県主神社と上峰屋村加茂神社とを、古来より三加茂といひ尊称し、最も有名な神社である。早魃の時に祈雨をなすと靈験があらわれる。：)

(1) から(3)の内容は細部では多少違いがみられるものの、いずれも加茂神社のいわれを源義家・義綱兄弟に求めている点では一致している。これと同様の伝説は、黒岩神社にもみられることから、この内容のみが三加茂を定める要因とはなりえない<sup>(30)</sup>。そこで注目すべきは、まず(1)の加茂川の上の太田・蜂屋・米田の三所の社と、(2)の義綱が京都の賀茂にならつて二社に分けて造営した記述である。つまり、県主神社および蜂屋加茂神社の加茂神社であるという根拠は、加茂郡に所在するというこよりもむしろ加茂川という自然条件が前提にあり、この二社を合わせる考え方が蜂屋村を中心に天明朝以前には成立していた。これに対して、坂祝神社では川という自然条件ではなく加茂山という山である。なにゆえ、

自然条件を異にする三社が結びついたのかについて、尾張国一ノ宮眞清田神社の祠官佐分清円の考証がそれを解く一つの方向性を示している。

清円は加茂郡の式内社九座の中で、県主神社に次いで坂祝神社と太部神社の二社をあげ、「按、太田宿<sup>ノ</sup>西北<sup>ニ</sup>接シテ坂倉・深田アリ、土人伝<sup>レ</sup>之、称<sup>ス</sup>三加茂ト、所<sup>レ</sup>祭同一神、蓋坂田ハ坂祝、深田ハ太部ニヤ、是県主ノ家、後二分而成<sup>ス</sup>三家ト、各三邑ノ祖トナルヤ、又山城ノ加茂ニ下上アリ、或ハ河合社合<sup>テ</sup>三所トスルヤ、上ハ建角身<sup>ノ</sup>別雷皇大神トス、下玉依姫・大日貴・河合ト、是等ヲ合<sup>テ</sup>三加茂トモ崇ムルニヤ、然<sup>レ</sup>モ上下鴨ノ神体、秘説有<sup>テ</sup>一社ノ所<sup>レ</sup>伝、他<sup>ニ</sup>不知之者アリ、苟白石氏依<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>書附焉」としている<sup>(31)</sup>。清円は加茂郡の太田県主神社、坂倉坂祝神社、深田太部神社の三社を地元の人々が三加茂と称し同一神を祭っているとし、県主家が後に三家に分かれ三村の祖となつたかの考証を加えている。その根拠となるのが、彼自身も推定する京都の下上の賀茂神社に河合神社を含めて三所とする考え方であり、つまり三所は三加茂であるというのである。これら三社はすべて延喜式内社であり、県主・坂祝・太部三社も延喜式内社に比定される神社である。ただし、太部神社は深田村にはなく、比久見村および中川辺村(いずれも現加茂郡川辺町)にそれぞれ鎮座し、どちらが本当の式内社であるのか実際のところ判然としない。しかし、この三社が三加茂であるという説の根拠は(1)の三所の社にあるものと考えられる。つまり、太田・蜂屋・米田三郷の中心的な社をそれぞれ県主・坂祝・太部としたのである。ところが、県主・蜂屋加茂・坂祝という別の三加茂が存在し近代まで呼称されてきた。この三加茂は、清円が三所として示したように二社に一社を加え成したものである。いずれも元来より加茂を社の名称にもつ代表的な三社が、地元の人々により天明朝以後のいつのころからか三加茂と呼ばれるようになったのであろう。山の祭神と加茂神社とを組み合わせて三所として祀るのは、秦氏の総氏神の松尾大社(大山咋神)と京都賀茂二社とを合

含めての列格基準の資料とするためであろうか。明治初年より政府の手による『延喜式神名帳』所載の神社調査が行われている。このような調査では、諸社の由緒や縁起等を考証し式内社として比定できる人物が必要であり、利為は恐らく式内社の比定に関わったのではなからうか。その後、利為は明治二十九年（一八九六）五月より同三十二年まで五代久々利村長<sup>(25)</sup>の要職を勤めた。

### 三、三加茂の成立―結びにかえて―

坂祝神社が、かつて加茂神社と呼ばれていたことについては先述したが、加茂神社という根拠は神社の所在する加茂山にあるようである。祭神は正勝大山祇大神という山神であり、県主神社や蜂屋加茂神社とは異なっている。しかし、いつのころからかこの三社を三加茂と称するようになっていく。ここで、史実としての内容には若干の問題があるが、現存する由緒等により三社のいわれについてまず整理しておきたい。

#### (1) 県主神社（『賀茂郡大明神縁起』）

この縁起は、安政七年（一八六〇）に留木裁許人を勤めた太田村の林岩左衛門が、延徳三年（一四九二）四月の年紀の入った古文書を写したものであるという。県主神社は、京都の下賀茂神社の祭神を勧請した。：神武天皇東征の時、奇瑞があったので別当大神を撰社にまつり、加茂川の上の賀茂三所の社といい、三所は太田、蜂屋、米田である。：一二代景行天皇東征の時、日本武尊が三軍を率いて当地に休息し、都に向かい伏拝し勝利祈願をした。この山を州出山と名付け、小社を造立して当所の氏神とした。その後五六代清和天皇の時代、美濃国司在原行平が、貞観年中（八五九―七七）に靈地であることにより、大社を造営した。：神供調進等も都の賀茂神社と同じであったという。その後奥州安部貞任・宗任を討ちに七〇代

後冷泉天皇の時代に源頼義が奥州へ向かった。天喜五年（一〇五七）より康平五年（一〇六二）までの九年間合戦におよんだ。この時加茂次郎義綱は美濃国司であったので当社に父兄の勝利を立願した。：七三代堀河天皇の寛治五年（一〇九二）清原武衡・家衡退治の功により、源義家は陸奥守、弟義綱は美濃守に補任された。これは当社の神助であるとし、義家が義綱に命じ再興し、山田源内時貞をして造営させた。<sup>(26)</sup>：

#### (2) 蜂屋加茂神社（『賀茂県主神鎮座考』・『賀茂様御普請之事』）

『賀茂県主神鎮座考』は、天明六年（一七八六）閏十月蜂屋村の堀部吉加により書かれた。第七三代堀河天皇の寛治年中（一〇八七―九七）に清原武衡・家衡が奥州で反逆を企てたため、それを鎮圧するために源義家が関東に在陣して数年対陣した。その加勢として弟の賀茂次郎義綱が関東下向の際に、東山道を通り当所に旅宿すると、北の方に神社が見えたので里人に尋ねると、賀茂明神と答えた。そこで義綱は思うところがあり、夜を徹して戦勝祈願をした。その後、義綱は美濃国司に補任され在番の時、家衡が亡び奥州の功がなつたのは賀茂明神の奇瑞であると感じ、京都の賀茂にならつて上下の両社に分けて造営した。蜂屋村に属する社は加茂川の上であるので上賀茂といい、太田宿に属する社はその川の下にあるので下賀茂といっている。<sup>(27)</sup> ほぼ同時期に書かれたと思われる『賀茂様御普請之事』では、康平五年（一〇六二）源義家・義綱兄弟が陸奥国の安部定（貞）任および宗任を誅伐しに向かう時に再建したとある。すなわち、上蜂屋村にあった山田圓才宅が仰せにより宿所となり、兄弟は山田のもとで毎日賀茂大明神へ参詣した。山田は兄弟に対して、社が建立成就の暁には社人家を定めると約束した。<sup>(28)</sup>

区第一一小区の郷社、県主神社は同大区第一二小区の郷社と定められた。ちなみに、蜂屋加茂神社はこの時点で県主神社に付属する村社となった。<sup>(18)</sup>

ところで、明治四年を境に加茂神社から坂祝神社への改名が行われている。以下それについて考えてみたい。

## (二) 祠官前田利為について

「郷社定則」には、「郷社ノ社職ハ祠官タリ、村社ノ祠掌ヲ合セテ郷社ニ祠官・祠掌アルコト布告面ノ如シ、但、祠掌ハ村社ノ数ニヨレハ幾人モアルヘシ」とあり、郷社および村社の社職が定められている。「岐阜県管内県社郷社村社別明細書」には明治五年区制実施直後の諸社が区ごとに書き上げられているが、まず第一四七区郷社坂祝神社の祠掌として名を現すのが前田利為である。祠掌の上の祠官についてはこの時点では未定とあり、利為が事実上区内の郷社および村社を合わせて一四社を管理していたことがわかる。<sup>(19)</sup>翌年大区小区制がしかれてからは第一〇大区第一二小区の郷社県主神社の祠官となり、第一一小区の郷社である坂祝神社の祠官も兼務し、第一〇大区の祠官代表となっている。<sup>(15)</sup>この前田が二つの小区の祠官を兼務すると、第一一小区では深田村の三品藤左衛門が、第一二小区では中蜂屋村の美濃輪群次がそれぞれ郷社神官となり、祠官の下に現地居住の神官が置かれることとなった。<sup>(16)</sup>この前田利為とはいかなる人物であろうか。坂祝神社の社名は利為の時期より始まるのである。

前田家はもとと可児郡久々利村（現可児市）を在所とする尾張藩家臣でもあった千村家の家来であり、同村に居住した。<sup>(17)</sup>利為はその侍医の浅井立意の三男で前田家に養子に入った太中（順之進）の子として生まれ光太郎といい、届方見習より中小姓を経て慶応二年（一八六六）二月には表用人、同年七月には勘定奉行地方掛見習となった。その妻のていは西山謙之助の妹で、謙之助は慶応三年二月平田家門人となり国学を学んでいる。西

山家も千村家の侍医であり浅井立意の三女とみは謙之助の母にあたり、前田・浅井・西山三家は姻戚関係を通して深い関係にあった。<sup>(18)</sup>

千村家九代仲雄は、本居大平の門下で国学・和歌を学び、その家中でも国学を学ぶものがあつた。その後国学を学び岐阜県官吏となった人物に樞田道古と神谷道一があり、彼らは多くの歴史地誌を著している。<sup>(19)</sup>その中でも特に道一は平田門に学び、私塾松径舎は地域の尊王運動の中心となった。<sup>(20)</sup>この神谷と利為の父順之進は同時期に小納戸役を勤めたこともあり、極めて親しい関係にあつた。<sup>(21)</sup>利為が実際に松径舎で学んだのかについては定かではないが、利為にとって道一は、父以外で最も影響力を及ぼす人物であつたことはまちがいない。このような国学的な環境の中に身を置き、利為は育つたのであろう。利為が坂祝神社の祠掌となったのも、そのこととけつして無関係ではなかつた。明治五年の「区制」実施後、神谷道一は第一五三区郷社可児郡久々利村にある八幡社の祠官となり、第一五二区の郷社である同郡池田町屋村（現多治見市）の神明社の祠官も兼務し、道一の叔父道香も第一五五区の郷社同郡兼山村（現可児郡兼山町）にある貴船社の祠掌（祠官は未定）となった。同六年四月の大区小区制移行後は道一は南宮神社の欄直となつて移り、<sup>(22)</sup>道香が第一一大区第五小区の郷社である久々利村八幡神社の祠官となり、同大区第八小区の郷社中村（現可児郡御嵩町）にある春日神社の祠官も兼務し、第一一大区の祠官代表となった。<sup>(23)</sup>また、同年一月には前年の学制に基づき、久々利村に明新義校が開校し、利為と道香は教員として採用を受けた。<sup>(24)</sup>このように利為は、神職と教職を掛け持つ道香と同様のコースを歩んだ。

ところで、利為が居住地の近隣の村々ではなく、坂祝神社の祠掌となつたことは、区内における郷社の設定とけつして無関係ではないであろう。当初祠官が未定であつたこともあわせて考えれば、区内においてしかるべき人物を見出せなかつた結果でもあろう。官社としての、のちには諸社を

## 二、明治維新後の地域統合と坂祝神社

### (一)「郷社定則」の公布

坂祝神社は、江戸時代禪大寺の管理下にあったが、その後寺を離れ村の手に移され、明治三年（一八七〇）河村加森なる人物が社人を勤めることとなった。それに関しては、村役人衆中と氏子中に宛てられた以下の書付が残されている。<sup>10)</sup>

御一新二付復饒相願永久取締書一札

一御一新二付而ハ、修験職ニ而神勤不相成候様被仰出候間、無摺今般復饒之義御歎願申上度存念ニ付、御村方御相談ニ預り申候処、以来社家神主御聞濟相成候共、諸事何事ニよらず往古より先例之通神事祭礼不及申、社付什物其外境内之竹木伐取間敷ハ勿論、仮令枯木たり共村方江申出、相談之上村役人中差図次第、聊違背致間敷候間、何卒復饒之義御取持可被下候様御願申入候処、直様拙寺同道笠松御県御役所江御歎願被成下候処、早速御聞濟ニ相成、加茂神主河村加森と改名いたし、永久社家相統可仕候間、是迄之通不相替村役人中始氏子中御取持之程、偏ニ奉希候、仍之永々右之趣相違無之様、為後代一札差入置申処如件

明治三二年

六月

加茂神主

河村 加森 (印)

親類 忠右衛門 (印)

同断 新兵衛 (印)

同断 清兵衛 (印)

右本文通無相違、依而奥印仕候、以上

大針村組合惣代

藤左衛門 (印)

村役人衆中

并氏子中

この文中「拙寺」とあるのは、その内容からして真言宗禪大寺を指していることはまちがいない。維新政府の神仏分離政策により、禪大寺は旧態の修験職としての加茂神社の管理を解かれることとなったのである。そこで、復饒（還俗）することにより河村加森と名乗り神主への転向を図ったため、必然的に廃寺となったのである。この段階では河村は加茂神主とあり、依然として名称は加茂神社であった。

明治四年十一月廢藩置縣後の府県廢合措置により、美濃国のすべての県が統合され岐阜県となり、同五年（一八七二）九月岐阜県では美濃国を一七五区に分けて「区制」を実施し、翌年四月にはそれを改めて新たに大区を設け、一二大区・一七五小区とした。ついで同九年八月筑摩県から飛騨国が移管され、美濃・飛騨を合わせた行政区画は一八大区・一九一小区となった。

その行政改革に即応するかのようには、政府では神社を公的な存在と位置づけ、明治四年五月に「官社以下順序定額」（太政官第二三五号）を定め、神祇官管轄の官社（官幣社・国幣社）とは別に、地方官管轄の諸社（府社・藩社・県社、府藩県崇敬の社）および郷社（郷邑産土神）の指定を行った。この方向性は同年七月の「郷社定則」（太政官第三三二一号）の公布により一層具体化されていく。その「定則」と同時に「大小神社氏子取調規則」（太政官第三三二二号）、「大小神社神官守札差出方心得」（太政官第三三二三号）が布告されている。「定則」では、郷社を戸籍一区（小区）に一社と定めることにより、同年四月施行の「戸籍法」すなわち戸長制度に対応させようとしたものであり、その区内の他の神社を村社として郷社に付属させた。これにより、郷社は伊勢神宮を頂点とするヒエラルキーの中に位置づけられ、天皇制国家による人民把握の役割を担わされようとしたのである。<sup>11)</sup>なお、岐阜県では明治初年の町村合併により小区の区域が混乱したため、同七年七月郷社とその区域を改正した。<sup>12)</sup>こうして坂祝神社は第一〇大

## 坂祝神社と三加茂

鈴木重喜

はじめに

平成十五年（二〇〇三）二月二日、坂祝神社宮司丹羽雅芳氏、氏子河村貞夫氏・池山勝昌氏のお世話で坂祝神社の棟札調査を行い、十月二十二日坂祝町誌編纂事務局二村英弘氏の協力で史料調査を行った。今回はこれらの調査により明かになった点を含め、坂祝神社と加茂神社との関係について考えてみたい。

### 一、坂祝神社と酒倉村

坂祝神社は、酒倉村に所在する神社であり、酒倉は坂倉とも書いた。正保二年（一六四五）の「美濃国郷帳」によれば村高は三三一・八八六石であり、その内訳は田一六七・八三七石、畑一五五・九〇五石、桑紙木高八一四五石である。<sup>(1)</sup> 桑紙木高とは桑楮高ともいい、「地方古義」には「一、正保之帳に無之候て、堅地帳にて見当り候分」として「桑九十束二升づ、紙木一束四升づ、加茂郡坂倉村」とあり、<sup>(2)</sup> 桑木・楮を米に換算して納入したものである。また、これを領主支配からみれば、「御蔵入」（幕府領）三〇〇・四四石、尾張藩領二九・八二二石、長藏寺領一・六二五石となり、それとは別に山年貢米二・八石が小物成として幕府へ納められていた。関ヶ原の戦い後の慶長六年（一六〇一）には、この村は旗本佐久間河内政實の給知三〇〇石分と水原石見守の給知三一・二四石分に分割され、その後元和元年（一六一五）には水原氏給知二九・八二二石分が尾張藩領となつて<sup>(4)</sup>いる。おそらくそれに伴い、その残りを長藏寺領として宛行つたのであろう。その後佐久間氏給知が幕府領となり、正保期までには先に述べ

た領主支配体制が確定した。明暦二年（一六五六）尾張藩により編纂された「覚書」によれば、この村には尾張藩領の農民はなく、幕府領の農民により藩への年貢・諸役が負担され、そのほかには取組村で橋を懸けた時の手伝人足、太田宿への助郷の人馬、中山道の道作りの人足が出されていたとある。<sup>(5)</sup> また、松平君山の「濃陽志略」には、この村は南蜂屋庄内にあり、その範囲は東西五町、南北五町、一色という支村があり、藩領の負担分の戸口は戸一八、口六五とある。<sup>(6)</sup> その後に書かれた樋口好古の「濃州徇行記」では、「濃陽志略」の記事を受けて「一、此村総高辻三百三十一石八斗八升六合にて、此内三百石四斗四升は御料、一石六斗二升五合は長藏寺領屋敷方の分なり、村名酒蔵とも書き中山道通りであり、深田よりつゞきなり、先年より尾州領百姓はなし、田地は御料百姓入相にて凡廿人ほどにて扣居る由、其内尾州領田地は此村の支郷一色と云処に多あり、是は街道の南東木曾川の渚りにあり、野山は尾州領附なし、皆御料につけり、御領分の庄屋を小藤太と云、是御料の百姓にて久しく御領分附の庄屋をつとめ来るよし。」とある。<sup>(7)</sup> いずれにしても、この村には尾張藩領が設定されてはいるが、農民はすべて幕府領に付属しているためか、尾張藩による記録も村内の事情に深く立ち入らず、神社についても記述を省いている。

ところで、坂祝神社所蔵棟札の管見で最も古い文化八年（一八一二）正月のものには「奉遷宮賀茂大明神社内安全如意満足伎」とあり、<sup>(8)</sup> この神社は坂祝神社ではなく賀茂（加茂）神社と呼称されていたことが確かめられ、この名は江戸時代を通して変わりはしない。また、神社は別当寺の白雲山禪大寺の管理下に置かれ、この寺が神宮寺としての役割を果たしていたものと考えられる。天保九年（一八三八）四月酒倉村の「村差出明細帳」には、京都妙心寺直末寺の禪宗長藏寺とともに、「同真言宗 禪大寺」とあり、<sup>(9)</sup> 真言宗の寺院であったことがわかる。

# 加茂神社の総合研究三

## カモ地域史研究会

### 坂祝神社の棟札調査

「カモ地域史研究会」では、この地域の人々の歩んできた歴史について広く調査・研究を行っている。現在取り組んでいるのは、『美濃国加茂郡誌』の中にある「県主神社」「加茂神社」「坂祝神社」の三加茂神社の由来や成り立ちである。同書には「共に三加茂神社と唱へ古来旱魃に際し雨を祈るに靈驗ありと称へらる」と掲載されている。この三加茂神社を背景とした地域の支配、文化、産業などを総合的にとらえ、当時の村社会を復元していくこととなった。『美濃加茂市民ミュージアム紀要第一集』で美濃加茂市西町の「県主神社」、同第二集で同市蜂屋町の「加茂神社」の調査を行ってきた。今回は、加茂郡坂祝町の坂祝神社の調査結果について報告する。

坂祝神社の調査は、平成十五年（二〇〇三）二月二日に研究会のメンバー五名で行った。棟札等の資料調査カードの作成、写真撮影、棟札の判読・計測など基礎的なデータを収集した。

坂祝神社は、「加茂山」と称する山の中腹に鎮座し、本殿は南東を向いており、廻りを神社林が覆い荘厳な中にある。本殿付近には、凝灰角礫岩（この地域では蜂屋石と呼ばれる）でできた階段があり、この基礎が造られたのは近代以前と思われる。近代以降の階段は切石でつくられている。石造物は、入り口付近にある明治四十二年（一九〇九）八月が、紀年銘のあるものでは一番古いものである。また、神社そのものに伝来する古文書はなく、棟札が唯一の史料である。なお、平成十五年十月二十二日には、坂祝町史編纂室を訪問し、坂祝町の古文書等の調査を行った。

今回の調査結果をまとめ、史料篇として翻刻できたことは、地域史を知

る上で、大変貴重な成果だといえる。坂祝神社の調査にあたって、宮司の丹羽雅芳氏、坂祝町氏子総代会長の河村貞夫氏、坂祝神社氏子総代会長の池山勝昌氏のご協力を得て行うことができた。坂祝町の歴史について坂祝町史編纂事務局の二村英弘氏にご教示いただいた。これらのご協力を得られたことに対してここに感謝の意を述べたい。

（会 員）

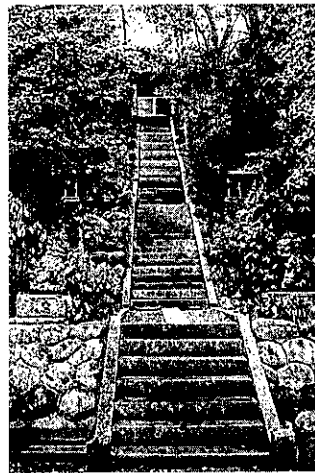
鈴木重喜、小田島和彦、佐光篤、神田年浩、長沼毅、村瀬英彦、井戸幸一、林英雄

坂祝神社と三加茂 鈴木重喜

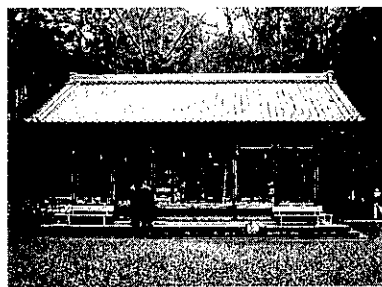
歴史資料としての棟札 長沼 毅

〔史料篇〕 1. 坂祝神社棟札一覽

2. 坂祝神社の由緒記・大正期



坂祝神社社殿



拝殿

凡例

1. 史料には通し番号を付し、史料内容を示す簡単な表題をつけた。
2. 史料の作成年代は史料にしたがって表記し、史料に記載されていないが推定できるものはそれを採用した。
3. 漢字は、史料の記載にしたがって異体字などを用いたものもある。
4. 抹消文字は、左に「く」を記し、訂正文字がある場合は、右側に記した。また抹消のため判読できない文字で、字数が判明するものは一字分は■を字数分記し、字数が判明しないものは（この部分抹消）と表記した。

美濃加茂市民ミュージアム 紀 要

第 3 集

2004年（平成16年）3月 発行

編集・発行

美濃加茂市民ミュージアム

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1（〒505-0004）

TEL：0574-28-1110／fax：0574-28-1104

<http://www.forest.minokamo.gifu.jp>

印 刷 西濃印刷株式会社

